有価証券報告書

第111期

自 2016年1月1日至 2016年12月31日

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

目次

| | | | Ī |
|---------------|----|---|-----|
| 表紙 | | | 1 |
| 第一部 | 羽 | 企業情報 | 2 |
| 第1 | | 企業の概況 | 2 |
| | 1 | 主要な経営指標等の推移 | 2 |
| | 2 | 沿革 | 5 |
| | 3 | 事業の内容 | 7 |
| | 4 | 関係会社の状況 | 9 |
| | 5 | 従業員の状況 | 12 |
| 第2 | | 事業の状況 | 13 |
| | 1 | 業績等の概要 | 13 |
| | 2 | 生産、受注及び販売の状況 | 20 |
| | 3 | 対処すべき課題 | 20 |
| | 4 | The Alle February 2 | 21 |
| | 5 | 経営上の重要な契約等 | 23 |
| | 6 | 研究開発活動 | 23 |
| | 7 | | 24 |
| 第3 | | 設備の状況 | 26 |
| -,- | 1 | TO AND IT We left - I'm are | 26 |
| | 2 | N 1 N 2 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 | 27 |
| | 3 | | 32 |
| 第4 | | 提出会社の状況 | 33 |
| > v - | 1 | III. Delta - II Sun | 33 |
| | 2 | | 76 |
| | 3 | | 77 |
| | 4 | 14 (4) (1) (4) | 77 |
| | 5 | | 78 |
| | 6 | | 82 |
| 第5 | U | A | 95 |
| 労り | 1 | | |
| | 1 | | 96 |
| | | (1) 連結財務諸表 | 96 |
| | _ | (2) その他 | |
| | 2 | | |
| | | (1) 財務諸表 | |
| | | (2) 主な資産及び負債の内容 | |
| | | (3) その他 | |
| 第6 | | 提出会社の株式事務の概要 | |
| 第7 | | 提出会社の参考情報 | |
| | 1 | | |
| | 2 | その他の参考情報 | 185 |
| | | | |
| 第二部 | 13 | 提出会社の保証会社等の情報 | 186 |

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2017年3月21日

【事業年度】 第111期(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆 【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

【電話番号】 03-3660-7111 (代表)

【事務連絡者氏名】 会計財務部門 管理部長 牧野 秀生 【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

【電話番号】 03-3660-7111 (代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
 - (1) 連結経営指標等

| (1) 连相柱首目保守 | 国際会計基 | 準(IFRS) | |
|----------------------|-------|-------------|-------------|
| 回次 | | 第110期 | 第111期 |
| 決算年月 | | 2015年12月 | 2016年12月 |
| 売上高 | 百万円 | 1, 474, 550 | 1, 457, 610 |
| 税引前利益 | " | 166, 038 | 183, 430 |
| 親会社の所有者に帰属 する当期利益 | " | 105, 196 | 126, 551 |
| 親会社の所有者に帰属 する当期包括利益 | " | 93, 011 | 93, 284 |
| 親会社の所有者に帰属 する持分 | " | 680, 996 | 679, 842 |
| 総資産額 | 11 | 1, 311, 064 | 1, 338, 309 |
| 1株当たり親会社所有 者帰属持分 | 円 | 1, 358. 03 | 1, 379. 37 |
| 基本的1株当たり当期 利益 | " | 209. 82 | 253. 43 |
| 希薄化後1株当たり当 期利益 | 11 | 209. 53 | 253. 18 |
| 親会社所有者帰属持分 比率 | % | 51.9 | 50.8 |
| 親会社所有者帰属持分 当期利益率 | " | 16. 1 | 18.6 |
| 株価収益率 | 倍 | 29.8 | 21. 9 |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | 百万円 | 181, 672 | 184, 307 |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | " | (74, 124) | (88, 639) |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | " | (20, 773) | (95, 043) |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | 11 | 309, 922 | 303, 026 |
| 従業員数 | | 32, 282 | 33, 195 |
| [外、平均臨時雇用者 数] | 人 | [13, 313] | [13, 325] |

- (注) 1. 第111期より国際会計基準 (IFRS) を適用しております。また、第110期の財務数値についても、IFRSに準拠しております。
 - 2. 表示単位未満を四捨五入で記載しております(以下も同様であります。)。
 - 3. 売上高には、消費税等は含まれておりません(以下も同様であります。)。
 - 4. ()付きの数字はマイナスである旨を表示しております。

| 回次 | | | | 日本 | 基準 | | |
|-----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 凹次 | | 第106期 | 第107期 | 第108期 | 第109期 | 第110期 | 第111期 |
| 決算年月 | | 2012年3月 | 2012年12月 | 2013年12月 | 2014年12月 | 2015年12月 | 2016年12月 |
| 売上高 | 百万円 | 1, 216, 096 | 1, 012, 595 | 1, 315, 217 | 1, 401, 707 | 1, 471, 791 | 1, 457, 218 |
| 経常利益 | " | 110, 027 | 104, 214 | 128, 053 | 138, 784 | 169, 273 | 178, 728 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | " | 52, 435 | 52, 765 | 64, 764 | 79, 590 | 98, 862 | 116, 241 |
| 包括利益 | " | 41, 395 | 79, 524 | 109, 627 | 102, 267 | 81, 276 | 84, 057 |
| 純資産額 | " | 549, 704 | 596, 083 | 642, 640 | 672, 393 | 687, 133 | 676, 611 |
| 総資産額 | " | 991, 272 | 1, 030, 347 | 1, 133, 276 | 1, 198, 233 | 1, 281, 869 | 1, 307, 607 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 1, 031. 08 | 1, 116. 61 | 1, 227. 54 | 1, 313. 63 | 1, 347. 29 | 1, 348. 23 |
| 1株当たり当期純利益 | " | 100. 46 | 101. 12 | 126. 03 | 156. 46 | 197. 19 | 232. 78 |
| 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 | " | 100. 43 | 101. 08 | 125. 89 | 156. 24 | 196. 92 | 232. 56 |
| 自己資本比率 | % | 54. 3 | 56. 6 | 55. 5 | 54. 9 | 52. 7 | 50.8 |
| 自己資本利益率 | " | 9.8 | 9. 4 | 10.7 | 12. 4 | 14. 8 | 17. 3 |
| 株価収益率 | 倍 | 21. 6 | 22. 2 | 26. 3 | 30. 4 | 31. 7 | 23. 8 |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | 百万円 | 125, 032 | 97, 357 | 178, 745 | 145, 118 | 180, 864 | 183, 120 |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | " | △48, 952 | △44, 641 | △57, 778 | △63, 808 | △74, 020 | △88, 035 |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | " | △86, 163 | △32, 028 | △67, 459 | △85, 022 | △20, 601 | △94, 937 |
| 現金及び現金同等 物の期末残高 | " | 129, 737 | 160, 435 | 227, 598 | 228, 662 | 309, 439 | 302, 436 |
| 従業員数 [4] 正的原財東田本 | ı | 34, 069 | 33, 350 | 33, 054 | 32, 707 | 33, 026 | 31, 931 |
| [外、平均臨時雇用者 数] | \(\) | [3, 216] | [2, 935] | [3, 394] | [4, 290] | [4, 919] | [6, 966] |

- (注) 1. 第107期は、決算期変更により当社及び3月決算会社であった連結対象会社につきましては、2012年4月1日から2012年12月31日までの9ヶ月間を連結対象期間としております。
 - 2. 第106期については、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、第107期より表示単位未満を四捨五 入で記載しております(以下も同様であります。)。なお、比較を容易にするため、第106期についても四捨 五入表示に組み替えて表示しております。
 - 3. 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 - 4. 第111期の日本基準による連結財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| (1) | H 1/1 13 | | | | | | |
|-----------------------|----------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 回次 | | 第106期 | 第107期 | 第108期 | 第109期 | 第110期 | 第111期 |
| 決算年月 | | 2012年3月 | 2012年12月 | 2013年12月 | 2014年12月 | 2015年12月 | 2016年12月 |
| 売上高 | 百万円 | 724, 531 | 567, 402 | 768, 565 | 831, 107 | 881, 593 | 897, 846 |
| 経常利益 | " | 93, 148 | 81, 563 | 111, 650 | 119, 051 | 140, 069 | 149, 057 |
| 当期純利益 | " | 54, 030 | 54, 555 | 74, 591 | 77, 274 | 99, 713 | 107, 824 |
| 資本金 | " | 85, 424 | 85, 424 | 85, 424 | 85, 424 | 85, 424 | 85, 424 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 526, 213 | 526, 213 | 516, 000 | 504, 000 | 504, 000 | 504, 000 |
| 純資産額 | 百万円 | 564, 095 | 586, 537 | 600, 797 | 595, 739 | 642, 377 | 655, 379 |
| 総資産額 | " | 933, 596 | 956, 792 | 985, 839 | 1, 051, 543 | 1, 131, 277 | 1, 170, 286 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 1, 077. 51 | 1, 120. 29 | 1, 169. 58 | 1, 185. 71 | 1, 277. 83 | 1, 326. 41 |
| 1株当たり配当額 | " | 60.00 | 62. 00 | 64.00 | 70.00 | 80.00 | 94.00 |
| [うち1株当たり中間配 当額] | ["] | [29. 00] | [31.00] | [32. 00] | [34. 00] | [38. 00] | [46. 00] |
| 1株当たり当期純利益 | " | 103. 41 | 104. 44 | 144. 99 | 151. 74 | 198. 67 | 215. 69 |
| 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 | " | 103. 37 | 104. 39 | 144. 84 | 151. 53 | 198. 39 | 215. 48 |
| 自己資本比率 | % | 60.3 | 61.2 | 60.8 | 56.6 | 56. 7 | 55. 9 |
| 自己資本利益率 | " | 9.8 | 9. 5 | 12. 6 | 12. 9 | 16. 1 | 16. 6 |
| 株価収益率 | 倍 | 21. 0 | 21. 5 | 22.8 | 31. 3 | 31. 5 | 25.7 |
| 配当性向 | % | 58. 0 | 59. 4 | 44. 1 | 46. 1 | 40. 3 | 43.6 |
| 従業員数 | 人 | 5, 933 | 6, 052 | 6, 172 | 6, 664 | 6, 970 | 7, 195 |
| | | | | | | | |

⁽注) 第107期は、決算期変更により、2012年4月1日から2012年12月31日までの9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

- 1887年 6月 洋小間物商長瀬富郎商店として発足。 —— (創業)
- 1890年10月 「花王石鹸」を発売。
- 1922年11月 吾嬬町工場(現東京工場)完成。
- 1925年 5月 花王石鹸株式会社長瀬商会設立。
- 1935年 3月 大日本油脂株式会社を分離独立。
- 1940年 5月 日本有機株式会社を日本橋馬喰町で設立。 —— (会社設立年月)
- 1940年 9月 日本有機株式会社酒田工場(現酒田工場)完成。
- 1944年12月 大日本油脂株式会社和歌山工場(現和歌山工場)完成。
- 1946年10月 花王石鹸株式会社長瀬商会を株式会社花王と改称。
- 1949年 5月 日本有機株式会社を花王石鹸株式会社と改称。東京証券取引所の市場第一部に上場。
 - 12月 大日本油脂株式会社と株式会社花王が合併し花王油脂株式会社と改称。
- 1954年 8月 花王石鹸株式会社が花王油脂株式会社を吸収合併。
- 1957年12月 和歌山工場に合成洗剤工場完成。
- 1960年 3月 大阪証券取引所の市場第一部に上場(2003年3月上場廃止)。
- 1963年 3月 川崎工場完成。
- 1964年 9月 タイに Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd. を設立。
 - 12月 台湾に Kao (Taiwan) Corporationを設立。
- 1965年 4月 和歌山工場内に産業科学研究所(和歌山研究所)完成。
 - 7月 シンガポールに Kao (Singapore) Private Limited (現 Kao Singapore Private Limited) を設立
- 1967年 8月 東京工場内に東京地区研究所(東京研究所)完成。
- 1970年 3月 香港に 花王(香港)有限公司を設立。
 - 11月 スペインに Sinor-Kao S. A. を設立。
- 1974年11月 花王クエーカー㈱を設立。
- 1975年 3月 メキシコに Quimi-Kao S.A. de C.V. を設立。
 - 12月 栃木工場完成。
- 1977年 1月 フィリピンに Pilipinas Kao, Inc. を設立。
- 1978年 2月 愛媛サニタリープロダクツ㈱(現 花王サニタリープロダクツ愛媛㈱)を設立。
 - 3月 栃木工場内に栃木研究所完成。
- 1979年 5月 スペインに Molins-Kao S.A. を設立。
- 1980年 4月 鹿島工場完成。
- 1984年 4月 豊橋工場完成。
- 1985年 2月 インドネシアの P.T. Dino Indonesia Industrial, Ltd. (現 PT Kao Indonesia) に資本参加。
 - 9月 花王化粧品販売会社を全国9ヶ所に設立し、化粧品(ソフィーナ)事業を日本全国に展開。
 - 10月 「花王石鹸株式会社」から「花王株式会社」へ商号変更。
- 1986年 5月 カナダの Didak Manufacturing Limitedを買収し、情報関連事業に本格的に進出。
 - 10月 ドイツに Guhl Ikebana GmbHを設立。
- 1987年 7月 アメリカの High Point Chemical Corporationを買収。
 - 8月 Sinor-Kao S. A. とMolins-Kao S. A. を合併し、スペインに Kao Corporation S. A. を設立。
- 1988年 4月 シンガポールに KAO (Southeast Asia) Pte. Ltd. (現 Kao Singapore Private Limited) を設立。
 - 5月 アメリカの The Andrew Jergens Company (現 Kao USA Inc.) を買収。
 - 7月 マレーシアに Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. を設立。
- 1989年 5月 ドイツの Goldwell AG (現 Kao Germany GmbH) を買収。
 - 10月 全国9ヶ所の化粧品販売会社を統合し、花王化粧品販売㈱を設立。
- 1992年10月 ドイツの Chemische Fabrik Chem-Y GmbH (現 Kao Chemicals GmbH) を買収。
- 1993年 8月 中国に 上海花王有限公司を設立。

- 1999年 3月 情報関連事業から撤退。
 - 4月 全国各地区の家庭用製品の販売会社8社が合併(花王販売㈱)。
 - 8月 スペインに 欧州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Europe, S. L. を設立。
 - 12月 アメリカに 米州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Americas Corporationを設立 し、それに伴い High Point Chemical Corporationを清算。
- 2002年 3月 ドイツの Goldwell GmbH (現 Kao Germany GmbH) を通じて、KMSリサーチ社(KMS Research, Inc.他)を買収。
 - 6月 中国事業の持株会社として 花王 (中国) 投資有限公司を設立。
 - 9月 アメリカの The Andrew Jergens Company (現 Kao USA Inc.) を通じて、ジョン・フリーダ社 (John Frieda Professional Hair Care, Inc.他) を買収。
- 2003年 3月 中国に 花王(上海)産品服務有限公司を設立(上海花王有限公司から販売機能を分離)。
- 2004年 7月 株式交換により花王販売㈱を完全子会社化。
 - 10月 当社と花王販売㈱の業務品事業をそれぞれ会社分割し、既存の花王クリーン アンド ビューティ (㈱に承継させ、同社を「花王プロフェッショナル・サービス株式会社」に商号変更。
- 2005年 7月 英国の Kao Prestige Limited (2015年11月清算結了) を通じて、モルトン・ブラウン社 (Molton Brown Limited他) を買収。
- 2006年 1月 ㈱カネボウ化粧品の株式を取得し、同社及びそのグループ会社を子会社化。
- 2007年 4月 花王販売㈱と花王化粧品販売㈱が合併し、「花王カスタマーマーケティング株式会社」に商号変更。
- 2009年 7月 ドイツの Kao Corporation GmbH (現 Kao Manufacturing Germany GmbH) を通じて、ライカルト社 (Reichardt International AG) の工場 (生産設備等) を取得。
- 2011年 4月 中国に 花王 (合肥) 有限公司を設立。
 - 6月 和歌山工場内に「エコテクノロジーリサーチセンター」(ETRC)完成。
- 2012年 4月 中国に 花王 (上海) 化工有限公司を設立。
- 2014年 4月 花王コスメプロダクツ小田原㈱を設立。
- 2016年 1月 花王カスタマーマーケティング㈱、カネボウ化粧品販売㈱等の株式を承継した花王グループカス タマーマーケティング㈱が営業開始。
- 2016年 9月 小田原事業場内に「ビューティリサーチ&イノベーションセンター」を開所。

3【事業の内容】

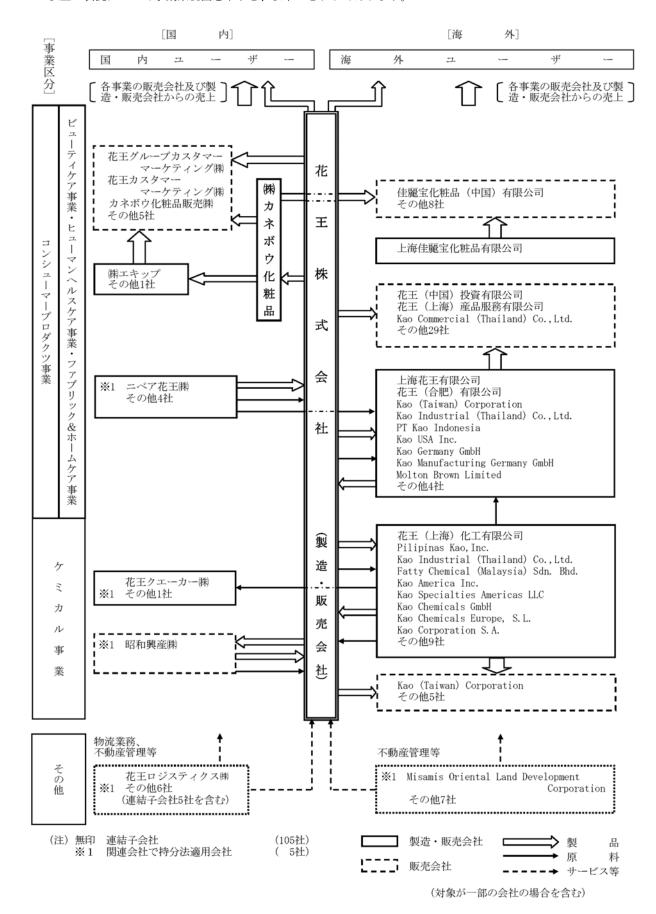
当社及び関係会社(子会社105社、関連会社5社により構成)は、コンシューマープロダクツ事業製品、ケミカル事業製品の製造、販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおります。

事業の内容と当社及び関係会社の当該事業における位置付けは、以下のとおりであります。

なお、下記の事業は「その他」を除き、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表 表に関する注記事項 6. セグメント情報」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

| 事 業 | 区分 | | 主要な会社 | |
|--------------------|--------------------|----|--|--------|
| | ビューティケア 事業 | 国内 | 当社、花王グループカスタマーマーケティング㈱、 花王カスタマーマーケティング㈱、ニベア花王㈱、 ㈱カネボウ化粧品、カネボウ化粧品販売㈱、㈱エキップ、 その他 10社 | (計17社) |
| コンシューマー プロダクツ事業 | ヒューマン ヘルスケア事業 | 海外 | 花王(中国)投資有限公司、上海花王有限公司、 花王(合肥)有限公司、花王(上海)産品服務有限公司、 上海佳麗宝化粧品有限公司、佳麗宝化粧品(中国)有限公司、 | |
| | ファブリック& ホームケア事業 | | Kao (Taiwan) Corporation, Kao Industrial (Thailand) Co., Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd., PT Kao Indonesia, Kao USA Inc., Kao Germany GmbH, Kao Manufacturing Germany GmbH, Molton Brown Limited, | Ltd. 、 |
| | | | Rao Maharactaring Oct many Omon, Morton Brown Elimited, その他 41社 | (計55社) |
| | | 国内 | 当社、花王クエーカー㈱、昭和興産㈱、 その他 1社 | (計4社) |
| ケミカ | ケミカル事業 | | 花王 (上海) 化工有限公司、Kao (Taiwan) Corporation、Pilipinas Kao, Inc.、Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd.、Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.、Kao America Inc.、Kao Specialties Americas LLC、Kao Chemicals GmbH、Kao Chemicals Europe, S.L.、Kao Corporation S.A.、その他 14社 | (計24社) |
| ك (| の 他 | 国内 | 花王ロジスティクス㈱、 その他 6社 | (計7社) |
| (| , | 海外 | Misamis Oriental Land Development Corporation、 その他 7社 | (計8社) |

- (注) 1. 各事業区分の主要製品は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表 に関する注記事項 6. セグメント情報 (1)報告セグメントの概要」のとおりであります。
 - 2. 「その他」に区分されたサービス業務等については、セグメント情報において、そのサービス内容に応じて、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業に振り分けております。
 - 3. 各事業毎の会社数は、複数の事業を営んでいる場合にはそれぞれに含めて数えております。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社 該当ありません。

(2) 連結子会社

2016年12月31日現在

| | 資本金 | - 一一・ショ | 議決権の | 関係内容 | | | | |
|---------------------------------------|--------|---------------------|---|----------------------------------|------------|--------|----------------------|-------------|
| 会社名 | 住所 | 又は 出資金 | 主要な事 業の内容 | 所有割合(%) | 役員の 兼任等 | 長期 貸付金 | 営業上の 取 引 | 設備の賃 貸借等 |
| 花王グループカスタマーマ ーケティング㈱ | 東京都中央区 | 百万円 | 日本におけるコ ンシューマープ ロダクツ事業の 販売会社等の統 轄 | 100.0 | 有 | - | - | 有 |
| ※1 ※14 花王カスタマーマーケティ ング㈱ | 東京都中央区 | 百万円 1,830 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア | *2 100.0 [100.0] | 有 | - | 製品等の販 売先 | 有 |
| ㈱カネボウ化粧品 | 東京都中央区 | 百万円 7,500 | ビューティケア | 100.0 | 有 | - | 製品等の販 売先 | 有 |
| カネボウ化粧品販売㈱ | 東京都中央区 | 百万円 100 | ビューティケア | %2 100.0 [100.0] | 有 | - | - | - |
| 花王ロジスティクス(株) | 東京都墨田区 | 百万円 15 | 日本における物 流関連業務 | ※3 100.0 [66.5] | 有 | - | 製品等の物 流委託先 | 有 |
| ※1 花王(中国)投資 有限公司 | 中国 | 千中国元 2,603,727 | 中国における関 係会社の統轄及 びビューティケ ア | 100.0 | 有 | 有 | 製品等の販 売先 | - |
| ※1 上海花王有限公司 | 中国 | 千中国元 564, 200 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア | ¾4 100. 0 [15. 0] | 有 | _ | 製品等の販 売先 | - |
| ※1 花王(合肥)有限公司 | 中国 | 千中国元 588, 502 | ヒューマンヘルスケア | ※ 5 100. 0 [100. 0] | 有 | - | _ | - |
| ※1 花王(上海)産品服務 有限公司 | 中国 | 千中国元 1, 348, 490 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア | %5 100.0 [100.0] | 有 | - | 製品等の販 売先 | - |
| ※1 佳麗宝化粧品 (中国)有限公司 | 中国 | 千中国元 1,271,687 | ビューティケア | %6 100.0 [100.0] | 有 | - | - | - |
| ※1 花王(上海)化工有限公司 | 中国 | 千中国元 550,000 | ケミカル | %7 100.0 [10.0] | 有 | - | 製品等の購 入先 | - |
| Kao (Taiwan) Corporation | 台湾 | 千台湾元 597, 300 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル | 92. 2 | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |
| ፠1 Pilipinas Kao, Inc. | フィリピン | 千米ドル 73,835 | ケミカル | 100.0 | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |
| Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. | タイ | 千バーツ 2, 000, 000 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル | 100.0 | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |

| A 11 6 | | 資本金 | 主要な事 | 議決権の | 関係内容 | | | |
|---------------------------------------|--------|----------------------|---|--------------------------|------------|-----------|----------------------|-------------|
| 会社名 | 住所 | 又は 出資金 | 業の内容 | 所有割合(%) | 役員の 兼任等 | 長期 貸付金 | 営業上の 取 引 | 設備の賃 貸借等 |
| Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd. | タイ | 千バーツ 2,000 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア | **8 100. 0 [52. 6] | 有 | - | - | - |
| Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd. | マレーシア | 千リンギット 120,000 | ケミカル | ※9 70.0 [70.0] | 有 | I | 製品等の購 入先 | - |
| ≫1 PT Kao Indonesia | インドネシア | 百万ルピア 1, 064, 706 | ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア | 72. 2 | 有 | 有 | 製品等の販 売先 | - |
| Kao USA Inc. | 米国 | 米ドル 1 | ビューティケア | 100.0 | 有 | - | 製品等の販 売先 | - |
| Kao America Inc. | 米国 | 千米ドル 3,200 | 米国における関 係会社へのコー ポレートサービ ス及び米国ケミ カル事業の持株 会社 | 100.0 | 有 | - | - | - |
| Kao Specialties Americas LLC | 米国 | 米ドル 1 | ケミカル | ※10 100.0 [100.0] | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |
| Kao Germany GmbH | ドイツ | 千ユーロ 25,000 | ビューティケア | 100.0 | 有 | ı | - | - |
| Kao Manufacturing Germany GmbH | ドイツ | 千ユーロ 13,000 | ビューティケア | 100.0 | 有 | - | 製品等の販 売先 | - |
| Kao Chemicals GmbH | ドイツ | 千ユーロ 9,101 | ケミカル | %11 100.0 [100.0] | 有 | ı | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |
| Molton Brown Limited | 英国 | 千英ポンド 516 | ビューティケア | 100.0 | 有 | - | - | - |
| *1 Kao Chemicals Europe, S.L. | スペイン | 千ユーロ 74, 035 | 欧州等ケミカル 事業統轄 | 100.0 | 有 | - | - | - |
| Kao Corporation S.A. | スペイン | 千ユーロ 56,411 | ケミカル | ※11 100.0 [100.0] | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |

- (注)※1 特定子会社であります。
 - ※2 花王グループカスタマーマーケティング㈱が所有しております。
 - ※3 花王グループカスタマーマーケティング㈱が66.5%所有しております。
 - ※4 花王(中国)投資有限公司が15.0%所有しております。
 - ※5 花王(中国)投資有限公司が所有しております。
 - ※6 ㈱カネボウ化粧品が92.1%、花王(中国)投資有限公司が7.9%所有しております。
 - ※7 花王(中国)投資有限公司が10.0%所有しております。
 - ※8 当社の子会社であるKao Holdings (Thailand) Co., Ltd. が52.6%所有しております。
 - ※9 当社の子会社であるKao Singapore Private Limited が所有しております。
 - ※10 Kao America Inc. の子会社であるKao Chemicals Americas Corporation が所有しております。
 - ※11 Kao Chemicals Europe, S.L. が所有しております。
 - 12 議決権の所有割合の[]内は、間接所有割合で内数であります。
 - 13 上記以外に小規模な連結子会社が79社あり、連結子会社の数は合計105社となります。

※14 花王カスタマーマーケティング㈱につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結 売上高に占める割合が10%を超えております。

花王カスタマーマーケティング(株)

(1) 売上高 707, 220百万円 (2) 営業利益 10,597 (3) 当期利益 7,223 (4) 資本合計 7,577 (5) 資産合計 92,735

(3) 持分法適用関連会社

2016年12月31日現在

| | 資本金 | | 主要な事 | 議決権の | | | | |
|--------|--------|------------|---------|-------------|------------|-----------|----------------------|-------------|
| 会社名 | 住所 | 又は 出資金 | 業の内容 | 所有割合 (%) | 役員の 兼任等 | 長期 貸付金 | 営業上の 取 引 | 設備の賃 貸借等 |
| ニベア花王㈱ | 東京都中央区 | 百万円 200 | ビューティケア | 40.0 | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | 有 |
| 昭和興産㈱ | 東京都港区 | 百万円 550 | ケミカル | 20.8 | 有 | - | 製品等の購 入先及び販 売先 | - |

- (注)上記以外に小規模な持分法適用関連会社が3社あり、持分法適用関連会社の数は合計5社となります。
 - (4) その他の関係会社 該当ありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年12月31日現在

| | セグメントの名称 | 従業員数 | (人) |
|---|-----------------|---------|-----------|
| | ビューティケア事業 | 17, 771 | [7, 044] |
| | ヒューマンヘルスケア事業 | 5, 445 | [2, 468] |
| | ファブリック&ホームケア事業 | 4, 801 | [3, 419] |
| コ | ンシューマープロダクツ事業 計 | 28, 017 | [12, 931] |
| ケ | ミカル事業 | 3, 460 | [210] |
| 全 | 社 (共通) | 1,718 | [184] |
| | 合 計 | 33, 195 | [13, 325] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ[当社及び連結子会社]からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であります。[]内は臨時雇用者数の年間平均人員であり、外数で記載しております。
 - 2. 臨時雇用者は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - 3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2016年12月31日現在

| 従業員数 (人) | 従業員数(人) 平均年令(才) | | 平均年間給与(千円) |
|----------|-----------------|-------|------------|
| 7, 195 | 41. 4 | 18. 1 | 7, 984 |

| | セグメントの名称 | 従業員数 (人) | | | |
|---|-----------------|----------|--|--|--|
| | ビューティケア事業 | 1, 757 | | | |
| | ヒューマンヘルスケア事業 | 1, 759 | | | |
| | ファブリック&ホームケア事業 | 993 | | | |
| コ | ンシューマープロダクツ事業 計 | 4, 509 | | | |
| ケ | ミカル事業 | 1, 077 | | | |
| 全 | 社(共通) | 1, 609 | | | |
| | 슴 카 | 7, 195 | | | |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社の一部の事業所及び一部の連結子会社には、労働組合が組織されております。連結子会社のうち㈱カネボウ化粧品及びそのグループ会社、並びに花王グループカスタマーマーケティング㈱の子会社であるカネボウ化粧品販売㈱には、カネボウ労働組合の組合員が在籍しております。カネボウ労働組合は、UAゼンセンに属しており、ユニオンショップ制となっております。

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、当連結会計年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)より国際会計基準(IFRS)を適用しています。また、前連結会計年度の財務数値についても、IFRSに組み替えて比較分析を行っています。

注:以下、()付きの数字はマイナス表示

| | 売上高 | 営業利益 | 営業利益率 | 税引前 利益 | 当期利益 | 親会社の 所有者に帰属する 当期利益 | 基本的 1株当たり 当期利益 |
|-----------|---------|-------|-------|--------|--------|--------------------------|----------------------|
| | (億円) | (億円) | (%) | (億円) | (億円) | (億円) | (円) |
| 2016年12月期 | 14, 576 | 1,856 | 12.7 | 1,834 | 1, 279 | 1, 266 | 253. 43 |
| 2015年12月期 | 14, 746 | 1,673 | 11.3 | 1,660 | 1,060 | 1, 052 | 209. 82 |
| 増減率 | (1.1)% | 10.9% | _ | 10. 5% | 20. 7% | 20.3% | 20.8% |

当連結会計年度の世界の景気は、前半は米国や欧州での金融政策正常化に向けた動きや新興国などの経済の停滞、原油価格の下落などにより減速しましたが、後半は米国を中心に回復に向かいました。日本の景気は一部に改善の遅れが見られますが、緩やかな回復基調が続いています。また外国為替市場は、変動の大きな一年でした。当社グループの主要市場である日本のトイレタリー(化粧品を除くコンシューマープロダクツ)市場は、前期に対し金額では2%伸長し、消費者購入価格は、ほぼ横ばいとなりました。また、日本のインバウンド(訪日外国人)需要を除いた化粧品市場は1%伸長しました。

このような状況の下、当社グループは、研究開発を重視し消費者や顧客の立場にたった"よきモノづくり"に基づき、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値商品の発売や育成などに努めるとともに、コストダウン活動などに取り組みました。

なお、2016年8月25日開催の取締役会において、資本効率の向上と株主への一層の利益還元のため、自己株式の取得を決議し、総額500億円の自己株式を取得しました。

売上高は、前期に対して1.1%減の1兆4,576億円(為替変動の影響を除く実質3.2%増)となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において、市場の伸長、新製品・改良品の発売及び販売促進活動のさらなる強化などにより、売り上げは伸長しました。海外では、アジアで為替変動の影響を除く実質で、前期を上回りました。ケミカル事業では、一部の対象業界での需要減の影響を受けましたが、天然油脂価格の上昇に対応した販売価格改定に努め、為替変動の影響を除く実質では、前期を上回りました。

利益面では、日本とアジアのコンシューマープロダクツ事業の増収効果や石化原料の価格低下などにより、営業利益は1,856億円(対前期183億円増)、営業利益率は12.7%となり、税引前利益は1,834億円(対前期174億円増)となりました。当期利益は、1,279億円(対前期219億円増)となりました。

基本的1株当たり当期利益は253.43円となり、前期の209.82円より43.61円増加(前期比20.8%増)しました。

当社グループが経営指標としているEVA(経済付加価値)は、NOPAT(税引後営業利益)の増加や、自己株式の取得による株主還元の実施など投下資本の圧縮に努めたこともあり、前期を148億円上回り734億円となりました。

当期の海外連結子会社等の財務諸表項目(収益及び費用)の主な為替の換算レートは、次のとおりです。

| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| | (1-3月) | (4-6月) | (7-9月) | (10-12月) |
| 米ドル | 115.31円[119.15円] | 108.05円[121.33円] | 102.38円[122.23円] | 109.41円[121.43円] |
| ユーロ | 127. 15円[134. 43円] | 122.05円[134.14円] | 114.24円[135.91円] | 117.88円[132.99円] |
| 中国元 | 17.63円[19.11円] | 16.55円[19.56円] | 15.36円[19.41円] | 16.01円[19.00円] |

注:[]内は前期の換算レート

セグメントの業績

| | 売上高 | | | | | 営業利益 | | |
|---|----------------|---------|---------|--------|-----------|--------|--------|------|
| | | 通 | 通期 | | 或率 | 通 | 期 | |
| | | 2015年 | 2016年 | | 補正後※ | 2015年 | 2016年 | 増 減 |
| | | 12月期 | 12月期 | | 相正仮^ | 12月期 | 12月期 | . |
| | | (億円) | (億円) | (%) | (%) | (億円) | (億円) | (億円) |
| | ビューティケア事業 | 6, 086 | 6, 016 | (1.1) | 2.9 | 379 | 511 | 132 |
| | ヒューマンヘルスケア事業 | 2, 817 | 2, 731 | (3.1) | 1. 3 | 334 | 259 | (74) |
| | ファブリック&ホームケア事業 | 3, 353 | 3, 452 | 2. 9 | 4. 7 | 661 | 781 | 120 |
| コ | ンシューマープロダクツ事業計 | 12, 256 | 12, 198 | (0.5) | 3. 0 | 1, 374 | 1, 551 | 177 |
| ケ | ミカル事業 | 2, 885 | 2, 738 | (5. 1) | 2. 5 | 286 | 297 | 11 |
| | 小 計 | 15, 141 | 14, 936 | (1.3) | 2. 9 | 1,660 | 1,848 | 188 |
| | 調整又は消去 | (395) | (360) | _ | _ | 13 | 8 | (5) |
| | 合 計 | 14, 746 | 14, 576 | (1. 1) | 3. 2 | 1,673 | 1,856 | 183 |

^{※「}補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

販売実績

| | | 通 | 期 | 増洞 | (率 |
|------|---------------|-------------------|-------------------|---------|-------|
| | - | 2015年12月期 (億円) | 2016年12月期 (億円) | (%) | 補正後** |
| Ľ: | ューティケア事業 | 4, 123 | 4, 253 | 3. 2 | 3. 2 |
| Ŀ | ューマンヘルスケア事業 | 2, 227 | 2, 153 | (3. 3) | (3.3) |
| ファ | アブリック&ホームケア事業 | 2, 888 | 3, 023 | 4. 7 | 4. 7 |
| | 日本計 | 9, 238 | 9, 430 | 2. 1 | 2. 1 |
| 7 | アジア | 1, 827 | 1, 808 | (1.1) | 13. 0 |
| > | 长 州 | 897 | 801 | (10.7) | (0.5) |
| × | 次 州 | 899 | 781 | (13. 1) | (0.8) |
| P | 内部売上消去等 | (605) | (622) | = | = |
| コンショ | ューマープロダクツ事業 計 | 12, 256 | 12, 198 | (0.5) | 3. 0 |
| - | ∃ 本 | 1, 300 | 1, 240 | (4. 6) | (4.6) |
| 7 | アジア | 1, 058 | 1, 038 | (1.9) | 12. 4 |
| > | 长 州 | 482 | 446 | (7.4) | 7.8 |
| Ŋ | 次 州 | 648 | 594 | (8.3) | 2.4 |
| P | 内部売上消去等 | (603) | (580) | = | = |
| ケミカノ | レ事業 計 | 2, 885 | 2, 738 | (5. 1) | 2. 5 |
| | 小 計 | 15, 141 | 14, 936 | (1.3) | 2. 9 |
| | 調整又は消去 | (395) | (360) | - | _ |
| | 合 計 | 14, 746 | 14, 576 | (1. 1) | 3. 2 |

^{※「}補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

参考: 所在地別の業績

参考情報として所在地別の業績を以下のとおり開示します。

| | | 売上高 | | | 営業利益 | | |
|--------|----------|----------|---------|-------|--------|--------|------|
| | 通 | 通期 | | 咸率 | 通 | 通期 | |
| | 2015年 | 2016年 | | 块工效※ | 2015年 | 2016年 | 増 減 |
| | 12月期 | 12月期 | | 補正後※ | 12月期 | 12月期 | |
| | (億円) | (億円) | (%) | (%) | (億円) | (億円) | (億円) |
| 日 本 | 10, 198 | 10, 357 | 1.6 | 1.6 | 1, 278 | 1, 451 | 174 |
| アジア | 2, 848 | 2, 815 | (1.1) | 13. 0 | 209 | 228 | 20 |
| 米 州 | 1, 378 | 1, 247 | (9.6) | 2. 4 | 78 | 72 | (6) |
| 欧 州 | 1, 544 | 1, 372 | (11. 1) | 0. 5 | 121 | 94 | (27) |
| 小 計 | 15, 968 | 15, 791 | (1.1) | 3. 6 | 1,685 | 1,846 | 161 |
| 調整又は消去 | (1, 222) | (1, 215) | _ | _ | (11) | 10 | 22 |
| 合 計 | 14, 746 | 14, 576 | (1.1) | 3. 2 | 1,673 | 1, 856 | 183 |

^{※「}補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

なお、売上高に占める海外に所在する顧客への売上高の割合は、前期の35.2%から33.8%(為替変動の影響を除く 実質36.6%)となりました。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前期に対して0.5%減の1兆2,198億円(為替変動の影響を除く実質3.0%増)となりました。

日本の売上高は、前期に対して2.1%増の9,430億円となりました。消費者の生活スタイルの変化や嗜好の多様化及び環境・健康・高齢化・衛生などの社会的課題への対応に努め、数多くの高付加価値商品の発売、提案型販売活動の強化などに取り組みました。

アジアの売上高は、1.1%減の1,808億円(為替変動の影響を除く実質13.0%増)となりました。中間所得層向け製品の販売・育成、販売店との協働取組、卸チャネルの活用や販売地域の拡大などに努め、伸長が続いています。

米州の売上高は、10.7%減の801億円(為替変動の影響を除く実質0.5%減)となりました。スキンケア製品及びサロン向け製品の売り上げは伸長しましたが、ヘアケア製品は前期を下回りました。

欧州の売上高は、13.1%減の781億円(為替変動の影響を除く実質0.8%減)となりました。サロン向け製品の売り上げは、ほぼ横ばいに推移しましたが、ヘアケア製品は前期を下回りました。

営業利益は、日本のファブリック&ホームケア事業やアジアでの増収効果、原材料価格の低下及び商標権の償却が終了したことなどにより、1,551億円(対前期177億円増)となりました。

当社は、〔ビューティケア事業〕、〔ヒューマンヘルスケア事業〕、〔ファブリック&ホームケア事業〕を総称して、コンシューマープロダクツ事業としております。

[ビューティケア事業]

売上高は、前期に対して1.1%減の6,016億円(為替変動の影響を除く実質2.9%増)となりました。

化粧品の売り上げは、前年並みの2,550億円(為替変動の影響を除く実質2.8%増)となりました。日本では、前年度発売した新製品が順調に推移し、また店頭での販売促進活動を強化したことなどにより、売り上げは前期を上回りました。化粧品ビジネスの大改革は2016年9月から本格的に始まり、販売チャネルを拡大した「ソフィーナiP」シリーズや新グローバルブランド「KANEBO」の売り上げは、順調に推移しました。カウンセリング化粧品では、「アルブラン」、「RMK」などが好調に推移し、セルフ化粧品では、「KATE」や「media」が売り上げを伸ばしました。海外では、中国や台湾が好調で売り上げは前期を上回りました。

スキンケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、「ビオレ」の洗顔料や日焼け止め、乾燥性敏感肌ケア「キュレル」の売り上げが伸長し、前期を上回りました。アジアや米州でも、「ビオレ」の売り上げが好調に推移し前期を上回りました。

ヘアケア製品の売り上げは、前期を下回りました。日本では、シャンプー・リンス「エッセンシャル」の全面 改良などを行いましたが、競争激化により売り上げは横ばいに推移しました。また、使いやすさと環境に配慮し た新容器の詰替え品を発売し、消費者の支持を得ました。海外では厳しい状況が続き、前期を下回りました。

営業利益は、日本の増収効果やカネボウ化粧品関連の商標権の償却が終了したこと、及び前期に減損損失などを計上していたことにより、511億円(対前期132億円増)となりました。

[ヒューマンヘルスケア事業]

売上高は、前期に対して3.1%減の2.731億円(為替変動の影響を除く実質1.3%増)となりました。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を代謝する力を高め、体脂肪を減らすのを助ける特定保健用食品として、「ヘルシア緑茶」の高濃度茶カテキンの機能訴求を強化し、新しいユーザー開拓に努め、回復の兆しが見えてきました。

サニタリー製品の売り上げは、前期を上回りました。生理用品「ロリエ」は、順調に売り上げを拡大しました。日本では、高い吸収力と快適なつけ心地を実現する「ロリエ スリムガード」から、香りつきの高付加価値商品が発売され、売り上げは前期を上回りました。アジアでも、高付加価値商品が好調に売り上げを伸ばしました。ベビー用紙おむつ「メリーズ」の売り上げは、為替変動の影響を除く実質では、ほぼ横ばいでした。日本では、中国での転売を目的とした需要が前期に比べて減少する中、中国市場向けの越境Eコマースに本格的に取り組み始めましたが、売り上げは前期を下回りました。また、長く続いた店頭での品薄状態はほぼ解消され、マーケティング活動を再開することができました。2016年6月には、通気性をさらに高めた改良品を発売したことなどもあり、シェアは回復しています。市場の拡大が続く中国では、販売の構造改革を実施しながらも売り上げは伸長しました。インドネシアでは、中間所得層向け現地生産品の「メリーズ」が、好調に売り上げを伸ばしています。

パーソナルヘルス製品の売り上げは、前期を上回りました。オーラルケアでは、歯みがきや洗口液「ピュオーラ」が順調に推移し、売り上げは前期を上回りました。入浴剤の売り上げは、前期を上回りました。蒸気の温熱シート「めぐりズム」は、インバウンド需要が減少したことで、売り上げは前期を下回りましたが、店頭での販売促進活動や広告宣伝を強化したことなどにより、回復傾向にあります。

営業利益は、マーケティング費用の積極的な投下、減価償却費の増加や為替変動の影響、及びインバウンド需要の減少などにより、259億円(対前期74億円減)となりました。

[ファブリック&ホームケア事業]

売上高は、前期に対して2.9%増の3,452億円(為替変動の影響を除く実質4.7%増)となりました。

ファブリックケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、激しい競争環境にある市場において、大容量化に対応するとともに、新製品・改良品が寄与したことで、売り上げとともにシェアも前期を上回りました。衣料用洗剤では、濃縮液体洗剤「ウルトラアタックNeo」を始めとするNeoシリーズや従来型の「アタック抗菌EXスーパークリアジェル」を中心に、売り上げは前期を上回りました。柔軟仕上げ剤では、高付加価値商品の市場拡大が進む中、「フレア フレグランス」で新しい発香機能を提案した新製品やプレミアム柔軟剤「フレアフレグランスIROKA」を発売し、売り上げを伸ばしました。また、防臭効果の高い「ハミングファイン」は好調に推移しました。アジアでも、売り上げは前期を上回りました。特に、インドネシアの中間所得層向け手洗い用粉末洗剤「アタックJaz1 (ジャズワン)」は好調に推移しました。

ホームケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、食器用洗剤「キュキュット」は、泡スプレータイプの新製品「キュキュットCLEAR(クリア)泡スプレー」を発売しました。従来の「食器用洗剤はスポンジを使う」という既成概念に対し、「スポンジが届かないところの汚れをスプレーして落とす」という全く新しい提案で、新市場を創造しました。浴室、トイレ、キッチンなどの住居用洗剤「マジックリン」は、消臭・除菌・防汚などの付加価値提案を行い、売り上げが伸長しました。また、衣類・布・空間用消臭剤「リセッシュ」や住居用ワイパー「クイックル」の売り上げは、順調に推移しました。アジアでは、各国の生活スタイルに対応した、様々な生活場面で使われる高付加価値な住居用洗剤「マジックリン」が、タイなどで好調に推移し、売り上げは伸長しました。

営業利益は、増収効果や原材料価格の低下などにより、781億円(対前期120億円増)となりました。

〔ケミカル事業〕

売上高は、前期に対して5.1%減の2,738億円 (為替変動の影響を除く実質2.5%増)となりました。

日本の対象業界では、建材分野など一部の市場に需要減の動きがみられ、その影響を受けました。海外では、対象業界での需要減の影響がある中、販売の拡大や油脂製品の販売価格改定に努め、為替変動の影響を除く実質では前期を上回りました。

油脂製品では、原料価格の上昇が続き、それに伴う販売価格の改定に努め、売り上げが伸長しました。機能材料製品では、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発と販売の拡大に努めましたが、建材市場などの市況悪化の影響を受けました。スペシャルティケミカルズ製品では、需要の停滞やパソコン市場の構造変化が続いており、売り上げは前期を下回りました。

営業利益は、厳しい事業環境の中、高付加価値化を進めるとともに、天然油脂価格の上昇に対応した販売価格 改定などに努め、297億円(対前期11億円増)となりました。

なお、環境負荷低減に貢献する水性インクジェット用顔料インクの開発と事業のグローバル展開を加速するため、2016年6月に米国と欧州の会社の買収を発表し、米国の会社は7月から連結子会社となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、為替変動による影響を含めて前連結会計年度末に比べ69億円減少し、3,030億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,843億円となりました。 投資活動によるキャッシュ・フローは、 $\triangle 886$ 億円となりました。 以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは、957億円となりました。 財務活動によるキャッシュ・フローは、 $\triangle 950$ 億円となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の分析」に記載しております。

(3) 並行開示情報

連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下、「日本基準」)により作成した要約連結財務諸表、及びIFRS により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した当連結会計年度の要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

① 要約連結貸借対照表(日本基準)

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 733, 233 | 737, 124 |
| 固定資産 | 548, 636 | 570, 483 |
| 資産合計 | 1, 281, 869 | 1, 307, 607 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 377, 493 | 422, 743 |
| 固定負債 | 217, 243 | 208, 253 |
| 負債合計 | 594, 736 | 630, 996 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 688, 015 | 709, 929 |
| その他の包括利益累計額 | \triangle 12, 407 | △45 , 436 |
| 新株予約権 | 889 | 903 |
| 非支配株主持分 | 10, 636 | 11, 215 |
| 純資産合計 | 687, 133 | 676, 611 |
| 負債純資産合計 | 1, 281, 869 | 1, 307, 607 |

② 要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書(日本基準) 要約連結損益計算書

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 売上高 | 1, 471, 791 | 1, 457, 218 |
| 営業利益 | 164, 380 | 176, 186 |
| 経常利益 | 169, 273 | 178, 728 |
| 税金等調整前当期純利益 | 161, 579 | 173, 352 |
| 当期純利益 | 99, 480 | 117, 491 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 618 | 1, 250 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 98, 862 | 116, 241 |

要約連結包括利益計算書

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 99, 480 | 117, 491 |
| その他の包括利益 | △18, 204 | ∆33, 434 |
| 包括利益 | 81, 276 | 84, 057 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 82, 173 | 83, 213 |
| 非支配株主に係る包括利益 | △897 | 844 |

③ 要約連結株主資本等変動計算書(日本基準) 前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | その他の包括利益 累計額 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------|----------|-----------------|-------|---------|----------|
| 当期首残高 | 653, 950 | 4, 281 | 944 | 13, 218 | 672, 393 |
| 会計方針の変更に よる累積的影響額 | △27, 931 | | | | △27, 931 |
| 会計方針の変更を反 映した当期首残高 | 626, 019 | 4, 281 | 944 | 13, 218 | 644, 462 |
| 当期変動額合計 | 61, 996 | △16, 688 | △55 | △2, 582 | 42, 671 |
| 当期末残高 | 688, 015 | △12, 407 | 889 | 10, 636 | 687, 133 |

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | その他の包括利益 累計額 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------|----------|-----------------|-------|---------|----------|
| 当期首残高 | 688, 015 | △12, 407 | 889 | 10, 636 | 687, 133 |
| 当期変動額合計 | 21, 914 | △33, 029 | 14 | 579 | △10, 522 |
| 当期末残高 | 709, 929 | △45, 436 | 903 | 11, 215 | 676, 611 |

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 180, 864 | 183, 120 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △74, 020 | △88, 035 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △20, 601 | △94, 937 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △ 5, 466 | △7, 151 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 80,777 | △7, 003 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 228, 662 | 309, 439 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 309, 439 | 302, 436 |

- ⑤ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(日本基準)
 - 前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
 - (a)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項 連結子会社の異動は増加1社、減少8社であります。 持分法適用会社の異動は増加0社、減少2社であります。
 - (b)会計方針の変更に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連 結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減 しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が32,906百万円増加し、退職給付に係る資産が9,692百万円、利益剰余金が27,931百万円、それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は55.70円減少しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が2014年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を早期適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後に実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(a)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社の異動は増加5社、減少2社であります。 持分法適用会社の異動は増加0社、減少1社であります。

(b)表示方法の変更に関する事項

(企業結合に関する会計基準等の適用に伴う表示方法の変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

⑥ IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記事項 39. 初度適用」をご参照ください。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(のれんの償却停止)

日本基準では、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは償却を停止しております。この結果、販売費及び一般管理費が日本基準より12,716百万円減少しております。

(退職給付に係る費用)

- ①日本基準では、退職給付に係る期待運用収益及び利息費用は退職給付費用として売上原価、販売費及び一般管理費に含めて表示しておりましたが、IFRSでは退職給付に係る利息純額を金融費用として表示しております。この結果、売上原価、販売費及び一般管理費から金融費用に△4,385百万円の表示組替が発生しております。
- ②日本基準では、数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは、発生時にその他の包括利益として一括で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、日本基準では、過去勤務費用について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは発生時に純損益として認識しております。これらの結果、売上原価、販売費及び一般管理費が日本基準より2,967百万円減少しております。
- ③日本基準では、退職給付費用として、退職給付債務に割引率を乗じて利息費用を、年金資産に期待運用収益率を乗じて期待運用収益をそれぞれ認識しておりましたが、IFRSでは退職給付債務と年金資産の純額に割引率を乗じた利息純額を認識しております。この結果、金融費用が5,334百万円増加しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は、産業界向けのケミカル製品から一般消費者向けのコンシューマー製品まで極めて多種多様であり、それら製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように、主として見込み生産を行っております。従って、生産状況は販売状況に類似しているため、生産及び販売の状況については、「1 業績等の概要」をご参照ください。

3【対処すべき課題】

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料市況や為替の変動など事業環境は不透明な状況が続いております。消費者の環境や健康などに関する意識の変化やそれに伴う購買意識の変化、さらには高齢化社会の進行や衛生などの社会的課題も増大しています。また、事業がグローバルに拡大し、さまざまな分野で構造的変化が進む中、事業を取り巻くリスクの変化に対応していかなければなりません。このような中、当社グループは、継続的に企業価値を増大させていくために、以下のような課題に対し適切に対処してまいります。

- ・事業を取り巻くリスクの変化に対応するため、主要リスクの中から全社的に重要なリスクをコーポレートリスク と定め、管理体制を一層強化することで、グループ全体の企業価値を損なわないように取り組んでまいります。
- ・2013年7月4日に自主回収を公表しました、カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品につきましては、白斑様症状を発症された方々への回復支援及び補償を真摯に行っております。これとともに、より高いレベルの安全・安心の担保を図りつつ、再発防止に努めることが課題と認識しており、当社グループを挙げて引き続き取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

企業が事業を遂行している限り、さまざまなリスクが伴います。当社グループにおいては、リスクを把握、評価し、必要な対応策を策定、実行するなどしてリスクを適切に管理しています。また、リスクが顕在化した際には、対策組織を立ち上げ、迅速な対応を行うことで被害、損害をできるかぎり小さくするよう努めております。しかし、以下のような主要リスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、以下の主要リスクは当社グループにおける全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、それらは投資家の判断に影響を与える可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2017年3月21日)現在において当社が判断した ものであります。

(1) コンシューマープロダクツ事業

①消費者ニーズの変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、各国市場の景気変動や消費者の価値観の変化により影響を受けます。当事業は消費者ニーズの変化を捉え、当社グループのモノづくりの総合力を活用し、環境・健康・高齢化・衛生などを切り口とした商品の高付加価値化やサービスの提供に取り組み、ブランド価値を維持向上させております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、消費者ニーズの変化に対応した商品やサービスを提供できず、ブランド価値を落とした場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②流通の変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、市場での流通業の合併や統合による新たな企業グループ化の進展、新たな流通チャネルの出現、拡大などの流通構造の変化により影響を受けます。当事業は、このような流通構造の変化に対した販売活動を推進し、新たな提案をしております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、流通構造の変化に対応した販売活動や新たな提案ができない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)ケミカル事業

当社グループのケミカル事業は、顧客の需要動向や原材料価格の変動などにより影響を受けます。当事業はコスト削減、製品への価格対応を図り、さらに、顧客ニーズに合った製品の高付加価値化、環境に配慮した製品の研究開発を進め、提供しております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、顧客のニーズに合った製品の提供や原材料価格の変動などへの対応ができない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)事業買収、業務提携、合弁事業など

当社グループは事業買収、業務提携、合弁事業などを実施する可能性があります。これらの実施に際しては、経済的価値、相手企業の調査を十分に行い決定します。しかしながら、事業活動には予想できないさまざまな不確実性が伴うため、当初の期待していた効果が出せない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)海外事業展開

当社グループは、成長戦略のひとつとしてアジア、欧米市場などでの事業展開を進めており、特に経済成長率が高く、市場規模が大きくなることが予想される国々での事業の強化を重視しております。しかしながら、事業を進める上で、経済成長の鈍化、政治的・社会的に不安定な情勢が生じる、競合との競争の激化、コスト管理が十分できない、小売店・代理店などの取引先との関係に問題が発生するなど、さまざまな要因による不確実性が伴い、事業の強化ができない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)原材料の調達

当社グループの製品で使用している天然油脂や石油関連の原材料の市況価格は、地政学的リスクや需給バランス、 異常気象、為替の変動などの影響を受けます。当社グループは原材料価格の上昇に対して、原価低減や売価への転嫁 の施策を図り、その影響を軽減しております。また、天然油脂原料に関しては、非可食原料の高度有効利用の研究に よる代替原料の開発にも取り組んでいます。しかしながら、予想を超えて市況価格に急激な変動が生じた場合には、 当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 品質管理

当社グループ商品の品質管理につきましては、消費者・顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、他のブランドや当社グループ全体の信用の低下にもつながり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害・事故などへの対応

当社グループは、地震をはじめとする自然災害に対して、生産工場及び主要な事業拠点を対象に災害対策、事業継続計画 (BCP) の策定を行っており、今後も強化と充実を図っていきます。しかしながら、予想を超える規模の地震やそれにより派生した災害が発生し、原材料の確保、生産の継続などに問題が生じて商品の市場への供給に支障をきたした場合、また、震災に伴う経済環境の悪化によって需要動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、生産工場の爆発・火災事故、情報システム障害、原材料購入先のトラブル、電力や水などの社会インフラの機能不全、有害物質による環境汚染、感染症の蔓延、テロ、政変、暴動などが発生し、商品の市場への供給に支障をきたした場合には、当社グループへの信用、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替の変動

外国通貨建ての取引については為替相場の変動による影響を受けますが、外貨預金口座を通じての決済、為替予約取引や通貨スワップ取引などにより為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。なお、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。しかしながら、在外連結子会社の財務諸表の各項目は円換算するため、換算時の為替レートが予想を超えて大幅に変動した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受けます。

(9) 繰延税金資産や減損処理の影響

当社グループは、事業用の様々な有形固定資産・無形資産や企業買収の際に生じたのれん、繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績計画との乖離や時価の下落等によって、期待されるキャッシュ・フローが生み出せない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)人財の確保

当社グループは、グローバルでの事業目標達成のために多様で優秀な人財の確保に努めております。消費者の方々に支持される"よきモノづくり"をめざすために、研究開発、生産技術、マーケティング、販売活動など高度な専門性を持った人財が不可欠です。しかしながら、雇用情勢の変動などにより、必要な人財を確保できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)法規制の遵守

当社グループは、事業活動を行う上で、商品の品質、安全、環境関連、化学物質関連、また会計基準や税法、労務関連、取引関連などの様々な法規制の適用を受けています。当社グループは、コンプライアンス体制を構築し、遵守に努めておりますが、当社グループだけでなく委託先などが重大な法令違反を起こした場合は、当社グループへの信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、現行の法規制の変更や新たな法規制などが追加された場合には、当社グループの事業活動が制限され、あるいはその対応のために投資が必要になるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)情報管理

当社グループは、研究開発、生産、マーケティング、販売などに関する機密情報や、商品開発、販売促進などに用いる多くのお客様の個人情報を保有しております。当社グループでは、情報取扱いガイドラインによる情報管理を徹底し、情報システムのハード面・ソフト面を含めた適切なセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、予想を超えるサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスへの感染などにより、保有する機密情報・個人情報が漏洩した場合には、当社グループへの信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)訴訟の提起

当社グループは、グローバルで多岐にわたる事業展開をしており、様々な訴訟などを受ける可能性があります。訴訟が提起された場合には結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

合弁事業契約

| 国名 | 契約先 | 合弁会社名称 | 出資比率 ※1 | 契約日 |
|--------|------------------------------------|--|---------------------|------------|
| マレーシア | IOI Oleochemical Industries Berhad | Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. | 70.0% ※ 2 | 1988年2月29日 |
| インドネシア | PT Rodamas | PT Kao Indonesia | 72. 2% | 1994年8月29日 |

- ※1 当連結会計年度末の出資比率を記載しております。
- ※2 出資比率は、間接出資比率であり、 Kao Singapore Private Limited (当社100%出資) が出資しております。

6【研究開発活動】

消費者・顧客の立場にたって、心をこめた"よきモノづくり"を行ない、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ(持続可能性)に貢献するという使命のもと、研究開発部門では、多様な国や地域の消費者の様々な文化やニーズを理解し、独創的なシーズと組み合わせることで、新たな価値や市場を創造する画期的な商品・技術の開発に取り組んでおります。

当社が持つ化学・分子生物学・生化学・細胞生物学技術と、理研脳科学総合研究センター(理研BSI)が持つ神経生理学・発生工学・イメージング技術・神経行動学に関する世界最先端の知見の融合による"感性の脳科学"の解明をめざし、理研BSI内に「理研BSI-花王連携センター」を開設しました。互いの持てる潜在的な知識・技術の融合を十分に発揮できる体制を構築して、イノベーティブな成果の創出を図ります。

当社グループ全体で、約2,900名が研究開発業務に携わっております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、546億円(売上高比3.7%)であり、主な成果は、下記のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

「ビューティケア事業〕

世界の人々の肌や髪を深く知る本質研究と、新しい機能を生み出す素材や製剤の開発をとおして、健康で美しい素肌や素髪の実現と、多様な生活スタイルに合わせた美容価値の提案を目指しています。

ビューティケア事業の化粧品の将来に向けた確固たる基盤の構築を加速させるため、小田原事業場内に、新たな研究施設「ビューティリサーチ&イノベーションセンター」を開所しました。

カウンセリング化粧品では、「ソフィーナ」ブランドの中核となる基本ケアシリーズを全面刷新しました。全商品に月下香の花びらから約3年かけて培養した成分"月下香培養エッセンス*1(保湿)"を含有する"iTPS複合体*2(保湿)"を配合し、肌表面をなめらかに覆い、乾燥から肌を守ります。カネボウ化粧品では、化粧品事業80年の知見を結集させた新グローバルブランド「KANEBO」を立ち上げ、日本とアジア各国で発売しました。"時間美容"の考え方を取り入れ、スキンケアを軸にメイク、ライフスタイルまでトータルに提案します。

スキンケア製品では、なでるような軽い力でも重ねたベースメイクをしっかり落とす「ビオレ メイクとろりん なで落ちジェル」を発売しました。軽い力でもメイクになじむ独自技術 "やわらかメルティ処方"を採用し、ゴシゴシこすらなくても、なでるだけで、毛穴の奥に入り込んだメイクまでしっかり落とします。欧米では、オイルフリー処方で、滑らかで柔らかな肌に洗いあげる、毛穴洗浄効果に優れた、粉末、液体の2タイプの洗顔料「ビオレ ベイキングソーダ」を米国にて発売しました。アジアでは、UVから守るだけでなく、肌に刺激を与える大気汚染やほこりからも守る「ビオレUV アンチポリューション ボディーケアセラム」をタイで発売しました。

ヘアケア製品では、「エッセンシャル」を刷新し、傷んだキューティクルを補修してなめらかに整えてハンドブローだけで毛先まで毛流れがそろう髪に導く「キューティクルケアシャンプー」と「キューティクルケアコンディショナー」、もろくなったキューティクルの凹凸をうめて補強して補修する新発想のヘアトリートメント「エッセンシャル キューティクルエッセンス」を発売しました。また、ユニバーサルデザインの考え方にもとづく使いやすさと環境配慮を両立した「つめかえ用ラクラクecoパック」を開発し、「エッセンシャル」をはじめとするインバスヘアケア製品に採用、発売しました。欧米では、ご自身の髪色に合わせて自由に色をブレンドすることで仕上がりがカスタマイズできる「ジョンフリーダ ルートブラー カラーブレンディングコンシーラー」を発売しました。コンシーラータイプで、素早く髪の根元の色味を変えることができます。

当事業に係る研究開発費は、242億円であります。

※1:チューベロース多糖体

※2:チューベロース多糖体、ユーカリエキス、ショウキョウ(ショウガ根)エキス、グリセリン

[ヒューマンヘルスケア事業]

人が本来持っている健康力を生かしたQOL(Quality of Life:生活の質)の向上を目指し、心と身体の両面からヘルスケア研究を進めています。

"ヒトの健康寿命の延伸に貢献する"という共通テーマのもと、当社は、弘前大学と産学連携の共同研究講座「アクティブライフプロモーション学研究講座」を開設しました。生涯にわたり"動けるからだづくり"を目的として、総合的なヘルスケア研究のさらなる強化、発展をめざします。

フード&ビバレッジ製品では、茶カテキン研究の新知見の成果から特定保健用食品では初めてとなる"脂肪を 代謝する力を高め、体脂肪を減らすのを助ける"許可表示を取得し、「ヘルシア緑茶」を刷新しました。

サニタリー製品では、一枚吸収体の吸収機能・柔軟性の向上により快適性を高めた「ロリエ スーパースリムガード」を改良し、中国、タイ、インドネシアにて発売しました。

パーソナルヘルス製品では、歯ぐきのハレ、出血、ネバつき、口臭を伴う歯槽膿漏・歯肉炎を防ぐ「ディープクリーン撰 濃密クリーム薬用ハミガキ」を発売しました。独自の濃密クリーム化技術により、歯ぐきにピタッと密着し、すすぎ後も5種の薬用成分※3がとどまって、じっくり深く浸透します。

当事業に係る研究開発費は、132億円であります。

※3: 抗炎症成分、血行促進成分、歯肉炎予防成分、殺菌成分、歯質強化成分

[ファブリック&ホームケア事業]

多様なニーズに応える家庭用製品から、高度な清浄・衛生(洗い上がり)が求められる業務用製品まで、幅広い 分野での研究開発に取り組んでいます。

ファブリックケア製品では、超濃縮タイプの衣料用液体洗剤「ウルトラアタックNeo」を改良しました。独自開発した新酵素がエリ・ソデの密着汚れの原因であるタンパク質をより強力に分解し、頑固なエリ・ソデ汚れに効果を発揮します。

ホームケア製品では、スポンジが届かない部分の汚れを一気に落とすスプレータイプの食器用洗剤「キュキュットCLEAR (クリア) 泡スプレー」を発売しました。新開発の浸透クラッシュ洗浄技術により、泡がよりスピーディーに汚れの奥に入り、スポンジでこすらなくても汚れをすばやく洗浄できます。

当事業に係る研究開発費は、81億円であります。

〔ケミカル事業〕

油脂科学、界面科学、高分子科学等における研究開発の成果をさらに深化させ、幅広い産業界の多様なニーズに対応した特徴あるケミカル製品を提供すべく、研究開発に取り組んでいます。

油脂製品では、油脂アルコールや三級アミンにおいて独自の触媒・プロセス技術開発を進めております。機能材料製品では、環境負荷低減に対応した付加価値製品の開発に努め、廃棄物や、エネルギー低減に寄与する、低温鋼板洗浄剤や鋳造用材料などの開発に取り組んでおります。スペシャルティケミカルズ製品では、これまで培ってきた顔料ナノ分散技術をさらに応用し、軟包装用フィルム基材への印刷に対して、環境負荷を低減した水性インクジェット用顔料インクを開発しました。

当事業に係る研究開発費は、91億円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

売上高は、前期に対して1.1%減の1兆4,576億円(為替変動の影響を除く実質3.2%増)となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において、市場の伸長、新製品・改良品の発売及び販売促進活動のさらなる強化などにより、売り上げは伸長しました。海外では、アジアで為替変動の影響を除く実質で、前期を上回りました。ケミカル事業では、一部の対象業界での需要減の影響を受けましたが、天然油脂価格の上昇に対応した販売価格改定に努め、為替変動の影響を除く実質では、前期を上回りました。

利益面では、日本とアジアのコンシューマープロダクツ事業の増収効果や石化原料の価格低下などにより、営業利益は1,856億円(対前期183億円増)、営業利益率は12.7%となり、税引前利益は1,834億円(対前期174億円増)となりました。当期利益は、1,279億円(対前期219億円増)となりました。

なお、報告セグメントの売上と営業利益の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(連結財政状態)

| | 前連結会計年度 2015年12月末 | 当連結会計年度 2016年12月末 | 増 減 |
|--------------------|----------------------|----------------------|--------|
| 資産合計 (億円) | 13, 111 | 13, 383 | 272 |
| 負債合計 (億円) | 6, 191 | 6, 468 | 278 |
| 資本合計 (億円) | 6, 920 | 6, 915 | (5) |
| 親会社所有者帰属持分比率 | 51. 9% | 50. 8% | - |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分(円) | 1, 358. 03 | 1, 379. 37 | 21. 34 |
| 社債及び借入金 (億円) | 1, 205 | 1, 206 | 1 |

(連結キャッシュ・フローの状況)

| | 通 | 期 | 増 減 |
|---------------------------|-----------|-----------|-------|
| | 2015年12月期 | 2016年12月期 | 1百 /吹 |
| | (億円) | (億円) | (億円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,817 | 1,843 | 26 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (741) | (886) | (145) |
| フリー・キャッシュ・フロー (営業活動+投資活動) | 1, 075 | 957 | (119) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (208) | (950) | (743) |

資産合計は、1兆3,383億円となり、前連結会計年度に比べ272億円増加しました。主な増加は、棚卸資産139億円、 有形固定資産328億円、主な減少は、現金及び現金同等物69億円、その他の流動資産142億円です。

負債合計は、前連結会計年度に比べ278億円増加し、6,468億円となりました。主な増加は、営業債務及びその他の債務101億円、その他の流動負債57億円、退職給付に係る負債191億円、主な減少は引当金93億円です。

資本合計は、前連結会計年度に比べ5億円減少し、6,915億円となりました。主な増加は、当期利益1,279億円であり、主な減少は、市場買付けによる自己株式の取得500億円、在外営業活動体の換算差額162億円、確定給付負債(資産)の純額の再測定161億円、配当金451億円です。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度の51.9%から50.8%となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,843億円となりました。主な増加は、税引前利益1,834億円、減価償却費及び償却費511億円、退職給付に係る負債の増減額200億円であり、主な減少は、棚卸資産の増減額174億円、未払費用を含むその他72億円、法人所得税等の支払額487億円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△886億円となりました。主な内訳は、定期預金の預入による支出116億円、有形固定資産の取得による支出746億円、無形資産の取得による支出51億円です。

営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、957億円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△950億円となりました。主な内訳は、自己株式の取得による支出500億円、非支配持分への支払いを含めた支払配当金451億円です。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、為替変動による影響を含めて前連結会計年度末に比べ69億円減少し、3,030億円となりました。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の金額は、89,673百万円であり、セグメントごとの内訳は、以下のとおりであります。

| | セグメントの名称 | 金額(百万円) |
|---|------------------|---------|
| | ビューティケア事業 | 20, 057 |
| | ヒューマンヘルスケア事業 | 41, 658 |
| | ファブリック&ホームケア事業 | 16, 012 |
| = | コンシューマープロダクツ事業 計 | 77, 727 |
| ク | 「ミカル事業 | 11,860 |
| 7 | 一の他 | 86 |
| | 숌 計 | 89, 673 |

- (注) 1. 有形固定資産のほか、無形資産及びその他の非流動資産への投資が含まれております。 なお、資産除去引当金に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. セグメントに含まれない投資は、「その他」に含まれております。

コンシューマープロダクツ事業では、各事業で設備増強、合理化、維持更新などを行いました。ヒューマンヘルスケア事業では、国内及び海外のサニタリー製品関連工場の生産能力を拡充し供給体制の強化に努め、またビューティケア事業では、化粧品の研究・生産拠点である小田原事業場において新たな研究施設「ビューティリサーチ&イノベーションセンター」を開所しました。

ケミカル事業では、国内及び海外で生産能力拡充ほか設備の合理化、維持更新などを行いました。 なお、上記の所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の当連結会計年度末における状況は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2016年12月31日現在

| | - | 1 | | | | | 2010+12) | 31日現在 |
|--|---|-------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|-----------------|
| | | | | | 帳簿価額 | | | |
| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 建物及び構 築物 (百万円) | 機械装置及 び運搬具 (百万円) | 土地 (百万円) (面積千㎡) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
| 和歌山工場・研究所 (和歌山県和歌山市) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事 業 ファブリック&ホームケア 事業 ケミカル事業 | 生産設備 研究開発設備 その他設備 | 16, 353 | 17, 581 | 810 (514) | 7, 152 | 41, 896 | 1, 684 [135] |
| 東京工場・研究所・ すみだ事業場 (東京都墨田区) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ケミカル事業 | 生産設備 研究開発設備 その他設備 | 4, 818 | 819 | 376 (43) | 951 | 6, 964 | 1,755 [92] |
| 酒田工場 (山形県酒田市) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 | 生産設備 | 9, 843 | 12, 391 | 932 (252) | 1, 318 | 24, 484 | 309 [8] |
| 川崎工場 (神奈川県川崎市 川崎区) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 | 生産設備 | 5, 719 | 8, 251 | 7, 726 (101) | 723 | 22, 419 | 264 [11] |
| 栃木工場・研究所 (栃木県芳賀郡 市貝町) | ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 ケミカル事業 | 生産設備研究開発設備 | 9, 089 | 17, 404 | 2, 063 (224) | 6, 766 | 35, 322 | 1, 245 [25] |
| 鹿島工場 (茨城県神栖市) | ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 ケミカル事業 | 生産設備 | 3, 983 | 4, 535 | 6, 392 (354) | 2, 268 | 17, 178 | 274 [8] |
| 豊橋工場 (愛知県豊橋市) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 | 生産設備 | 1, 211 | 1,620 | 6, 290 (314) | 500 | 9, 621 | 122 [4] |
| 花王サニタリープロ ダクツ愛媛㈱への貸 与資産 (愛媛県西条市) | ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 | 生産設備 | 5, 751 | 5, 784 | 1, 032 (52) | 3, 061 | 15, 628 | - [-] |
| 小田原研究所・小田 原事業場・ 花王コスメプロダク ツ小田原㈱への貸与 資産 (神奈川県小田原市) | ビューティケア事業 | 研究開発設備 生産設備 | 11, 145 | 4, 883 | - (-) [62] | 1, 770 | 17, 798 | 381 [37] |
| 川崎ロジスティクス センター・花王ロジ スティクス㈱への貸 与資産 (神奈川県川崎市 川崎区) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 | 物流設備 | 314 | 267 | 2, 903 (27) | 4 | 3, 488 | - [-] |
| 岩槻ロジスティクス センター・花王ロジ スティクス㈱への貸 与資産 (埼玉県さいたま市 岩槻区) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 | 物流設備 | 345 | 635 | 1, 529 (21) | 12 | 2, 521 | - [-] |

| | | | | | 帳簿価額 | | | |
|--|---|-------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 建物及び構 築物 (百万円) | 機械装置及 び運搬具 (百万円) | 土地 (百万円) (面積千㎡) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
| 堺ロジスティクスセンター・花王ロジスティクス㈱への貸与 資産 (大阪府堺市西区) | ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア 事業 | 物流設備 | 337 | 337 | 1, 931 (37) | 7 | 2, 612 | - |
| 厚木ロジスティクス センター・花王ロジ スティクス㈱への貸 与資産 (神奈川県愛甲郡 愛川町) | ビューティケア事業 | 物流設備 | 2, 881 | 452 | 2, 810 (33) | 14 | 6, 157 | - [-] |

(2) 国内子会社

2016年12月31日現在

| | | | | | | | | 2016年12月 | 131口児任 |
|-------------------------|---------------------------------|---|-----------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|--------------------|
| | | | | | | 帳簿価額 | | | |
| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の 内容 | 建物及び構 築物 (百万円) | 機械装置及 び運搬具 (百万円) | 土地 (百万円) (面積千㎡) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
| 花王カスタマ ーマーケティ ング㈱ | 本店ほか8支社 (東京都 中央区ほか) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 販売設備 | 1, 889 | 14 | 5, 336 (82) [3] | 3, 961 | 11, 200 | 5, 021 [559] |
| 花王サニタリ ープロダクツ 愛媛㈱ | 本社工場 (愛媛県 西条市) | ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 生産設備 | - | - | - (-) | - | - | 310 [16] |
| ㈱カネボウ化 粧品 | 花王㈱への貸与 資産 (神奈川県 小田原市) | ビューティケ ア事業 | 生産設備 | 11 | - | 4, 642 (62) | - | 4, 653 | 3 [-] |
| カネボウ化粧品販売㈱ | 本店ほか8支社 (東京都 中央区ほか) | ビューティケ ア事業 | 販売設備 | 215 | - | 50 (1) | 7, 021 | 7, 286 | 5, 892 [1, 638] |
| 花王コスメプロダクツ小田原㈱ | 本社工場 (神奈川県 小田原市) | ビューティケ ア事業 | 生産設備 | - | - | - (-) [44] | - | - | 398 [106] |
| 花王クエーカー㈱ | 豊橋工場 (愛知県 豊橋市) | ケミカル事業 | 生産設備 | 184 | 56 | - (-) [27] | 3 | 243 | 26 [5] |
| 花王ロジステ ィクス(株) | 本店ほか41事業 場 (東京都 墨田区ほか) | その他 | 物流設備 | - | 106 | - (-) | 19 | 125 | 620 [4, 852] |

| | _ | 1 | | | | | | 2016年12月 | 1 31 口 5元1工 |
|--|-------------------------------------|---|------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|--------------|
| | | | | | | 帳簿価額 | | | _ |
| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 建物及び 構築物 (百万円) | 機械装置及 び運搬具 (百万円) | 土地 (百万円) (面積千㎡) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
| 上海花王有限 公司 | 上海工場 (中国 上海) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 生産設備 | 1, 314 | 3, 158 | - (-) [135] | 410 | 4, 882 | 307 [-] |
| 花王(上海) 化工有限公司 | 上海工場 (中国 上海) | ケミカル事業 | 生産設備 | 2, 102 | 3, 300 | - (-) [83] | 159 | 5, 561 | 53 [-] |
| 花王(合肥) 有限公司 | 合肥工場 (中国 合肥) | ヒューマンへ ルスケア事業 | 生産設備 | 2, 606 | 3, 210 | - (-) [70] | 39 | 5, 855 | 89 [-] |
| Kao (Taiwan) Corporation | 新竹工場・研究 所 (台湾 新竹) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 生産設備研究開発設備 | 507 | 2, 107 | 127 (58) | 804 | 3, 545 | 245 [-] |
| Pilipinas Kao, Inc. | ハサーン工場 (フィリピン ミサミスオリエ ンタル) | ケミカル事業 | 生産設備 | 943 | 10, 002 | - (-) [448] | 570 | 11, 515 | 173 [1] |
| Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. | チョンブリ工場 (タイ チョンブリ) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 ケミカル事業 | 生産設備研究開発設備 | 2, 534 | 3, 932 | 2, 005 (324) | 366 | 8, 837 | 555 [-] |
| Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. | 本社工場 (マレーシア ペナン) | ケミカル事業 | 生産設備 | 1, 170 | 1, 728 | - (-) [105] | 248 | 3, 146 | 230 [2] |
| PT Kao Indonesia | チカラン工場 (インドネシア チカラン) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 生産設備 | 1,099 | 5, 145 | - (-) [89] | 167 | 6, 411 | 649 [738] |
| PT Kao Indonesia | カラワン工場 (インドネシア カラワン) | ビューティケ ア事業 ヒューマンへ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 | 生産設備 | 4, 885 | 6, 906 | - (-) [142] | 118 | 11, 909 | 407 [678] |
| PT Kao Indonesia Chemicals | カラワン工場 (インドネシア カラワン) | ケミカル事業 | 生産設備 | 4, 573 | 3, 797 | - (-) [120] | 144 | 8, 514 | 221 [-] |

| | | | | | | 帳簿価額 | | | |
|--|-------------------------------------|---------------|------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 建物及び 構築物 (百万円) | 機械装置及 び運搬具 (百万円) | 土地 (百万円) (面積千㎡) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
| Kao USA Inc. | 本社工場・研究 所 (米国オハイオ州 シンシナティ) | ビューティケ ア事業 | 生産設備研究開発設備 | 1, 931 | 1, 819 | 32 (33) | 1, 100 | 4, 882 | 625 [17] |
| Kao Chemicals Americas Corporation | 本社工場 (米国ノースカロ ライナ州ハイポ イント) | ケミカル事業 | 生産設備研究開発設備 | 1, 903 | 2, 937 | 177 (233) | 346 | 5, 363 | 164 [-] |
| Kao Manufacturing Germany GmbH | 本社工場 (ドイツ ダルム シュタット) | ビューティケ ア事業 | 生産設備 | 920 | 837 | 430 (50) [25] | 271 | 2, 458 | 181 [27] |
| Kao Chemicals GmbH | 本社工場 (ドイツ エメリッヒ) | ケミカル事業 | 生産設備 | 1, 588 | 989 | 143 (73) | 302 | 3, 022 | 177 [46] |
| Kao Corporation S.A. | オレッサ工場 (スペイン バルセロナ) | ケミカル事業 | 生産設備 | 1, 397 | 456 | 378 (139) | 214 | 2, 445 | 125 [8] |
| Kao Corporation S.A. | モレ工場 (スペイン バルセロナ) | ケミカル事業 | 生産設備 | 767 | 264 | 116 (67) | 207 | 1, 354 | 66 [5] |

- (注) 1. 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。なお、リース資産は各項目に含まれております。
 - 2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。
 - 3. 花王カスタマーマーケティング㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年額471百万円であります。 土地の面積については、[]で外書しております。
 - 4. カネボウ化粧品販売㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年額802百万円であります。
 - 5. 提出会社は、花王サニタリープロダクツ愛媛㈱に、製造に必要な設備を貸与しております。
 - 6. 提出会社は、花王コスメプロダクツ小田原㈱に、土地以外の、製造に必要な設備を貸与しております。土地については、㈱カネボウ化粧品が提出会社に貸与したものを、提出会社が再び花王コスメプロダクツ小田原㈱に貸与しております。土地の面積については、[]で外書しております。貸与中の土地については、花王コスメプロダクツ小田原㈱の土地の面積にも、[]で外書しております。
 - 7. 提出会社の豊橋工場の土地には、花王クエーカー㈱豊橋工場に貸与中の土地27千㎡を含んでおります。花王 クエーカー㈱豊橋工場の土地の面積に、[]で外書しております。
 - 8. 提出会社の豊橋工場の従業員数には、花王クエーカー㈱豊橋工場の生産に従事している5名を含んでおります。
 - 9. 提出会社は、花王ロジスティクス㈱に、物流関連業務に必要な設備を貸与しております。
 - 10. 上海花王有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額20百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 11. 花王(上海)化工有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額15百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 12. 花王(合肥)有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額9百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 13. Pilipinas Kao, Inc. は土地をMisamis Oriental Land Development Corporation (関連会社) より賃借しており、賃借料は年額7百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 14. Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. は土地を賃借しており、賃借料は年額5百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 15. PT Kao Indonesiaは土地を賃借しており、賃借料は年額38百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
 - 16. PT Kao Indonesia Chemicalsは土地を賃借しており、賃借料は年額29百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。

- 17. Kao Chemicals Americas Corporationには、同一事業所内にある同社の子会社であるHigh Point Textile Auxiliaries LLCとKao Specialties Americas LLC及びKao America Inc.の子会社であるHPC Realty, Inc.が含まれております。
- 18. Kao Manufacturing Germany GmbHは土地を賃借しており、賃借料は年額26百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ (当社及び連結子会社) の当連結会計年度後1年間の設備投資計画 (新設・拡充等) は、およそ80,000百万円であり、セグメントに関連付けた内訳は、以下のとおりであります。

| セグメントの名称 | 設備投資計画金額(百万円) | 設備等の主な内容・目的 |
|----------------|---------------|---|
| ビューティケア事業 | | |
| ヒューマンヘルスケア事業 | 45, 000 | 国内及び海外における各事業の生産能力の拡充ほ か、設備の合理化、維持更新など |
| ファブリック&ホームケア事業 | | |
| ケミカル事業 | 13, 000 | 国内及び海外における生産能力の拡充ほか、設備の合理化、維持更新など |
| 全社(共通)、その他 | 22, 000 | 研究開発設備、物流設備の拡充及び維持更新、IT 関連投資など |
| 合 計 | 80,000 | |

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。
 - 3. 上記計画に伴う所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用する予定であります。
 - 4. 各セグメントに共通の設備投資計画は、「全社(共通)、その他」に含まれております。

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

2016年12月31日現在

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) | | |
|------|------------------|--|--|
| 普通株式 | 1, 000, 000, 000 | | |
| 計 | 1, 000, 000, 000 | | |

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2016年12月31日) | 提出日現在発行数 (株) (2017年3月21日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 504, 000, 000 | 495, 000, 000 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。 |
| 計 | 504, 000, 000 | 495, 000, 000 | | |

⁽注) 2017年2月2日開催の取締役会決議に基づき、2017年3月1日に自己株式9,000,000株を消却いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 2006年6月29日定時株主総会決議及び2010年7月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 7 | 2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 7, 000 | 2, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2012年7月 1日 至 2017年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 1,750 資本組入額 875 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

⁽注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

- 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 節囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議

案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。)は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年7月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4 | 4 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | = |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 4,000 | 4, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2012年7月 1日 至 2017年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 1,750 資本組入額 875 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2010年7月26日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2010年6月29日定時株主総会決議及び2010年7月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 103 | 87 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 103, 000 | 87, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり2,190円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2012年9月 1日 至 2017年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 2,190 資本組入額 1,095 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす る。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。 ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、 これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会 において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日 を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、 当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。以下同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に 1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2011年7月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 11 | 11 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 11,000 | 11,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2013年7月 1日 至 2018年6月29日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 1,719 資本組入額 860 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 節囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2011年7月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 12 | 12 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 12,000 | 12, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2013年7月 1日 至 2018年6月29日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 1,719 資本組入額 860 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2011年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2011年6月29日定時株主総会決議及び2011年7月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 224 | 168 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 224, 000 | 168, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり2,254円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2013年9月 1日 至 2018年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 2,254 資本組入額 1,127 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに 対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす る。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。 ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、 これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会 において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日 を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、 当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。以下同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に 1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2012年7月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 11 | 11 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 11,000 | 11,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2014年7月 1日 至 2019年6月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 2,120 資本組入額 1,060 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2012年7月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 26 | 24 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 26, 000 | 24, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2014年7月 1日 至 2019年6月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 2,120 資本組入額 1,060 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2012年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2013年4月30日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 18 | 18 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 18,000 | 18, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2015年7月 1日 至 2020年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 3,028 資本組入額 1,514 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生目において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2013年4月30日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 20 | 20 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 20,000 | 20, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2015年7月 1日 至 2020年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 3,028 資本組入額 1,514 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2013年4月30日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2014年4月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 8 | 8 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 8,000 | 8, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年7月 1日 至 2021年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 3,809 資本組入額 1,905 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数= 調整前付与株式数× 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2014年4月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 25 | 25 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | = |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 25, 000 | 25, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年7月 1日 至 2021年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 3,809 資本組入額 1,905 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2014年4月25日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2015年4月23日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 13 | 13 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 13,000 | 13, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年7月 1日 至 2022年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 5,631 資本組入額 2,816 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数= 調整前付与株式数× 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2015年4月23日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 27 | 27 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 27, 000 | 27, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年7月 1日 至 2022年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 5,631 資本組入額 2,816 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2015年4月23日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

2006年6月29日定時株主総会決議及び2016年4月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 12 | 12 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 12,000 | 12, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2018年7月 1日 至 2023年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 5,682 資本組入額 2,841 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | = |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,681円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,681円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数= 調整前付与株式数× 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会 の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の 終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な 事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場 合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会 設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

2016年4月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (2016年12月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年2月28日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 28 | 28 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 28, 000 | 28, 000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2018年7月 1日 至 2023年6月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)1 | 発行価格 5,682 資本組入額 2,841 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 | 同左 |

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,681円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,681円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2016年4月27日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数 (千株) | 発行済株式総数 残高 (千株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金 残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 2012年12月31日 | - | 526, 213 | - | 85, 424 | _ | 108, 889 |
| 2013年12月31日 (注) 1 | △10, 213 | 516, 000 | - | 85, 424 | - | 108, 889 |
| 2014年12月31日 (注) 2 | △12,000 | 504, 000 | - | 85, 424 | | 108, 889 |
| 2015年12月31日 | - | 504, 000 | - | 85, 424 | - | 108, 889 |
| 2016年12月31日 | _ | 504, 000 | _ | 85, 424 | - | 108, 889 |

- (注) 1. 自己株式の消却 (2013年6月19日 10,213千株)
 - 2. 自己株式の消却 (2014年12月10日 12,000千株)
 - 3. 2017年3月1日に、自己株式9,000千株の消却を実施し、発行済株式の総数は、495,000千株に減少しております。

(6)【所有者別状況】

2016年12月31日現在

| | | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | 単元未満 | |
|---------------------|--------------|--------------------|----------|----------|-------------|-------|----------|-------------|----------------------|
| 区分 | 政府及び 地方公共 | 金融機関 | 金融商品 | その他の | 外国活 | 去人等 | 個人その他 | 計 | 単元未価 株式の状 況(株) |
| | 団体 | | 取引業者 法人 | 個人以外 | 個人 | 個人その他 | 可 | ひに (4本) | |
| 株主数 (人) | - | 252 | 72 | 812 | 859 | 51 | 61, 641 | 63, 687 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 1, 723, 976 | 186, 909 | 195, 086 | 2, 215, 981 | 441 | 712, 940 | 5, 035, 333 | 466, 700 |
| 所有株式数 の割合 (%) | _ | 34. 24 | 3. 71 | 3. 87 | 44. 01 | 0.01 | 14. 16 | 100.00 | _ |

- (注) 1. 自己株式10,581,162株は、「個人その他」に105,811単元及び「単元未満株式の状況」に62株を含めて記載しております。
 - 2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、57単元含まれております。

2016年12月31日現在

| | | | 午12月31日現任 |
|--|--|---------------|--|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 35, 712 | 7. 09 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 33, 237 | 6. 59 |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部) | 270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南2丁目15-1 品川インタ ーシティA棟) | 19, 817 | 3. 93 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部) | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟) | 12, 954 | 2. 57 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目2-1 | 7, 809 | 1. 55 |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部) | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟) | 7, 801 | 1. 55 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 7, 299 | 1. 45 |
| ザ バンク オブ ニユーヨーク メロン エスエーエヌブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行) | RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1) | 7, 199 | 1. 43 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6-6 | 6, 691 | 1. 33 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA 共済ビル | 6, 524 | 1. 29 |
| 計 | | 145, 044 | 28. 78 |

- (注) 1. 当社は、自己株式10,581千株を保有しておりますが、上記の大株主の状況には記載しておりません。
 - 2. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
 - 3. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者他6社から、2014年9月4日付で大量保有報告書の提出があり、2014年8月29日現在で以下のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

| 氏名又は名称 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合(%) |
|---------------------|-----------------|------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社他6社 | 25, 864 | 5. 01 |

4. 2016年10月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同 保有者他2社が2016年9月30日現在で以下のとおり株券等を保有する旨が記載されておりますが、当社として 当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

| 氏名又は名称 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 三井住友信託銀行株式会社他2社 | 30, 490 | 6.05 |

なお、2017年2月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2017年2月15日現在で同社の保有する株券等について、保有株券等の数28,812千株、株券等保有割合5.72%に減少している旨が記載されております。

5. 2016年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその 共同保有者他1社が2016年12月15日現在で以下のとおり株券等を保有する旨が記載されておりますが、当社と して当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

| 氏名又は名称 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合(%) |
|----------------|-----------------|------------|
| みずほ信託銀行株式会社他1社 | 25, 380 | 5.04 |

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2016年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------------|-----------------------------|-------------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | 1 | _ | - |
| 議決権制限株式(その他) | ı | _ | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 10,581,100 | | 普通株式の内容は、上記 (1)株式の総数等②発 行済株式の「内容」欄に 記載のとおりでありま す。 |
| 完全議決権株式 (その他) (注) | 普通株式 492,952,200 | 4, 929, 522 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 466,700 | _ | 同上 |
| 発行済株式総数 | 504, 000, 000 | = | - |
| 総株主の議決権 | - | 4, 929, 522 | _ |

⁽注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

②【自己株式等】

2016年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%) |
|------------|---------------------------|--------------|---------------|-----------------|------------------------------------|
| 花王株式会社 | 東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号 | 10, 581, 100 | - | 10, 581, 100 | 2. 10 |
| 計 | - | 10, 581, 100 | - | 10, 581, 100 | 2. 10 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2009年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2009年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2009年7月24日 |
|--------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 13名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 36,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年7月1日~2016年6月30日 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会 の決議による承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 |

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
 - 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その 効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案 が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結 の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日 の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って 決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払 込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株 式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じ る1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1) に記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

(2009年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2009年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

| #別位と5017 / ひここと、2000 1月21日 | |
|------------------------------|--|
| 決議年月日 | 2009年7月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 24,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年7月1日~2016年6月30日 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会 の決議による承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 2 |

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
 - 2. 前記「2006年6月29日定時株主総会決議及び2009年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

(2009年6月26日定時株主総会決議及び2009年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2009年6月26日開催の第103期定時株主総会及び2009年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2009年6月26日及び2009年7月24日 |
|--------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社使用人 74名 関係会社取締役 8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 430,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり2,355円(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年9月1日~2016年8月31日 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会 の決議による承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |
| | |

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式 の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
 - 2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむ を得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調 整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、 次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。以下同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に 1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2010年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2010年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2010年7月26日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 14名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 38,000株 (注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | _ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2010年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2010年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2010年7月26日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 24,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2010年6月29日定時株主総会決議及び2010年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会及び2010年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2010年6月29日及び2010年7月26日 |
|--------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社使用人 81名 関係会社取締役 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 435,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり2,190円(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | _ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
 - 2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 | 時価 | 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × | 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2011年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2011年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2011年7月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 13名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 36,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2011年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2011年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2011年7月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 13名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 26,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2011年6月29日定時株主総会決議及び2011年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会及び2011年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2011年6月29日及び2011年7月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社使用人81名子会社取締役及び使用人2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 435,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり2,254円(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式 の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
 - 2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2012年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2012年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 7 0 | | | |
|--------------------------|---------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2012年7月25日 | | |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 9名 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | | |
| 株式の数 | 30,000株 (注) | | |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 | | |
| 新株予約権の行使の条件 | - | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 | | |
| 代用払込みに関する事項 | - | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 | | |
| | | | |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2012年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2012年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2012年7月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 49,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2013年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2013年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2013年4月30日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 22,000株 (注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2013年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2013年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2013年4月30日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 27,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2014年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2014年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2014年4月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 12,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| | • |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2014年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2014年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2014年4月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 28,000株 (注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2015年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2015年4月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2015年4月23日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 13,000株 (注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2015年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2015年4月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2015年4月23日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 27,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(2006年6月29日定時株主総会決議及び2016年4月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会及び2016年4月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2006年6月29日及び2016年4月27日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 12,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| | • |

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。) は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2016年4月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予 約権を発行することを、2016年4月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

| 決議年月日 | 2016年4月27日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 28,000株(注) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | - |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得及び会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額 (円) |
|---|----------------|---------------------|
| 取締役会(2016年8月25日)での決議状況 (取得期間 2016年8月26日~2016年10月25日) | 10,000,000(上限) | 50,000,000,000 (上限) |
| 当事業年度前における取得自己株式 | - | _ |
| 当事業年度における取得自己株式 | 8, 858, 700 | 49, 999, 546, 500 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 1, 141, 300 | 453, 500 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合 (%) | 11.4 | 0.0 |
| 当期間における取得自己株式 (注) | - | - |
| 提出日現在の未行使割合 (%) | _ | - |

⁽注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額 (円) |
|-------------------|--------|--------------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 3, 732 | 21, 354, 244 |
| 当期間における取得自己株式 (注) | 892 | 4, 940, 266 |

⁽注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式には、2017年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| | 当事美 | | 当期間 (注) | | |
|---------------------------------|--------------|------------------|--------------|----------------|--|
| 区分 | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | _ | _ | - | - | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - | |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行っ た取得自己株式 | - | _ | = | - | |
| その他 | | | | | |
| (ストックオプションの権利行使) | 266, 000 | 1, 096, 089, 000 | 79, 000 | 425, 099, 000 | |
| (単元未満株式の売り渡し) | 594 | 2, 549, 571 | 45 | 242, 145 | |
| 保有自己株式数 | 10, 581, 162 | - | 10, 503, 009 | - | |

- (注) 1. 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間 における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2017年3月1日から本有価証券報告書提出日までの消却 の処分を行った取得自己株式、ストックオプションの権利行使並びに単元未満株式の売り渡し及び買い取り による株式は含まれておりません。
 - 2. 2017年2月2日開催の取締役会決議に基づき、2017年3月1日に自己株式9,000,000株を消却いたしました。

3【配当政策】

当社は、利益ある成長を達成するため、中長期の経営視点から、設備投資や買収を行うための内部留保を確保し、配当については、安定的かつ継続的に行うことを重視しております。また、資本効率の向上を勘案した自己株式の取得・消却についても弾力的に考えていきます。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金は、前事業年度に比べ6円増配の1株当たり48円となりました。

この結果、年間配当金は中間配当金と合わせて前事業年度に比べ14円増配の1株当たり94円、連結での配当性向は37.1%となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、定款に「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 2016年7月28日 取締役会決議 | 23, 103 | 46 |
| 2017年3月21日 第111期定時株主総会決議 | 23, 684 | 48 |

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第107期 | 第108期 | 第109期 | 第110期 | 第111期 |
|--------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 決算年月 | 2012年12月 | 2013年12月 | 2014年12月 | 2015年12月 | 2016年12月 |
| 最高 (円) | 2, 391 | 3, 550 | 4, 913. 0 | 6, 623. 0 | 6, 478 |
| 最低(円) | 1, 997 | 2, 277 | 3, 041 | 4, 601. 0 | 4, 888 |

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります(以下も同様であります。)。
 - 2. 第107期は、決算期変更により2012年4月1日から2012年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2016年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 最高 (円) | 6, 125 | 5, 690 | 5, 830 | 5, 966 | 5, 428 | 5, 679 | |
| 最低(円) | 5, 458 | 5, 136 | 5, 361 | 5, 360 | 4, 888 | 5, 074 | |

5【役員の状況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (株) |
|-----------------|--------------------------------------|-------|--------------|-----------------|--|------------|------------------|
| | | | | | 当社入社 当社サニタリー研究所長 当社研究開発部門 副統括 当社執行役員 | | |
| 代表取締役 社長執行役員 | | 澤田道隆 | 1955年12月20日生 | | 当社ヒューマンヘルスケア研究センター 長 当社取締役執行役員 | * 1 | 27, 600 |
| | | | | 2012年6月 | 当社代表取締役社長執行役員(現任)当社品質保証本部担当 | | |
| | | | | 2016年1月 1979年4月 | 当社経営サポート部門担当当社入社 | | |
| | | | | 2004年6月 | 当社パーソナルケア第2事業本部長 当社ヒューマンヘルスケア事業ユニット 長 | | |
| | コンシューマ ープロダクツ 統括、MK開発 | | | | 当社執行役員 当社ファブリック&ホームケア事業ユニット長 | | |
| 代表取締役事務執行役員 | 部門統括、花 王プロフェッ ショナル・サ ービス㈱担当 | 吉田勝彦 | 1954年4月5日生 | | 当社常務執行役員 当社コンシューマープロダクツ統括(現任) 花王プロフェッショナル・サービス㈱担 | * 1 | 37, 800 |
| | | | | | 当(現任) 当社代表取締役常務執行役員 当社代表取締役専務執行役員(現任) 当社MK開発部門統括(現任) | | |
| | | | | 1981年4月 2006年3月 | 当社入社 花王販売㈱(現 花王カスタマーマーケテ | | |
| | | | | | イング㈱)九州支社長 花王カスタマーマーケティング㈱経営企 画部門統括 | | |
| | 花王グループカスタマーマ | | | | 花王カスタマーマーケティング(㈱取締役 執行役員 | | |
| 代表取締役 専務執行役員 | ーケティング (株代表取締役 社長執行役 員、花王カス | 竹内 俊昭 | 1959年3月22日生 | | 花王カスタマーマーケティング㈱取締役 専務執行役員 花王カスタマーマーケティング㈱代表取 締役専務執行役員 | ※ 1 | 18, 300 |
| + 分秋门仪真 | タマーマーケ | | | 2012年6月 | 当社執行役員 | | |
| | ティング㈱代 | | | 2013年4月 | 花王カスタマーマーケティング㈱代表取 | | |
| | 表取締役社長執行役員 | | | 2014年3月 | 締役副社長執行役員 花王カスタマーマーケティング㈱代表取 締役社長執行役員(現任) | | |
| | | | | 2016年1月 | 当社代表取締役常務執行役員 花王グループカスタマーマーケティング (株代表取締役社長執行役員(現任) | | |
| | | | | | 当社代表取締役専務執行役員(現任) | | |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (株) |
|-----------|----|--------|-------------|-------------------|--|------------|------------------|
| | | | | | 当社研究開発部門ファブリック&ホーム ケア研究センター ハウスホールド研究所 第1研究室長 | | |
| 取締役常務執行役員 | | 長谷部 佳宏 | 1960年7月30日生 | | 当社研究開発部門ビューティケア研究センター ヘアビューティ研究所長 当社研究開発部門基盤研究セクター長、 エコイノベーション研究所長 | * 1 | 5, 000 |
| | | | | 2015年3月 | 当社執行役員、当社研究開発部門副統括 当社研究開発部門統括(現任) 当社常務執行役員 | | |
| | | | | 2016年3月 | 当社取締役常務執行役員(現任) | | |
| | | | | | 千代田化工建設株式会社入社 米国マサチューセッツ工科大学 工科大学 院化学工学専攻 修士課程修了 | | |
| 取締役 | | 門永宗之助 | 1952年8月5日生 | 1986年8月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパン入社 | ※ 1 | 10,000 |
| | | | | | イントリンジクス (Intrinsics) 代表 (現任) 当社取締役 (現任) | | |
| | | | | | 株式会社住友銀行入行 | | |
| | | | | 米国ミシガン大学ロースクール (L | | | |
| | | | | | L. M.)修了 | | |
| | | | | 1991年1月 | 同行シカゴ支店 支店長 | | |
| | | | | 1994年6月 | 同行取締役 | | |
| | | | | 1998年11月 | 同行常務取締役 | | |
| | | | | 1999年6月 | 同行常務取締役兼常務執行役員 | | |
| | | | | 2001年1月 | 同行専務取締役兼専務執行役員 | | |
| | | | | 2001年4月 | 株式会社三井住友銀行 専務取締役兼専務 | | |
| 取締役 | | 奥 正之 | 1944年12月2日生 | 0000/510 0 | 執行役員 | ※ 1 | - |
| | | | | 2002年12月 | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務取締役 | | |
| | | | | 2003年6月 | 株式会社三井住友銀行 副頭取兼副頭取執行役員 | | |
| | | | | 2005年6月 | 株式会社三井住友フィナンシャルグルー | | |
| | | | | | プ 取締役会長 (現任) | | |
| | | | | | 株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役 | | |
| | | | | | 員 | | |
| | | | | | 当社取締役(現任) | | |
| | | | | | 日東電工株式会社入社 | | |
| | | | | | 同社取締役 | | |
| | | | | | 同社常務取締役 同社取締役 常務執行役員 | | |
| 取締役 | | 柳楽 幸雄 | 1948年1月28日生 | | 同社取締役 事務執行役員 | ※ 1 | 2,000 |
| | | | | | 同社代表取締役 取締役社長 | | |
| | | | | | 同社代表取締役 取締役会長 (現任) | | |
| | | | | 2017年3月 | 当社取締役(現任) | | |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (株) |
|-------|----|---------|-------------|--|--|------------|------------------|
| 常勤監査役 | | 沼田 敏晴 | 1953年12月1日生 | 2003年6月 2005年6月 2006年6月 2008年6月 2012年5月 2012年6月 | 当社加工・プロセス開発研究所長 | *2 | 34, 800 |
| 常勤監査役 | | 藤居 勝也 | 1957年9月8日生 | 2011年6月 | 当社入社 当社会計財務部門 IRグループ部長 当社会計財務部門 財務部長 当社常勤監査役(現任) | * 3 | 5, 000 |
| 監査役 | | 早稲田 祐美子 | 1960年1月29日生 | 2013年4月 2014年1月 | 弁護士登録 松田政行法律特許事務所(現森・濱田松 本法律事務所)入所 東京六本木法律特許事務所入所 同事務所パートナー(現任) 当社監査役(現任) | ※ 4 | - |
| 監査役 | | 井上 寅喜 | 1956年9月6日生 | 1985年12月 1987年6月 1995年10月 1997年10月 1999年7月 2008年7月 2010年6月 | アーサーアンダーセン会計事務所入所 公認会計士登録 米国アーサーアンダーセン・ニューヨー ク事務所駐在 アンダーセンナショナル・パートナー アンダーセンワールドワイド・パートナー 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法 人)代表社員 井上寅喜公認会計士事務所所長(現任) 株式会社アカウンティング・アドバイザ リー 代表取締役社長(現任) 当社監査役(現任) | ※ 5 | |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | | 所有 株式数 (株) |
|-----|----|-------|--------------|---|---|------------|------------------|
| 監査役 | | 天野 秀樹 | 1953年11月26日生 | 1980年9月 1984年6月 1992年9月 2011年9月 2015年7月 | アーサーアンダーセン会計事務所入所 公認会計士登録 西ドイツアーサーアンダーセン・デュッ セルドルフ事務所駐在 井上斎藤英和監査法人代表社員 有限責任あずさ監査法人副理事長(監査 統括)、KPMG Global Audit Steering Groupメンバー 有限責任あずさ監査法人エグゼクティ ブ・シニアパートナー 当社監査役(現任) | * 3 | 4,000 |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1. 取締役 門永 宗之助、同 奥 正之、同 柳楽 幸雄の3氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 早稲田 祐美子、同 井上 寅喜、同 天野 秀樹の3氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役及び監査役の任期は、次のとおりであります。
 - ※1 2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から2017年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※2 2014年12月期に係る定時株主総会終結の時から2018年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※3 2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※4 2013年12月期に係る定時株主総会終結の時から2017年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※5 2015年12月期に係る定時株主総会終結の時から2019年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - 4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は26名で、内4名は取締役を兼務しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業価値の継続的な増大のための一つの手段としてコーポレート・ガバナンスの強化に努めています。変化に素早く対応ができ、効率的で、健全かつ公正で透明性の高い経営を実現するために、経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施するとともに説明責任を果たしていくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本であり、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。ステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて随時検証を行い、適宜必要な施策・改善を実施しています。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社では、監査役会設置会社というガバナンスの枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。2017年3月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役7名 (男性7名)、社外監査役3名を含む監査役5名 (男性4名、女性1名)、専任の役付執行役員5名を含む執行役員26名 (男性24名、女性2名)となりました。全社外取締役及び全社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。取締役会の審議の透明性の向上等を目的とし、2014年3月の定時株主総会後から、独立社外取締役が取締役会の議長を担っております。取締役及び執行役員の任期は1年であります。

当事業年度において開催された取締役会は臨時取締役会を含めて14回であり、当事業年度末における社外取締役及び社外監査役の平均出席率はそれぞれ95%となっております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の開催前に資料を配布し、必要に応じて、取締役会の事務局より充分な説明が行われています。

指名委員会等設置会社における報酬委員会及び指名委員会と同様の機能を果たす機関として、取締役・執行役員報酬諮問委員会及び取締役選任審査委員会を設置しております。

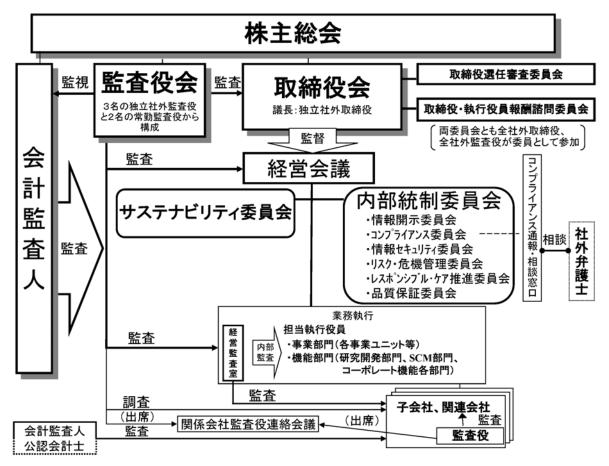
取締役・執行役員報酬諮問委員会は、現行の報酬制度及び各役位の職責を熟知している取締役会会長(2014年3月28日開催の取締役会以降、不在となっています。)及び全代表取締役を、独立した客観的な視点を取り入れるために全社外取締役及び全社外監査役を委員としています(男性8名、女性1名)。議長は互選により選出しておりますが、当事業年度は独立社外取締役が務めました。同委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求められ、審査を実施するものです。当事業年度においては、同委員会を3回開催し、主に従来の株式報酬型ストックオプションに代わる新たな長期インセンティブ報酬として中期経営計画「K20」と連動した業績連動型株式報酬制度の導入に向けた議論を重ねました。その審査結果は取締役会に報告がなされております。なお、この業績連動型株式報酬制度の導入につきましては、取締役会及び2017年3月21日開催の定時株主総会において承認されております。

取締役選任審査委員会は、独立した客観的な視点を取り入れるため、全社外取締役及び全社外監査役だけで構成し(男性5名、女性1名)、議長は互選により選出しておりますが、当事業年度は独立社外取締役が務めました。同委員会は、取締役(代表取締役を含む)の新任及び再任の際に、その適正さにつき、事前に審査を行い、取締役会に意見具申をするものです。なお、会長・社長は、審査のために必要かつ充分な検討資料(審査対象者に関する資料のほか、取締役や執行役員の担当区分を含む新経営体制の概要を含む)を同委員会開催前に各委員に提出し、また、事前に取締役候補者と各委員が接する機会を設けるなどの配慮を行うことで審査の充実を図っています。当事業年度においては3回開催し、取締役候補者の適正さの審査に加え、社内取締役及び社外取締役の割合を含む取締役会の構成や多様性、当社の社長執行役員及び取締役に必要な資質や能力についても議論を行い、その審査結果について取締役会にて報告しました。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、絶えずガバナンス体制の向上を図ってまいりました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営上の重要な課題として継続検討していきますが、社内取締役4名と社外取締役3名で構成する取締役会及び社内監査役2名と社外監査役3名で構成する監査役会からなる監査役会設置会社としての現体制を基礎として、役員の選任や報酬に関する委員会の設置など、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりであります。



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の 参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

○内部統制システムの整備の状況

当社は、経営会議の一運営形態として、内部統制の基本方針や運用計画の審議・決定、関連委員会活動状況のモニタリング、内部統制活動の有効性の確認などを行う内部統制委員会(委員長:代表取締役 社長執行役員)を設置しております。なお、内部統制委員会の下に以下の関連委員会を配備しております。

- 情報開示委員会
- コンプライアンス委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・リスク・危機管理委員会
- ・レスポンシブル・ケア推進委員会
- · 品質保証委員会

○リスク管理体制の整備の状況

損失の危険に関しては、経営目標・事業活動に悪影響を与える可能性を「リスク」、この「リスク」が顕在化することを「危機」とし、「リスク」と「危機」を適切に管理する体制を整備しています。リスク及び危機の管理は、これを担当する取締役または執行役員を委員長とする「リスク・危機管理委員会」において、「リスク及び危機管理に関する基本方針」に基づいて、全社横断的なリスク管理の推進状況を把握し、リスク及び危機管理活動の整備・運用計画を定めています。リスク所管部門または子会社・関連会社は、この方針、計画に基づき、リスクを把握、評価し、必要な対応策を策定、実行するなどしてリスクを適切に管理しています。また、代表取締役 社長執行役員は、経営会議での審議を経た上で、全社的に重要なリスクをコーポレートリスクと定め、これらリスクを管理する責任者を指名し、責任者はコーポレートリスクを適切に管理しています。なお、危機発生時には、コーポレートリスクについては責任者が、その他リスクについては所管部門または子会社・関連会社が中心となって対策組織を立ち上げ、更に、グループ全体に対する影響の重大さに応じて、代表取締役 社長執行役員等を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行います。上記リスク及び危機管理については、定期的及び必要の都度適時に取締役会または経営会議において報告、審議を行っております。

○内部統制システムの運用状況の概要

(コンプライアンスに関する取り組み)

国内外の当社グループを対象として、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、花王ウェイを実践するための行動規範である花王ビジネスコンダクトガイドライン (BCG) をはじめとした関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用、教育啓発活動 (Eラーニング、確認テスト、研修 (講義、討論会など)) などを継続的に実施しています。

当事業年度の主な活動としては、2016年4月にBCGの見直しを行い、ここ数年内に定めた当社の方針や規程、さらに社会的な要請を反映した内容に改定しました。これを受けて、BCG改定の説明会、管理職研修や海外グループ会社数社において研修を実施することで更なる理解の浸透を図りました。また、研修後の機会などを利用して「社員の声を聴く活動」を行い、コンプライアンス活動の理解度、浸透度を確認しました。さらに、2015年に日本で始めた「コンプライアンス月間」を海外グループ会社へ展開、実施しました。具体的には、コンプライアンス委員会委員長による月間メッセージのポスターやイントラネットへの各種情報の掲示、国内外共通のテーマとなるケーススタディの情報共有、各組織のリスクや活動の現状を振り返る一助としての自部門点検、BCG確認テスト、コンプライアンス意識・状況調査などを実施しました。

(リスクと危機の管理に関する取り組み)

従来の「リスクマネジメント委員会」の役割に加え、リスクが顕在化した「危機」に直面した際に適切かつ 迅速に対応できるよう、2016年1月に「リスク・危機管理委員会」に改称し、役割を拡大して活動を行っております。同委員会の進捗管理のもと、全社的に重要なコーポレートリスクへの対応を推進しました。コーポレートリスクには、これまでも対応強化を進めてきた、大規模地震などの自然災害やパンデミックなどの事業継続に影響を与えるリスクだけでなく、経営戦略に関わるリスクなども含まれています。これらリスクについて対応体制の構築、課題の把握と具体的なリスク低減策を策定し、新たに体制を構築したリスクについては、対象となる部門や関係会社に対して周知徹底を図りました。また、大規模地震については、通報訓練、安否確認訓練なども実施することで、危機発生時の対応力の強化と危機意識の醸成を進めています。

(子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めたグループ会社管理規程である「ポリシーマニュアル」に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。

また、事業別及び事業を支援する機能別に設置されている定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについて経営監査室や子会社管理を所管する部門が往査やチェックリストの提出を受けることにより確認しました。

さらに、代表取締役及び執行役員は、職務分掌に従い、子会社に対して、内部統制体制の整備・運用について監督を行いました。

(監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社調査、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との意見交換会実施、国内関係会社監査役連絡会議(半期毎に開催し、当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする)開催などのほか、通報・相談窓口との連携強化を行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告(年次)及び会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

(内部統制体制の整備に関する方針の改定状況)

当事業年度においては、内部統制体制の整備に関する方針(本方針)の変更が必要となる法令の改正などはなく、また、内部統制委員会の下部組織である各委員会、各部門や監査役などへのヒアリングの結果、本方針に従って内部統制体制が現実に運用されていることが確認できたため、2016年12月の取締役会において本方針を変更しないことを決議しました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

②内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、経営監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査し、監査結果は、代表取締役社長執行役員、業務担当執行役員及び監査役に報告しております。現在スタッフは国内外のグループ会社を含め43名ですが、それ以外に配置している環境安全、品質保証、輸出管理などに関する専門監査スタッフなどと連携をとっております。また、一部の重要な関係会社については、会社法に基づくまたは任意に、会計監査を監査法人にお願いしております。

当社の監査役は5名で、3名が社外監査役、2名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度において開催された監査役会は9回であり、当事業年度末における監査役の出席率は100%です。監査役の職務を補助するため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するスタッフ、法務に関する相当程度の知見を有するスタッフをそれぞれ1名ずつの合計2名配置しております。さらに、経営監査室、法務・コンプライアンス部門、会計財務部門などの機能部門も部分的にスタッフ業務を務めております。監査役の監査活動は、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社調査、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との意見交換会実施、国内関係会社監査役連絡会議などのほか、通報・相談窓口との連携強化を行いました。

なお、常勤監査役藤居勝也氏は長年当社の経理業務を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、社 外監査役井上寅喜氏及び天野秀樹氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有してい ます。

ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告(年次)及び会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領並びに情報交換・意見交換を行っております。また、経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

内部統制委員会は、内部統制システムの構築・運用の方針や具体策を定め、内部監査部門がその実施状況について監査を実施し、各部門や子会社が必要な改善を行い、監査役監査や会計監査において内部統制システムの構築・ 運用状況が妥当であることを確認しております。

③ 社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役門永宗之助氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパンの業務執行に携わっておりましたが、2009年6月に同社を退職しております。同社と当社との間には、業務委託の取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であり、同社の売上高に対する当該取引金額の割合は、1%未満であります。

社外取締役奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の業務執行に携わっておりましたが、2011年4月以降は同行の業務執行には携わっておりません。同行と当社との間には定常的な銀行取引及び同行からの借入がありますが、直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は当社の総資産の2%未満であります。

社外取締役柳楽幸雄氏は、日東電工株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には、同社製品の購入に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

社外監査役早稲田祐美子氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しておりましたが、2013年3月に同事務所を退所しております。同事務所と当社との間には、法律相談に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同事務所の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

また、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、グローバルな製造会社もしくは大手金融機関の経営者または経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェックする機能を担っていただいております。

社外監査役には、弁護士や公認会計士としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を監査に生かしていただくことを期待しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する際の独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役が会社から独立していることの重要性に鑑み、社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

なお、社外取締役門永宗之助、奥正之及び柳楽幸雄の3氏並びに社外監査役早稲田祐美子、井上寅喜及び天野秀樹の3氏について、同基準に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kao.com/jp/corp_info/governance.html

二. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

| | 氏名 | 主な職業 | 選任の理由 |
|----------|---|--|---|
| | 門永宗之助 | イントリンジクス (Intrinsics) 代 表、ビジネス・ブレ ークスルー大学 副 学長 | 外資系コンサルティング会社における豊富な経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有しております。また、取締役会の中立性及び独立性を高めるための方策として、2014年3月から独立社外取締役である同氏が取締役会議長を務めており、社内・社外の枠を超えた活発な議論に貢献していただいております。これらのことから、独立社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただくことを期待し、選任しております。 |
| 社外取締役 | 奥 正之 | 株式会社三井住友フィナンシャルグルー プ 取締役会長 | 大手金融機関の経営者を務めるなど、金融・財務分野に おいて国際的に活躍し、グローバルな企業経営における 豊富な経験及び高い見識を有しております。取締役会の 審議においては、当社の経営における重要な事項に関 し、これらの経験と見識を生かし、積極的な意見・提言 を行っていただいております。これらのことから、独立 社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただ くことを期待し、選任しております。 |
| | 柳楽 幸雄 | 日東電工株式会社 代表取締役 取締役 会長 | 事業環境の変化に対応し、積極的に海外展開を推進している製造会社の経営者を務めるなど、グローバルな企業経営及び人財育成における豊富な経験及び高い見識を有しております。また、同氏が主導してきた同社固有の技術を軸とした積極的な新規事業創出やM&Aの活用などの実績をもとに、当社の中期経営計画K20の実現に不可欠となるグローバル拡大や資産の最大化、新しい資産の構築のために有益な提言をいただくことを期待しております。これらのことから、独立社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただくことを期待し、選任しております。 |
| | 早稲田祐美子 | 弁護士 | 弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。 |
| 社外監査役 | 井上 寅喜 公認会計士、株式会 社アカウンティン グ・アドバイザリー 代表取締役社長 | | 公認会計士としての高い専門性、当社が2016年度より適用している国際会計基準 (IFRS) を含めた見識及びそれらに基づいた企業会計コンサルタントとしての経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。 |
| 12/1 血基仪 | 天野 秀樹 | 公認会計士 | 公認会計士としての高い専門性を有しております。また、大手監査法人において、海外展開する大手企業の主任監査人を歴任され、同監査法人が提携する大手国際監査法人の運営委員会メンバーとして活躍された経験から得られたグローバル経営に関する高い見識を有しており、これらを当社が志向する海外展開を含めた当社グループ全体の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。 |

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役は、経営監査室からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制委員会からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。なお、当社は、社外を含む監査役が会社側の窓口となって会計監査人と連携をとる役割を果たすと考えており、社外を含む取締役は、監査役を通じて会計監査人の考えや課題等の共有がなされております。そうした共有の中から取締役が必要と判断した場合に会計監査人と直接情報交換の場を設けることで、効率性と十分な連携を確保しております。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門並びに子会社の監査役及び内部監査部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

④役員報酬等

イ. 役員報酬等の内容

取締役 7名 414百万円 (うち社外取締役:3名 52百万円)

監査役 6名 76百万円 (うち社外監査役:4名 28百万円)

- (注) 1. 上記の員数には、2016年3月25日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役 1名が含まれております。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
 - (1) 当事業年度に係る役員賞与として支給予定の額

取締役:4名 112百万円

(2) 2016年4月27日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額

取締役:4名 68百万円

- 3. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。
 - (1) 取締役の報酬等の限度額
 - ①年額 630百万円 (2007年6月28日開催の第101期定時株主総会決議) 社外取締役分の年額100百万円 (2016年3月25日開催の第110期定時株主総会決議) が含まれており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含みません。
 - ②年額 200百万円 (2006年6月29日開催の第100期定時株主総会決議) 上記①とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額と して承認されております。
 - (2) 監査役の報酬等の限度額

年額 85百万円 (1984年6月29日開催の第78期定時株主総会決議)

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

| 氏名 | 報酬等の総額 | 会社区分 | 報酬 | 等の種類別の額(百万 | 円) |
|-------------|--------|------|------|------------|-----------|
| (役員区分) | (百万円) | 云江区刀 | 基本報酬 | 賞与 | ストックオプション |
| 澤田 道隆 (取締役) | 156 | 提出会社 | 82 | 52 | 23 |

(注) 報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

2016年度に開催された取締役・執行役員報酬諮問委員会での検討を踏まえて、2017年度の方針を以下の通り定めております。

当社の役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を獲得し、保持すること、(2)永続的な企業価値の増大への重点的な取組みを促進すること、(3)株主との利害の共有を図ることを目的としています。

社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬については、(i)基本報酬、(ii)短期インセンティブ報酬としての賞与、(iii)長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各役位における役割責任及び業績責任を踏まえ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めています。各報酬要素の概要は以下の通りです。

(i)基本報酬

取締役及び執行役員としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

(ii)賞与

賞与支給率が100%のときの賞与額は、社長執行役員においては基本報酬の50%、取締役会会長及び役付執行役員(社長執行役員を除く)においては基本報酬の40%、その他の執行役員においては基本報酬の30%となります。賞与支給率は、連結売上高・利益(売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益)の目標達成度並びに前年からの改善度、及び資本コストを考慮した当社が重視する経営指標であるEVA(経済付加価値)の目標達成度に応じて0%~200%の範囲で決定されます。

(iii)業績連動型株式報酬

当社の中期経営計画の対象となる2017年から2020年までの4事業年度(以下「対象期間」といいます)を対象として、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を交付します。本制度は、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて当社株式等を交付する「業績連動部分」と毎年一定数の当社株式等を交付する「固定部分」から構成されます。業績連動部分は当社中期経営計画の達成に向けた動機づけ及び中長期の業績と役員報酬の連動強化を、固定部分は株式の保有促進を通じた、株主との利害共有の強化を目的としており、各部分の構成割合は、業績連動部分:固定部分 = 70%:30%としています。業績連動部分における業績連動係数が100%のとき、1事業年度あたりの株式報酬額は各役位の基本報酬の30%~40%程度となります。

①業績連動部分

役位ごとに予め定められたポイント(以下「役位ポイント」といいます)を基準に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを各事業年度毎に付与します。対象期間中に累積した単年度ポイントに対して、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算定する業績連動ポイント数に基づき、中期経営計画終了後に当社株式等を交付します。業績連動係数は、実質売上高CAGR及び連結営業利益率等の業績目標の達成度等に応じて0%~200%の範囲で変動します。

(単年度ポイントの算定式) 役位ポイント×70%

(業績連動ポイント数の算定式) 対象期間中の単年度ポイントの累計値×業績連動係数

②固定部分

役位ポイントを基準に以下の算定式で算出する固定ポイントを各事業年度毎に付与し、当該事業年度の翌年に固定ポイント数に応じた当社株式等を交付します。なお、固定部分として取得した株式については、対象期間が終了するまで継続保有することとしております。

(固定ポイント数の算定式) 役位ポイント×30%

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、取締役・執行役員報酬諮問委員会において審査し、取締役会の決議により決定しております。取締役・執行役員報酬諮問委員会は、取締役会会長、全代表取締役、全社外取締役及び全社外監査役より構成され、独立社外役員が委員の過半を占める体制としております。

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしております。報酬水準については監査役会にて決定しております。

取締役及び執行役員並びに監査役の報酬水準については、毎年、外部調査機関による役員報酬調査データにて、 当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業の水準を確認したうえで、決定しております。

なお、取締役及び監査役について、退職慰労金の制度はありません。

⑤会計監査の状況

当社は、当事業年度において、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社

の会計監査に7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 吉田 洋、鈴木 泰司、志賀 健一朗

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 17名、その他 19名

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

口. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性等を勘案し、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限り、純投資目的以外に株式を保有しております。これらは株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動による影響を受けますが、毎年、取締役会において合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。また、株式の議決権に関しましては、適切なコーポレートガバナンス体制の整備や発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使しております。必要に応じて、議案の内容等について発行会社と対話します。

イ. 当事業年度の投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

56銘柄 8,093百万円 (前事業年度 74銘柄 10,349百万円)

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有 目的

前事業年度 特定投資株式

| 付足汉貝怀 八 | I | | 1 |
|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------------------------|
| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 保有目的 |
| (㈱セブン&アイ・ホールディングス | 533, 636 | 2, 962 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱セブン銀行 | 5, 000, 000 | 2, 665 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 東京海上ホールディングス㈱ | 212, 270 | 1,000 | 当社グループのリスクマネジメントに 係る協力関係維持 |
| 攝津製油㈱ | 1, 364, 343 | 621 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| イオン(株) | 266, 328 | 498 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱山形銀行 | 567, 292 | 268 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱三井住友フィナンシャルグループ | 47, 933 | 221 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| 日清オイリオグループ㈱ | 338, 207 | 167 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| 日本ゼオン(株) | 130, 000 | 127 | 当社グループの営業取引等に係る協力 関係維持 |
| 森永製菓㈱ | 159, 237 | 102 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 三京化成㈱ | 351, 120 | 87 | 当社グループの営業取引等に係る協力 関係維持 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス(株) | 169, 371 | 78 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| (㈱三菱UF J フィナンシャル・グループ | 102, 330 | 77 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| オカモト(株) | 66, 097 | 73 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱フジクラ | 90, 955 | 60 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱いなげや | 41, 534 | 55 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ニチレキ(株) | 52, 807 | 51 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-------------------------------|----------|-----------------------|---------------------------|
| 西部電機㈱ | 66, 000 | 48 | 当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持 |
| ユニー・ファミリーマートホールディン グス㈱(注)1 | 53, 022 | 40 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 長瀬産業㈱ | 25, 918 | 40 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| ㈱プラネット | 24, 000 | 35 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱みずほフィナンシャルグループ | 144, 771 | 35 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| クミアイ化学工業㈱ | 20, 504 | 27 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱常陽銀行 | 42, 926 | 25 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| 高砂香料工業㈱ | 8, 385 | 24 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| ㈱平和堂 | 9, 059 | 24 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| CBグループマネジメント㈱(注)2 | 44, 000 | 20 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱ライフコーポレーション | 6, 210 | 19 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 三井化学㈱ | 33, 000 | 18 | 当社グループの生産取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱あらた | 6, 200 | 16 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |

⁽注) 1. ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱は、2016年9月1日にユニー・グループホールディングス㈱と ㈱ファミリーマートの経営統合により、発足しました。

^{2.} CBグループマネジメント㈱は、2016年10月1日に中央物産㈱から商号が変更されました。

当事業年度 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 保有目的 |
|---------------------|-------------|-----------------------|-------------------------------|
| (㈱セブン&アイ・ホールディングス | 533, 636 | 2, 376 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱セブン銀行 | 5, 000, 000 | 1, 675 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 東京海上ホールディングス㈱ | 190, 270 | 913 | 当社グループのリスクマネジメントに 係る協力関係維持 |
| 攝津製油㈱ | 1, 364, 343 | 533 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| イオン(株) | 271, 065 | 449 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱山形銀行 | 567, 292 | 280 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱三井住友フィナンシャルグループ | 47, 933 | 214 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| 日清オイリオグループ㈱ | 338, 207 | 182 | 当社グループの生産取引等に係る協力 関係維持 |
| 日本ゼオン(株) | 130, 000 | 150 | 当社グループの営業取引等に係る協力 関係維持 |
| 三京化成㈱ | 351, 120 | 84 | 当社グループの営業取引等に係る協力 関係維持 |
| ㈱三菱UF Jフィナンシャル・グループ | 102, 330 | 74 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス㈱ | 16, 937 | 71 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱いなげや | 41, 534 | 61 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ニチレキ(株) | 52, 807 | 49 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱プラネット | 24, 000 | 46 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱みずほフィナンシャルグループ | 144, 771 | 30 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱平和堂 | 9, 059 | 25 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱めぶきフィナンシャルグループ | 50, 223 | 22 | 当社グループの財務取引に係る協力関 係維持 |
| 東邦化学工業㈱ | 34, 000 | 9 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱不二家 | 30, 000 | 6 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| ㈱トーホー | 2, 400 | 6 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| アジアパイルホールディングス㈱ | 11,000 | 6 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| 日本コンクリート工業㈱ | 14, 000 | 5 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |
| チョダウーテ㈱ | 5, 000 | 2 | 当社グループの営業取引に係る協力関 係維持 |

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 保有目的 |
|------------------|--------|-----------------------|---------------------------|
| ライオン(株) | 1,000 | 2 | 株主とのコミュニケーションに関する 情報収集 |
| 日本たばこ産業㈱ | 100 | 0 | 株主とのコミュニケーションに関する 情報収集 |
| アサヒグループホールディングス㈱ | 100 | 0 | 株主とのコミュニケーションに関する 情報収集 |
| ㈱資生堂 | 100 | 0 | 株主とのコミュニケーションに関する 情報収集 |
| キユーピー(株) | 100 | 0 | 株主とのコミュニケーションに関する 情報収集 |

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| | 前連結会 | 会計年度 | 当連結会計年度 | | |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|--|
| 区分 | 監査証明業務に基づく 報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報 酬(百万円) | 監査証明業務に基づく 報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報 酬(百万円) | |
| 提出会社 | 95 | 22 | 95 | 11 | |
| 連結子会社 | 66 | - | 61 | - | |
| 計 | 161 | 22 | 156 | 11 | |

②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、PT Kao Indonesia、上海花王有限公司、花王(上海) 産品服務有限公司、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Molton Brown Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、PT Kao Indonesia、上海花王有限公司、花王(上海) 産品服務有限公司、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Molton Brown Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準 (IFRS) 導入に関する助言・指導業務等であります。

(当連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に伴う助言指導等であります。

第5【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下、「連結財務諸表規則」)第93条の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しておりま す。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は、以下のとおりであります。

- (1) 公益財団法人財務会計基準機構に加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備しております。また、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程、マニュアルを整備するとともに、所定の手続きにより作成された連結財務諸表等の内容について、内部統制委員会の中に情報開示委員会を設け、事前審査しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。またIFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいた会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結財政状態計算書】

| | | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----------------|--------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 資産 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 8, 34 | 228, 967 | 309, 922 | 303, 026 |
| 営業債権及びその他の債権 | 9, 34 | 212, 742 | 210, 707 | 208, 459 |
| 棚卸資産 | 10 | 151, 876 | 151, 271 | 165, 200 |
| 未収法人所得税 | | 1, 261 | 2,077 | 1, 462 |
| その他の金融資産 | 34 | 4, 034 | 5, 065 | 13, 038 |
| その他の流動資産 | 11 | 47, 299 | 38, 005 | 23, 812 |
| 小計 | • | 646, 179 | 717, 047 | 714, 997 |
| 売却目的で保有する非流動資産 | 12 | _ | 1, 330 | 344 |
| 流動資産合計 | | 646, 179 | 718, 377 | 715, 341 |
| 非流動資産 | | | | |
| 有形固定資産 | 13 | 319, 282 | 337, 997 | 370, 835 |
| のれん | 14 | 138, 751 | 138, 251 | 137, 783 |
| 無形資産 | 14 | 23, 626 | 15, 705 | 14, 689 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 15 | 3, 544 | 4, 209 | 4, 701 |
| その他の金融資産 | 34 | 26, 088 | 29, 339 | 25, 473 |
| その他の非流動資産 | 11, 20 | 7, 966 | 17, 732 | 18, 548 |
| 繰延税金資産 | 16 | 61, 194 | 49, 454 | 50, 939 |
| 非流動資産合計 | • | 580, 451 | 592, 687 | 622, 968 |
| 資産合計 | • | 1, 226, 630 | 1, 311, 064 | 1, 338, 309 |

| | | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----------------|--------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 負債及び資本 | | | | |
| 負債 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 19, 34 | 193, 460 | 206, 760 | 216, 893 |
| 社債及び借入金 | 17, 34 | 21, 422 | 339 | 30, 289 |
| 未払法人所得税等 | | 28, 283 | 32, 184 | 32, 621 |
| その他の金融負債 | 18, 34 | 5, 765 | 6, 929 | 8, 164 |
| 引当金 | 21 | 33, 360 | 16, 772 | 11, 370 |
| その他の流動負債 | 22 | 123, 916 | 125, 422 | 131, 112 |
| 流動負債合計 | | 406, 206 | 388, 406 | 430, 449 |
| 非流動負債 | | | | |
| 社債及び借入金 | 17, 34 | 80, 188 | 120, 207 | 90, 357 |
| 退職給付に係る負債 | 20 | 77, 895 | 75, 706 | 94, 773 |
| その他の金融負債 | 18, 34 | 12, 813 | 11,817 | 11,666 |
| 引当金 | 21 | 5, 296 | 17, 704 | 13, 809 |
| その他の非流動負債 | | 5, 411 | 4, 919 | 5, 264 |
| 繰延税金負債 | 16 | 433 | 318 | 528 |
| 非流動負債合計 | | 182, 036 | 230, 671 | 216, 397 |
| 負債合計 | | 588, 242 | 619, 077 | 646, 846 |
| 資本 | | | | |
| 資本金 | 23 | 85, 424 | 85, 424 | 85, 424 |
| 資本剰余金 | 23 | 109, 561 | 108, 659 | 107, 648 |
| 自己株式 | 23 | (9,719) | (8, 202) | (57, 124) |
| その他の資本の構成要素 | 23 | 7, 601 | (4, 184) | (21, 821) |
| 利益剰余金 | 23 | 431, 975 | 499, 299 | 565, 715 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合 | 計 | 624, 842 | 680, 996 | 679, 842 |
| 非支配持分 | | 13, 546 | 10, 991 | 11, 621 |
| 資本合計 | | 638, 388 | 691, 987 | 691, 463 |
| 負債及び資本合計 | | 1, 226, 630 | 1, 311, 064 | 1, 338, 309 |

②【連結損益計算書】

| | | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|------------------|-----------------------|---|---|
| | 注記 | | 百万円 |
| 売上高 | 6, 26 | 1, 474, 550 | 1, 457, 610 |
| 売上原価 | 10, 13, 14, 20 | (658, 865) | (637, 502) |
| 売上総利益 | _ | 815, 685 | 820, 108 |
| 販売費及び一般管理費 | 13, 14, 20, 27 | (642, 729) | (633, 368) |
| その他の営業収益 | 13, 28 | 14, 099 | 13, 677 |
| その他の営業費用 | 12, 13, 14, 20, 29 | (19, 737) | (14, 846) |
| 営業利益 | 6 | 167, 318 | 185, 571 |
| 金融収益 | 6, 20, 30 | 1, 416 | 1, 389 |
| 金融費用 | 6, 20, 30 | (4, 213) | (5, 424) |
| 持分法による投資利益 | 6, 15 | 1, 517 | 1, 894 |
| 税引前利益 | 6 | 166, 038 | 183, 430 |
| 法人所得税 | 16 | (60, 086) | (55, 541) |
| 当期利益 | = | 105, 952 | 127, 889 |
| 当期利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | | 105, 196 | 126, 551 |
| 非支配持分 | _ | 756 | 1, 338 |
| 当期利益 | _ | 105, 952 | 127, 889 |
| 1株当たり当期利益 | | | |
| 基本的1株当たり当期利益(円) | 31 | 209.82 | 253. 43 |
| 希薄化後1株当たり当期利益(円) | 31 | 209. 53 | 253. 18 |

③【連結包括利益計算書】

| ②【建和包括利益計算音】 | | | |
|------------------------------------|--------|---|---|
| | | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
| | 注記 | | 百万円 |
| 当期利益 | | 105, 952 | 127, 889 |
| その他の包括利益 純損益に振り替えられることのない項目 | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定さ れる金融資産の純変動 | 32, 34 | 1, 795 | (906) |
| 確定給付負債(資産)の純額の再測定 | 32 | (770) | (16, 111) |
| 持分法適用会社におけるその他の包括利益に 対する持分 | 32 | 245 | (72) |
| 純損益に振り替えられることのない項目合計 | _ | 1, 270 | (17, 089) |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | () | (|
| 在外営業活動体の換算差額 | 32 | (15, 064) | (16, 661) |
| キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変 動額の有効部分 | 32 | 12 | - |
| 持分法適用会社におけるその他の包括利益に 対する持分 | 32 | (19) | (10) |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目合計 | _ | (15, 071) | (16, 671) |
| 税引後その他の包括利益 | _ | (13, 801) | (33, 760) |
| 当期包括利益 | = | 92, 151 | 94, 129 |
| 当期包括利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | | 93, 011 | 93, 284 |
| 非支配持分 | _ | (860) | 845 |
| 当期包括利益 | _ | 92, 151 | 94, 129 |
| | | | |

④【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| | | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | |
|---------------------|----|----------------|----------|----------|-------------|------------------|---|--|
| | • | | | | その他の資本の構成要素 | | | |
| | | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | 新株予約権 | 在外営業活動 体の換算差額 | キャッシュ・ フロー・へッ ジの公正価値 の変動額の有 効部分 | その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定される金融 資産の純変動 |
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日残高 | | 85, 424 | 109, 561 | (9, 719) | 980 | - | (4) | 6, 625 |
| 当期利益 | | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益 | | | | | | (13, 513) | 1 | 2, 041 |
| 当期包括利益 | | _ | - | - | - | (13, 513) | 1 | 2, 041 |
| 自己株式の処分 | 23 | _ | - | 1, 571 | (231) | - | - | - |
| 自己株式の取得 | 23 | - | - | (54) | - | | - | - |
| 株式に基づく報酬取引 | 33 | _ | - | - | 225 | - | - | - |
| 配当金 | 25 | - | - | - | _ | - | - | - |
| 子会社に対する所有者 持分の変動 | | - | (902) | - | - | - | - | - |
| その他の資本の構成要 | | | | | | | | |
| 素から利益剰余金への 振替 | | - | - | - | (72) | - | - | (236) |
| その他 | | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有者との取引等合計 | | - | (902) | 1, 517 | (78) | _ | _ | (236) |
| 2015年12月31日残高 | | 85, 424 | 108, 659 | (8, 202) | 902 | (13, 513) | (3) | 8, 430 |

| | | 親 | 見会社の所有者 | | | | |
|--------------------------------|----|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | | その他の資本の | の構成要素 | | | | ½~ → ∧ ⊃I |
| | | 確定給付負債 (資産)の純 額の再測定 | 合計 | 利益剰余金 | 合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日残高 | | - | 7,601 | 431, 975 | 624, 842 | 13, 546 | 638, 388 |
| 当期利益 | | - | - | 105, 196 | 105, 196 | 756 | 105, 952 |
| その他の包括利益 | | (714) | (12, 185) | - | (12, 185) | (1,616) | (13, 801) |
| 当期包括利益 | | (714) | (12, 185) | 105, 196 | 93, 011 | (860) | 92, 151 |
| 自己株式の処分 | 23 | - | (231) | (375) | 965 | - | 965 |
| 自己株式の取得 | 23 | - | - | - | (54) | - | (54) |
| 株式に基づく報酬取引 | 33 | _ | 225 | - | 225 | - | 225 |
| 配当金 | 25 | _ | - | (37, 091) | (37,091) | (1, 248) | (38, 339) |
| 子会社に対する所有者 持分の変動 | | - | - | - | (902) | (334) | (1, 236) |
| その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替 | | 714 | 406 | (406) | - | - | _ |
| その他 | | - | - | - | | (113) | (113) |
| 所有者との取引等合計 | | 714 | 400 | (37, 872) | (36, 857) | (1, 695) | (38, 552) |
| 2015年12月31日残高 | | | (4, 184) | 499, 299 | 680, 996 | 10, 991 | 691, 987 |

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| | | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | |
|-----------------------------------|----|----------------|----------|-----------|-------------|------------------|---|--|
| | • | | | | その他の資本の構成要素 | | | |
| | | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | 新株予約権 | 在外営業活動 体の換算差額 | キャッシュ・ フロー・ヘッ ジの公正価値 の変動額の有 効部分 | その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定される金融 資産の純変動 |
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2016年1月1日残高 | | 85, 424 | 108,659 | (8, 202) | 902 | (13, 513) | (3) | 8, 430 |
| 当期利益 | | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益 | | _ | | | _ | (16, 248) | 7 | (970) |
| 当期包括利益 | | _ | _ | _ | _ | (16, 248) | 7 | (970) |
| 自己株式の処分 | 23 | - | - | 1, 099 | (189) | _ | _ | _ |
| 自己株式の取得 | 23 | - | - | (50, 021) | - | - | - | - |
| 株式に基づく報酬取引 | 33 | _ | _ | - | 227 | - | - | - |
| 配当金 | 25 | - | - | - | - | - | - | - |
| 子会社に対する所有者 持分の変動 その他の資本の構成要 | | - | (1,011) | - | - | - | - | - |
| 素から利益剰余金への振替 | | - | - | - | (29) | - | - | (435) |
| その他 | | _ | | _ | | | | |
| 所有者との取引等合計 | | _ | (1,011) | (48, 922) | 9 | | _ | (435) |
| 2016年12月31日残高 | | 85, 424 | 107, 648 | (57, 124) | 911 | (29, 761) | 4 | 7, 025 |

| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 見会社の所有者 | | | | |
|----------------------------|----|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| | | その他の資本の | の構成要素 | | | -1 | V= 1 A = 1 |
| | | 確定給付負債 (資産)の純 額の再測定 | 合計 | 利益剰余金 | 合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2016年1月1日残高 | | - | (4, 184) | 499, 299 | 680, 996 | 10, 991 | 691, 987 |
| 当期利益 | | - | - | 126, 551 | 126, 551 | 1,338 | 127, 889 |
| その他の包括利益 | | (16, 056) | (33, 267) | - | (33, 267) | (493) | (33, 760) |
| 当期包括利益 | | (16, 056) | (33, 267) | 126, 551 | 93, 284 | 845 | 94, 129 |
| 自己株式の処分 | 23 | - | (189) | (404) | 506 | - | 506 |
| 自己株式の取得 | 23 | - | - | - | (50, 021) | - | (50, 021) |
| 株式に基づく報酬取引 | 33 | - | 227 | - | 227 | - | 227 |
| 配当金 | 25 | _ | - | (44, 139) | (44, 139) | (955) | (45, 094) |
| 子会社に対する所有者 持分の変動 | | - | - | - | (1,011) | 1, 007 | (4) |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への 振替 | | 16, 056 | 15, 592 | (15, 592) | - | - | - |
| その他 | | _ | - | - | - | (267) | (267) |
| 所有者との取引等合計 | | 16, 056 | 15, 630 | (60, 135) | (94, 438) | (215) | (94, 653) |
| 2016年12月31日残高 | | | (21, 821) | 565, 715 | 679, 842 | 11, 621 | 691, 463 |

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-----------------------|-----|---|---|
| | 注記 | 百万円 | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前利益 | | 166, 038 | 183, 430 |
| 減価償却費及び償却費 | | 57, 423 | 51, 116 |
| 受取利息及び受取配当金 | | (1, 266) | (1, 247) |
| 支払利息 | | 1, 528 | 1, 484 |
| 持分法による投資損益(益) | | (1, 517) | (1, 894) |
| 有形固定資産及び無形資産除売却損益(益) | | 3, 497 | 3, 466 |
| 営業債権及びその他の債権の増減額(増加) | | (4, 882) | (4, 049) |
| 棚卸資産の増減額(増加) | | (3, 964) | (17, 450) |
| 営業債務及びその他の債務の増減額(減少) | | 9,707 | 4, 388 |
| 退職給付に係る負債の増減額(減少) | | (997) | 19, 967 |
| その他 | _ | 2, 321 | (7, 175) |
| 小計 | | 227, 888 | 232, 036 |
| 利息の受取額 | | 1, 004 | 1,003 |
| 配当金の受取額 | | 1, 315 | 1, 479 |
| 利息の支払額 | | (1, 462) | (1, 503) |
| 法人所得税等の支払額 | _ | (47, 073) | (48, 708) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 181, 672 | 184, 307 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 定期預金の預入による支出 | | (2, 669) | (11, 570) |
| 定期預金の払戻による収入 | | 1, 355 | 3, 703 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | (69, 023) | (74, 637) |
| 無形資産の取得による支出 | | (5, 598) | (5, 060) |
| 子会社の取得による支出 | | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (3,659) |
| その他 | | 1, 811 | 2, 584 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | _ | (74, 124) | (88, 639) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 短期借入金の増減額(減少) | | (1, 128) | (44) |
| 長期借入による収入 | | 40, 080 | 200 |
| 長期借入金の返済による支出 | | (20, 068) | (317) |
| 自己株式の取得による支出 | | (55) | (50, 021) |
| 支払配当金 | | (37, 137) | (44, 188) |
| 非支配持分への支払配当金 | | (1, 248) | (955) |
| その他 | | (1, 217) | 282 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | _ | (20, 773) | (95, 043) |
| | _ | 00.555 | |
| 現金及び現金同等物の増減額(減少) | 0 | 86, 775 | 625 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 8 | 228, 967 | 309, 922 |
| 現金及び現金同等物に係る為替変動による影響 | _ | (5, 820) | (7, 521) |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 8 = | 309, 922 | 303, 026 |

【連結財務諸表に関する注記事項】

1. 報告企業

花王株式会社(以下、当社)は、日本の会社法(以下、「会社法」)に基づいて設立された株式会社であり、本社は東京都中央区に所在しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の連結財務諸表は、12月31日を期末日とし、当社グループ並びに関連会社に対する持分により構成されております。

当社グループは、化粧品、スキンケア製品、ヘアケア製品、サニタリー製品、ファブリックケア製品等の一般消費財及び油脂アルコールや界面活性剤等の化学品を製造し、当社グループの販売会社や取引先等の国内外のネットワークを通じて、製品をお客様へお届けすることを主な事業としております。その詳細については、注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2016年12月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しております。IFRSへの移行日(以下、移行日)は2015年1月1日であり、当社グループはIFRSへの移行にあたり、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、「IFRS第1号」)を適用しております。移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「39. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2016年12月31日に有効なIFRSに準拠しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四 捨五入して表示しております。

(4) 早期適用した新設及び改訂されたIFRS基準書及び解釈指針

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたり、当社グループはIFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2014年7月改訂)(以下、「IFRS第9号」)を早期適用しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社により支配されているすべての事業体であります。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の財務諸表は、当社が支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

当社及び子会社間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社及び子会社間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社持分の割合が変動した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、当社グループに帰属する持分として資本に直接認識しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社の決算日はすべて当社と同じ決算日であります。

② 関連会社

関連会社とは、当社がその財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。当社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を直接又は間接的に保有する場合、当社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めております。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、当社が重要な影響力を有することとなった日からその影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。

関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん(減損損失累計額控除後)が含まれて おります。

関連会社の決算日は一部当社と異なっております。決算日の異なる関連会社については、当社決算日において、仮決算を実施しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に移転した資産、当社に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社が発行した資本持分の取得日公正価値の合計額として測定されます。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識及び測定しております。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って取得日に売却目的保有に分類 され取得した非流動資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の当社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品は、 IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。

取得対価が取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日公正価値の正味の金額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として認識しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する費用は、発生 時に費用処理しております。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識 しておりません。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

(3) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。またグループ内の各社は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各社の取引はその機能通貨により測定しております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レート、又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

各報告期間の末日において、外貨建の貨幣性項目は、各報告期間の末日現在の為替レートにより機能通貨に換算しております。

取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取得日の為替レートにより機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートにより機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については各報告期間の末日現在の為替レート、収益及び費用については当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

(4) 金融商品

当社グループはIFRS移行日より、IFRS第9号を早期適用しております。

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を、(a) 償却原価で測定される金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産、(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産、(d) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定される金融資産については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデル の中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。
- (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

当社グループは、一部の資本性金融資産については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に分類しております。

当該金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に 含めて認識しております。投資を処分した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合 に、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素 から利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産からの配当金については、金融収益として純損益に認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上記の償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループの純損益を通じて公正価値で測定される金融資産としては、一部の短期投資、デリバティブ資産等が該当します。なお、当社グループは、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として、取消不能の指定を行ったものはありません。

当該金融資産は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動は純損益で認識しております。また、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利得又は損失は、純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に 対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大 したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に 係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信 用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期 間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並 びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しております。

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻入れております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、 又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど すべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、社債及び借入金等はその発行日に、その他の金融負債は、取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

当社グループの純損益を通じて公正価値で測定される金融負債としては、デリバティブ負債が該当します。当初認識時において純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として、取消不能の指定を行ったものはありません。純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失については、当期の純損益に認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、債務が履行された時、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ 純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺 し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

④ 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公 正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つの レベルに分類しております。

レベル1・・・同一の資産又は負債に関する活発な市場における公表市場価格により測定した公正 価値

レベル2・・・レベル1以外の、資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットにより測定した公正価値

レベル3・・・資産又は負債についての観察可能な市場データに基づかないインプットにより測定 した公正価値

⑤ ヘッジ会計

当社グループは、金利リスクの回避又は軽減を目的として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化を行っております。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を記載しております。また当社グループでは、ヘッジ関係の開始時、及び継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。継続的な判定は、各報告日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において実施しております。

当社グループのリスク管理方針に従い、金利リスクに関してヘッジ会計に関する適格要件を満たすデリバティブ取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用し、以下のように会計処理を行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたデリバティブは、変動金利付き金融負債を固定金利付き金融負債に変換する金利スワップです。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に認識されるまで、その他の資本の構成要素として認識しております。その他の資本の構成要素に認識されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えております。ただし、デリバティブの公正価値の変動額のうち、ヘッジの非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使となった場合を含んでおります。

なお、当社グループでは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っておりません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

現金同等物には、譲渡性預金、定期預金、コマーシャルペーパー、公社債投信、金銭の信託等を含めております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要する費用の見積額を控除した額であります。原価は、購入原価、加工費、現在の場所及び状態に至るまでに発生したすべての費用を含んでおり、主として総平均法に基づいて算定しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び敷地の原状回復費用の当初見積額が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10-35年

機械装置及び運搬具 7-14年

・工具、器具及び備品 3-10年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に再検討し、変更が必要となった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、当社グループは当連結会計年度より、見積耐用年数を変更しております。詳細は注記「4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断(3) 有形固定資産の耐用年数」に記載しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

また、のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、連結会計年度末までに最低年に一度又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識し、その後の戻入れは行っておりません。

なお、のれんの当初認識時における測定は、注記「3. 重要な会計方針(2) 企業結合」に記載しております。

② 無形資産

無形資産の測定は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しております。

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定しております。

企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生 した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになり ます。

当初認識後は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形 資産はありません。

商標権 10年

ソフトウェア 5年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に再検討し、変更が必要となった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 研究開発費

研究関連支出については、発生時に費用認識しております。開発関連支出については、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(9) リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを当社グループに移転するリース取引はファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債はリース開始日に算定したリース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

リース資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却 しております。支払リース料は、利息法に基づき、金融費用とリース債務の返済額とに配分しておりま す。

オペレーティング・リース取引においては、リース料支払額はリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、IFRIC (解釈指針) 第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する非流動資産及び従業員給付から生じる資産を除く非金融 資産は、各報告期間の末日現在において、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討して おります。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんについて は、減損の兆候の有無にかかわらず、連結会計年度末までに最低年に一度、回収可能価額を見積っており ます。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。資産の使用価値の算定に適用する割引率は、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクのうち、それについて将来キャッシュ・フローの見積りを調整していないものに関する現在の市場評価を反映した税引前の割引率としております。

個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。企業結合により取得したのれんは、取得日以降、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる当社グループの資金生成単位又は資金生成単位グループに配分して減損テストを行っております。

全社資産は別個のキャッシュ・インフローを発生させないため、個別の全社資産の回収可能価額は算定できません。全社資産に減損の兆候がある場合、当該資産の処分を決定している場合を除き、全社資産が属する資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較しております。

減損損失は、見積回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に純損益として認識しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、最初に、当該資金生成単位又は資金生成単位グループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分により、当該単位の中の他の資産に配分しております。

当社グループは、連結会計年度の末日において、過去の期間にのれん以外の資産について認識した減損 損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候があるかどうかを検討しております。その ような兆候が存在する場合には、当社グループは当該資産の回収可能価額を見積っております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、最後の減損損失を認識した以後に当該資産の回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合にのみ、戻入れをしております。この場合には、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで、減損損失の戻入れとして増額しております。

減損損失の戻入れは、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。

(11) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

(i) 確定給付制度

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤 務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を、負債又は資産として計上しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。また、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額は金融費用(金融収益)として純損益に認識しております。

確定給付負債(資産)の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識 し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る掛金は、勤務を提供した時点で費用として認識しております。

② その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

賞与については、それらの支払を行う現在の法的債務もしくは推定的債務を有しており、信頼性のある見積りが可能な場合に、支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

有給休暇費用は累積型有給休暇制度に係る法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストックオプション制度を採用しております。 ストックオプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想される ストックオプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたってその額を費用並びにその他の資本の構 成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮 し、ブラック・ショールズモデルを用いて算定しております。

また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金として認識した金額は報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出に関して、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りであります。貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

(14) 収益

当社グループは、化粧品、スキンケア製品、ヘアケア製品、サニタリー製品、ファブリックケア製品等の一般消費財、及び油脂アルコールや界面活性剤等の化学品の販売を行っております。このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を当社グループが買手に移転し、販売された物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性を持って測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡し時となります。また、収益は、受領した又は受領可能な対価の公正価値から、値引き、割戻及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、 及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される金額で算定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいております。

② 繰延税金

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、将来の課税所得により利用できる可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の一部又は全部の便益を実現させるのに十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得が、繰延税金資産の回収を可能にする可能性が高くなった範囲で、当社グループは過去に未認識であった繰延税金資産を認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生 する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な期間内に一時差異 が解消されない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び 税法に基づいて、当該資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率によって算定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類しております。売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(18) 資本及びその他の資本項目

① 普通株式

普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識しております。また、株式発行費用は発行価額から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において、利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本として認識しております。

(19) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により決議された日、中間配当は取締役会により決議された日の属する期間の負債として認識しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに報告期間の末日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び報告期間の末日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は経営者により継続して見直しております。会計上の見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える事項は、以下のとおりであります。

(1) 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは将来見込まれる経営成績に対する著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更又は事業戦略全体の変更などが含まれます。

さらに、のれんについては、のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、減損の兆候の有無にかかわらず、連結会計年度末までに、最低年に一度減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。

使用価値の算定にあたっては、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、注記「13. 有形固定資産」、「14. のれん及び無形資産」に記載しております。のれんの感応度については、注記「14. のれん及び無形資産」に記載しております。

(2) 退職後給付

当社グループは、確定給付制度を含む様々な退職後給付制度を設けております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済状況の変化による 割引率や死亡率等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の 連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

数理計算上の仮定及びそれに関連する感応度については、注記「20. 従業員給付」に記載しております。

(3) 有形固定資産の耐用年数

当社グループは、機械装置を中心とした積極的な設備投資を実施していく中で、製造コストの比較ができ、生産拠点の最適化等をグローバルレベルで検討することが経営管理面からの重要課題の一つと認識しております。

そのため、2016年1月から固定資産システムをグローバルに統一しました。これを契機にして、当連結会計年度から機械装置の耐用年数についても、グローバルな生産体制に見合った使用実態を反映した見積耐用年数(設備の種類に応じて主として9年と10年)に統一することといたしました。

この見積りの変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

(4) 引当金

当社グループは、化粧品関連損失引当金、返品調整引当金及び資産除去引当金等の引当金を連結財政状態計算書に認識しております。

これらの引当金として認識する金額は、報告期間の末日における過去の実績等を考慮に入れた、現在の債務を決済するために必要となる支出の最善の見積りであります。

化粧品関連損失引当金は、補償関連費用等の変化によって影響を受ける可能性があります。

返品調整引当金は、製品の生産・販売中止の計画等によって影響を受ける可能性があります。

また、資産除去引当金等は、将来の事業計画等状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの引当金の性質及び金額については、注記「21.引当金」に記載しております。

(5) 法人所得税

当社グループは、各国の税務当局に納付すると予想される金額を、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法を使用して、合理的に見積り、未払法人所得税等及び法人所得税を認識及び測定しております。

未払法人所得税等及び法人所得税の算定に際しては、当社グループ及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、最終税額が当初に認識した金額と異なる場合には、その差額は税額が決定する期間に認識しております。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び未使用の繰越税額控除について、将来の課税所得により利用できる可能性が高い範囲内で認識しており、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現する期に適用されると予想される税率を用いて、その回収可能性を算定しております。

この認識及び測定においては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画等状況の変化や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については、注記「16. 法人所得税」に記載しております。

(6) 公正価値

当社グループは、特定の資産及び負債の公正価値を見積るために、観察可能な市場データに基づかないインプットを含むさまざまなインプット及び評価技法を使用しております。公正価値の測定に際しては、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にしておりますが、その過程において経営者の見積り及び判断が必要となります。

これらは経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済状況の変化によるインプットの変化等により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

公正価値で測定される主な金融資産及び負債の測定方法及び金額については、注記「34. 金融商品」に 記載しております。

また当社グループでは初度適用にあたって一部の有形固定資産の取得原価についてはIFRS第1号の免除 規定を採用し、みなし原価を適用しておりますが、それらの公正価値の測定方法及び金額については、注 記「39. 初度適用」に記載しております。

(7) 偶発事象

偶発事象は、報告期間の末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しております。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

注記「40. 連結財務諸表の承認」に記載の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂の主なものは、以下のとおりであり、2016年12月31日において当社グループはこれらを早期適用しておりません。

| 基準書・基準名 | | 強制適用時期 (以降開始年度) 当社グループ 適用時期 | | 新設・改訂の概要 | |
|----------|-------------------|-----------------------------------|---------------------|-------------------------|--|
| IFRS第15号 | 顧客との契約か ら生じる収益 | 2018年1月1日 | 2017年12月期 早期適用予定 | 収益認識に関する会計処理及び開示の改 訂 | |
| IFRS第16号 | リース | 2019年1月1日 | 2019年12月期 | リースの定義と会計処理及び開示の改訂 | |

なお、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の早期適用による主な変更点は、顧客に支払う対価の会計処理方法であります。従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、売上高の減額又は売上原価として計上することになります。これによる当社グループの連結財務諸表への主な影響として、2017年12月期の連結損益計算書の売上高がおよそ400億円減少すると見積っております。また、営業利益に与える影響は軽微であります。

IFRS第16号「リース」の適用による当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。なお、取締役会は、売上高及び営業利益を主要な指標として、各セグメントの業績評価を行っております。

当社グループは、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業 (総称して、コンシューマープロダクツ事業)及びケミカル事業の4つの事業ユニットを基本にして組織 が構成されており、各事業ユニット単位で、日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、「ビューティケア事業」、「ヒューマンヘルスケア事業」、「ファブリック &ホームケア事業」及び「ケミカル事業」の4つを報告セグメントとしております。

なお、当社グループの売上高の10%以上にあたる単一の外部顧客との取引がないため、主要な顧客に関する情報の記載を省略しております。

各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりであります。

| 報告 | セグメント | 主 | 要 製 品 | | |
|---------|----------------|----------------------|---------------------------|--|--|
| | | 化粧品 | カウンセリング化粧品、セルフ化粧品 | | |
| | ビューティケア事業 | スキンケア製品 | 化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料 | | |
| | | ヘアケア製品 | シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー | | |
| コンシューマー | | フード&ビバレッジ製品 | 飲料 | | |
| プロダクツ事業 | ヒューマンヘルスケア事業 | サニタリー製品 | 生理用品、紙おむつ | | |
| | | パーソナルヘルス製品 | 入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ | | |
| | ファブリック&ホームケア事業 | ファブリックケア製品 | 衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤 | | |
| | | ホームケア製品 | 台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品 | | |
| | | 油脂製品 | 油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、 | | |
| | | | グリセリン、業務用食用油脂 | | |
| ケミカル事業 | | 機能材料製品 | 界面活性剤、プラスチック用添加剤、 | | |
| | | 1及形型 付款 | コンクリート用高性能減水剤 | | |
| | | スペシャルティケミカルズ製品 | トナー・トナーバインダー、 | | |
| | | 一つ・マスルノイクミカルへ表面 | インクジェットプリンターインク用色材、香料 | | |

(2) 報告セグメントの売上高及び業績

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| | 報告セグメント | | | | | | | |
|---------------------------|---------------|----------|------------------------|-------------|------------|---|-----------|--------------------|
| | - | コンシューマー | プロダクツ事業 | Ē | | | 調整額 (注1) | 連結財務諸表 計上額 |
| | ビューティ ケア事業 | | ファブリック &ホームケア 事業 | 小計 | ケミカル 事業 | 合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部売上高 | 608, 617 | 281,672 | 335, 308 | 1, 225, 597 | 248, 953 | 1, 474, 550 | - | 1, 474, 550 |
| セグメント間の内部売上 高及び振替高(注2) | - | - | - | - | 39, 517 | 39, 517 | (39, 517) | - |
| 売上高合計 | 608, 617 | 281, 672 | 335, 308 | 1, 225, 597 | 288, 470 | 1, 514, 067 | (39, 517) | 1, 474, 550 |
| 営業利益 | 37, 929 | 33, 368 | 66, 124 | 137, 421 | 28, 593 | 166, 014 | 1 204 | 167, 318 |
| 金融収益 | 31,929 | 33, 300 | | 131, 441 | 20, 595 | ======================================= | 1, 304 | |
| 金融費用 | | | | | | | | 1, 416 (4, 213) |
| 並融資用 持分法による投資利益 | | | | | | | | 1, 517 |
| 税引前利益 | | | | | | | | 166, 038 |
| 1767 HJ T J | | | | | | | | 100,030 |
| その他の情報 | | | | | | | | |
| 減価償却費及び償却費 (注3) | 26, 028 | 10, 236 | 8, 072 | 44, 336 | 12, 804 | 57, 140 | 283 | 57, 423 |
| 減損損失(注3) | 2, 476 | 510 | 657 | 3,643 | 388 | 4,031 | - | 4, 031 |
| 資本的支出(注4) | 20, 458 | 30, 962 | 15, 150 | 66, 570 | 16, 244 | 82, 814 | 34 | 82, 848 |
| (注1) 骨紫利米の | 囲東女婿1 20.4 | 五年田には | カガイいよ | 明版書いる核を | ス畑知次帝の | 調敷類竿の※ | 出土のほか | タ 起生み ガ |

- (注1) 営業利益の調整額1,304百万円には、セグメント間取引に係る棚卸資産の調整額等の消去のほか、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
- (注2) セグメント間の内部売上高及び振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいて算出しております。
- (注3) 減価償却費及び償却費、減損損失の内容は、注記「12. 売却目的で保有する非流動資産」、「13. 有形固定 資産」、「14. のれん及び無形資産」に記載しております。
- (注4) 資本的支出には、有形固定資産のほか、無形資産及びその他の非流動資産への投資が含まれております。

| | 報告セグメント | | | | | | | |
|---------------------------|----------------|----------------------|------------------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| | コンシューマープロダクツ事業 | | | | | 調整額 | 連結財務諸表 | |
| | ビューティ ケア事業 | ヒューマン ヘルスケア 事業 | ファブリック &ホームケア 事業 | 小計 | ケミカル 事業 | 合計 | (注1) | 計上額 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部売上高 | 601, 620 | 273, 067 | 345, 163 | 1, 219, 850 | 237, 760 | 1, 457, 610 | - | 1, 457, 610 |
| セグメント間の内部売上 高及び振替高(注2) | | _ | | | 36, 025 | 36, 025 | (36, 025) | |
| 売上高合計 | 601,620 | 273, 067 | 345, 163 | 1, 219, 850 | 273, 785 | 1, 493, 635 | (36, 025) | 1, 457, 610 |
| | | | | | | | | |
| 営業利益 | 51, 086 | 25, 948 | 78, 099 | 155, 133 | 29, 683 | 184, 816 | 755 | 185, 571 |
| 金融収益 | | | | | | | | 1, 389 |
| 金融費用 | | | | | | | | (5, 424) |
| 持分法による投資利益 | | | | | | | | 1, 894 |
| 税引前利益 | | | | | | | | 183, 430 |
| その他の情報 | | | | | | | | |
| 減価償却費及び償却費 (注3) | 18, 399 | 12, 930 | 7, 876 | 39, 205 | 11,650 | 50, 855 | 261 | 51, 116 |
| 減損損失(注3) | 43 | 26 | 40 | 109 | - | 109 | - | 109 |
| 資本的支出(注4) | 20, 135 | 41,752 | 16, 050 | 77, 937 | 11,877 | 89, 814 | 86 | 89, 900 |

- (注1) 営業利益の調整額755百万円には、セグメント間取引に係る棚卸資産の調整額等の消去のほか、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
- (注2) セグメント間の内部売上高及び振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいて算出しております。
- (注3) 減価償却費及び償却費、減損損失の内容は、注記「13. 有形固定資産」及び「14. のれん及び無形資産」に 記載しております。
- (注4) 資本的支出には、有形固定資産のほか、無形資産及びその他の非流動資産への投資が含まれております。

(3) 地域別に関する情報

外部顧客への売上高及び非流動資産(金融資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く)の地域 別内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度

外部顧客への売上高

| | (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) | | |
|------|--------------------------------|--------------------------------|--|--|
| | 百万円 | 百万円 | | |
| 日本 | 956, 033 | 964, 904 | | |
| アジア | 249, 335 | 251, 284 | | |
| うち中国 | 96, 565 | 103, 346 | | |
| 米州 | 134, 080 | 120, 782 | | |
| うち米国 | 102, 865 | 93, 148 | | |
| 欧州 | 135, 102 | 120, 640 | | |
| 合計 | 1, 474, 550 | 1, 457, 610 | | |
| | | | | |

前連結会計年度

(注) 外部顧客への売上高は、顧客の所在地に基づき分類しております。

非流動資産 (金融資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く)

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|-----|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| • | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 日本 | 357, 162 | 375, 831 | 415, 993 | |
| アジア | 81, 980 | 86, 362 | 81, 927 | |
| 米州 | 20, 738 | 21, 535 | 22, 854 | |
| 欧州 | 32, 238 | 29, 126 | 24, 731 | |
| 合計 | 492, 118 | 512, 854 | 545, 505 | |

7. 企業結合

(1) 企業結合の内容

被取得企業の名称: Collins Inkjet社及び同社が使用する不動産等を所有管理するSAMGAM社(以下、コリンズ社)

事業内容:インクジェット用インクの開発、製造、販売

企業結合日:2016年7月1日

取得企業が非取得企業の支配を獲得した方法:現金を対価とする株式の取得

取得した議決権比率:100%

(2) 企業結合の主な理由

コリンズ社は、米国を中心にインクジェット用インクの開発、製造、販売を行っている会社であります。大きな伸長が期待される産業印刷分野のインクジェット用インク市場にいち早く参入し、多種多様なインクジェットへッドに対応した高度なインク設計技術と信頼で顧客ネットワークを構築しております。現在、さらなる用途拡大のためのインク開発と、事業のグローバル展開を進めております。

当社は、今回の買収により新たに獲得した技術、生産設備、販売網を自社技術に加えて活用することで、環境負荷低減に貢献する画期的な商品及びサービスを、グローバルに顧客へ提供することを目的としております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価 3,715 百万円 取得原価の内訳 現金 3,715 百万円

(4) 企業結合日における資産及び負債の公正価値

| 流動資産 | 1, 496 | 百万円 |
|-------|--------|-----|
| 非流動資産 | 913 | 百万円 |
| 資産合計 | 2,409 | 百万円 |
| 流動負債 | 377 | 百万円 |
| 非流動負債 | 232 | 百万円 |
| 負債合計 | 609 | 百万円 |

(5) 発生したのれんの金額等

発生したのれんの金額 1,915 百万円

のれんを構成する要因

当該企業結合により生じたのれんは、新たに獲得した技術、生産設備、販売網を自社技術に加えて活用することによる将来の超過収益力を反映しております。

のれんには、税務上損金算入できるものがあります。

(6) 取得した事業の売上高及び利益

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が当連結会計年度期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|--------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 現金及び預金 | 105, 328 | 121, 371 | 186, 226 | |
| 短期投資 | 123, 639 | 188, 551 | 116,800 | |
| 合計 | 228, 967 | 309, 922 | 303, 026 | |

現金及び預金に、3か月以内の定期預金を含めて表示しております。また、連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の残高と、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の残高は、一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | | |
|--------|--------------------|----------|----------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 営業債権 | 205, 674 | 206, 966 | 205, 099 |
| その他の債権 | 8, 372 | 5, 049 | 4, 546 |
| 貸倒引当金 | (1, 304) | (1,308) | (1, 186) |
| 合計 | 212, 742 | 210, 707 | 208, 459 |

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|-------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| • | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 商品及び製品 | 111, 998 | 112, 087 | 122, 479 | |
| 仕掛品 | 12, 910 | 12, 356 | 12, 253 | |
| 原材料及び製造用貯蔵品 | 26, 968 | 26, 828 | 30, 468 | |
| 合計 | 151, 876 | 151, 271 | 165, 200 | |

費用として認識し、売上原価に含めている棚卸資産の金額は、前連結会計年度658,325百万円、当連結会計年度636,969百万円であります。

また、棚卸資産の評価減の金額は、前連結会計年度4,982百万円、当連結会計年度4,534百万円であります。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は、以下のとおりであります。

| 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|--------------------|---|---|--|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| | | | |
| 30, 357 | 20, 219 | 6, 330 | |
| 8, 426 | 8, 487 | 9, 410 | |
| 8, 516 | 9, 299 | 8,072 | |
| 47, 299 | 38, 005 | 23, 812 | |
| | | | |
| _ | 9, 919 | 11, 095 | |
| 5, 175 | 5, 818 | 5, 337 | |
| 1,563 | 754 | 881 | |
| 1, 228 | 1,241 | 1, 235 | |
| 7, 966 | 17, 732 | 18, 548 | |
| | (2015年1月1日) 百万円 30, 357 8, 426 8, 516 47, 299 - 5, 175 1, 563 1, 228 | (2015年1月1日) (2015年12月31日) 百万円 百万円 30,357 20,219 8,426 8,487 8,516 9,299 47,299 38,005 - 9,919 5,175 5,818 1,563 754 1,228 1,241 | |

12. 売却目的で保有する非流動資産

前連結会計年度における売却目的で保有する非流動資産は、研修所の土地、販売拠点の建物及び土地等の売却を意思決定したことから、当該資産を売却目的保有に分類したものであります。また、前連結会計年度において、売却目的保有に分類するにあたり減損損失694百万円を計上しており、当該減損損失は連結損益計算書の「その他の営業費用」に含めております。なお、当該資産は一部を除き当連結会計年度に売却が完了しております。

当連結会計年度における売却目的で保有する非流動資産は、販売拠点の建物及び土地等の売却を意思決定したことから、当該資産を売却目的保有に分類したものであります。

公正価値は取引事例比較法等を用いた第三者による鑑定評価額及び売買契約に基づく売却価額を基礎としており、当該公正価値のヒエラルキーレベルはレベル3であります。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

取得原価

| | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|--------------|-------------|---------------|---------------|----------|-----------|-------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 379, 857 | 701, 384 | 113, 312 | 77, 934 | 27, 247 | 1, 299, 734 |
| 取得 | 270 | 556 | 6, 033 | 1 | 70, 328 | 77, 188 |
| 売却又は処分 | (5, 464) | (21, 628) | (7, 449) | (1, 228) | (24) | (35, 793) |
| 科目振替 | 25, 689 | 46, 784 | 5, 126 | 345 | (77, 944) | _ |
| 売却目的保有への振替 | (486) | _ | (1) | (3,710) | - | (4, 197) |
| 在外営業活動体の換算差額 | (5,502) | (11, 298) | (1,500) | (362) | (409) | (19, 071) |
| その他 | (370) | (185) | 118 | _ | (464) | (901) |
| 2015年12月31日 | 393, 994 | 715, 613 | 115, 639 | 72, 980 | 18, 734 | 1, 316, 960 |
| 取得 | 313 | 245 | 4, 490 | 36 | 79, 781 | 84, 865 |
| 企業結合による取得 | 272 | 175 | 31 | 126 | 14 | 618 |
| 売却又は処分 | (5, 355) | (29, 108) | (7,642) | (97) | (13) | (42, 215) |
| 科目振替 | 24, 591 | 39, 877 | 9, 055 | 384 | (73, 907) | _ |
| 売却目的保有への振替 | (585) | (22) | (7) | (216) | _ | (830) |
| 在外営業活動体の換算差額 | (4,410) | (10, 069) | (1,860) | (194) | (64) | (16, 597) |
| その他 | 79 | 86 | (94) | (1) | (57) | 13 |
| 2016年12月31日 | 408, 899 | 716, 797 | 119, 612 | 73, 018 | 24, 488 | 1, 342, 814 |

減価償却累計額及び減損損失累計額

| | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|--------------|-------------|---------------|---------------|---------|-------|-----------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 277, 771 | 604, 104 | 89, 346 | 9, 231 | _ | 980, 452 |
| 減価償却費(注1) | 11, 765 | 21, 393 | 10,074 | - | _ | 43, 232 |
| 減損損失(注2) | 154 | 117 | 27 | 3, 039 | _ | 3, 337 |
| 減損損失の戻入(注2) | (196) | _ | _ | _ | _ | (196) |
| 売却又は処分 | (4,841) | (20,677) | (7, 200) | (96) | _ | (32, 814) |
| 売却目的保有への振替 | (336) | - | (1) | (1,853) | _ | (2, 190) |
| 在外営業活動体の換算差額 | (2,978) | (8, 458) | (1, 216) | _ | _ | (12, 652) |
| その他 | (96) | (198) | 88 | | | (206) |
| 2015年12月31日 | 281, 243 | 596, 281 | 91, 118 | 10, 321 | _ | 978, 963 |
| 減価償却費 (注1) | 11, 934 | 22, 448 | 10, 396 | _ | _ | 44, 778 |
| 減損損失(注2) | 13 | _ | _ | 96 | _ | 109 |
| 減損損失の戻入(注2) | (0) | _ | (1) | - | _ | (1) |
| 売却又は処分 | (4,990) | (28, 415) | (7, 264) | (1) | _ | (40, 670) |
| 売却目的保有への振替 | (497) | (22) | (7) | = | _ | (526) |
| 在外営業活動体の換算差額 | (2, 220) | (7,024) | (1, 392) | - | _ | (10, 636) |
| その他 | (23) | (66) | 51 | _ | | (38) |
| 2016年12月31日 | 285, 460 | 583, 202 | 92, 901 | 10, 416 | | 971, 979 |

⁽注1) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の 営業費用」に含めております。

⁽注2) 有形固定資産の減損損失は、連結損益計算書の「その他の営業費用」に、減損損失の戻入は「その他の営業 収益」に含めております。

帳簿価額

| | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具、器具 及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|---------|---------|----------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 102, 086 | 97, 280 | 23, 966 | 68, 703 | 27, 247 | 319, 282 |
| 2015年12月31日 | 112, 751 | 119, 332 | 24, 521 | 62, 659 | 18, 734 | 337, 997 |
| 2016年12月31日 | 123, 439 | 133, 595 | 26, 711 | 62, 602 | 24, 488 | 370, 835 |

(2) リース資産

有形固定資産に含まれるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

| | 建物及び構築物 | その他 | 合計 |
|-------------|---------|-----|--------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 6, 472 | 125 | 6, 597 |
| 2015年12月31日 | 5, 441 | 83 | 5, 524 |
| 2016年12月31日 | 4,060 | 54 | 4, 114 |

(3) 減損損失

当社グループは、有形固定資産の資金生成単位について、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産については、個別の物件について減損の要否を検討しております。

減損損失として認識した額は、前連結会計年度3,337百万円、当連結会計年度109百万円であります。 前連結会計年度における減損損失3,337百万円のうち主なものは、当社及び㈱カネボウ化粧品が保有す る遊休土地に対して認識した3,039百万円であります。当該資産は当社グループ内の組織再編により将来 の使用が見込まれなくなったことから、資金生成単位を変更し、個別資産として処分費用控除後の公正価値まで帳簿価額を減額し、これにより減損損失を認識したものであります。処分費用控除後の公正価値は取引事例比較法を用いた第三者による鑑定評価額を基礎としており、当該公正価値のヒエラルキーレベルはレベル3であります。当社の保有資産はビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業の各セグメントに属しており、㈱カネボウ化粧品の保有資産はビューティケア事業に属しております。

(4) コミットメント

有形固定資産の取得に関するコミットメントについては、注記「37. コミットメント」に記載しております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

取得原価

| | Dh.) | 無形資産 | | | |
|--------------|----------|---------|------------|----------|------------|
| | のれん | ソフトウェア | 商標権 | その他 (注) | 合計 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 138, 751 | 24, 031 | 133, 526 | 5, 317 | 162, 874 |
| 取得 | _ | 199 | _ | 5, 432 | 5, 631 |
| 売却又は処分 | _ | (4,736) | (3) | (23) | (4,762) |
| 科目振替 | _ | 5, 666 | _ | (5,046) | 620 |
| 在外営業活動体の換算差額 | (500) | (316) | _ | (104) | (420) |
| その他 | _ | (20) | _ | (15) | (35) |
| 2015年12月31日 | 138, 251 | 24, 824 | 133, 523 | 5, 561 | 163, 908 |
| 取得 | _ | 85 | _ | 4, 948 | 5, 033 |
| 企業結合による取得 | 1, 915 | 4 | _ | 316 | 320 |
| 売却又は処分 | _ | (2,629) | (133, 523) | (361) | (136, 513) |
| 科目振替 | _ | 5, 122 | _ | (5, 115) | 7 |
| 在外営業活動体の換算差額 | (2,383) | (246) | _ | (164) | (410) |
| その他 | _ | 124 | _ | (22) | 102 |
| 2016年12月31日 | 137, 783 | 27, 284 | _ | 5, 163 | 32, 447 |

⁽注) 「ソフトウェア仮勘定」は、無形資産の「その他」に含めております。

償却累計額及び減損損失累計額

無形資産 のれん ソフトウェア 商標権 その他 合計 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 2015年1月1日 14,037 122, 222 2,989 139, 248 9,977 償却費 (注) 4, 143 71 14, 191 売却又は処分 (4,732)(4,735)(3) 在外営業活動体の換算差額 (359)(98)(457)その他 (44)(44)2015年12月31日 13,045 132, 196 2,962 148, 203 償却費 (注) 4,650 1, 327 361 6, 338 売却又は処分 (2,626)(133, 523)(346)(136, 495)在外営業活動体の換算差額 (225)(135)(360)その他 71 72 2016年12月31日 14, 915 2,843 17, 758

⁽注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の営業費用」 に含めております。

| <u>4ш.</u> | 17.47大 | <u> 소</u> |
|------------|--------|-----------|
| ш. | げんば | /H: |

| | のれん | //// X/12 | | | |
|-------------|----------|-----------|---------|--------|---------|
| | VIAUN | ソフトウェア | 商標権 | その他 | 合計 |
| • | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2015年1月1日 | 138, 751 | 9, 994 | 11, 304 | 2, 328 | 23, 626 |
| 2015年12月31日 | 138, 251 | 11, 779 | 1, 327 | 2, 599 | 15, 705 |
| 2016年12月31日 | 137, 783 | 12, 369 | _ | 2, 320 | 14, 689 |

(2) のれん

当社グループの連結財政状態計算書に認識されているのれんの移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度の帳簿価額は、以下のとおりであります。企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しており、ビューティケア事業及びケミカル事業に属しております。上記のうち重要なものはカネボウ化粧品グループに係るものであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| _ | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| ビューティケア事業 | 138, 751 | 138, 251 | 135, 618 |
| うち カネボウ化粧品グループ | 119, 400 | 119, 400 | 119, 400 |
| モルトン・ブラウングル ープ | 14, 270 | 13, 771 | 11, 327 |
| その他 | 5, 081 | 5, 080 | 4, 891 |
| ケミカル事業 | | _ | 2, 165 |
| 合計 | 138, 751 | 138, 251 | 137, 783 |

(3) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、毎期又は減損の兆候の有無にかかわらず、連結会計年度末までに最低年に一度、減損テストを実施しております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。当社における主要なのれんはカネボウ化粧品グループに係るものであります。

カネボウ化粧品グループに係るのれんについては、当該使用価値の基礎となるキャッシュ・フローの予測は、過去の実績を反映した4年間の中期計画に基づいております。予測の決定に用いられた主な仮定は売上高の成長率及び割引率であり、当該成長率は資金生成単位が属する市場の成長率予測等と整合したものとなっております。また経営者によって承認された4年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率を0%とし、当該資金生成単位の加重平均資本コスト(WACC)7.4%(移行日8.9%、前連結会計年度8.7%)により現在価値に割り引いて算定しております。当連結会計年度の減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、マネジメントは当該資金生成単位において、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。なお、移行日及び前連結会計年度においても使用価値は帳簿価額を上回っておりますが、仮に割引率が移行日で1.8%、前連結会計年度で2.8%それぞれ上昇した場合は、減損が発生します。

(4) 耐用年数が確定できない無形資産

上記の無形資産のうち耐用年数を確定できない無形資産はありません。

(5) コミットメント

無形資産の取得に関するコミットメントについては、注記「37. コミットメント」に記載しております。

15. 持分法で会計処理されている投資

当社グループの連結財務諸表において、関連会社に対する投資は、持分法によって会計処理しております。なお、個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|-----------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 持分法で会計処理されている投資 | 3, 544 | 4, 209 | 4,701 | |

個々に重要性のない関連会社の純損益及びその他の包括利益の持分変動額は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 当期利益の当社グループ持分 | 1, 517 | 1, 894 |
| その他の包括利益の当社グループ持分 | 226 | (82) |
| 当期包括利益の当社グループ持分 | 1, 743 | 1, 812 |

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。 前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| | 2015年 1月1日 | 純損益を 通じて認識 | その他の 包括利益を 通じて認識 | その他 | 2015年 12月31日 |
|-------------|---------------|---------------|------------------------|-------|-----------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 繰延税金資産 | | | | | |
| 有形固定資産、無形資産 | 21, 459 | (1,582) | _ | (307) | 19, 570 |
| 退職給付に係る負債 | 26, 424 | (3, 212) | (482) | (22) | 22, 708 |
| 未払費用 | 14, 089 | (725) | _ | (324) | 13, 040 |
| 繰越欠損金 | 4, 990 | (3, 562) | _ | (43) | 1, 385 |
| その他 | 20, 428 | (3, 053) | (6) | 370 | 17, 739 |
| 繰延税金資産 総額 | 87, 390 | (12, 134) | (488) | (326) | 74, 442 |
| 繰延税金負債 | | | | | |
| 有形固定資産、無形資産 | 7, 758 | (203) | _ | 404 | 7, 959 |
| 退職給付に係る資産 | 1,676 | (1,703) | _ | 26 | (1) |
| 金融資産 | 3, 381 | _ | 405 | (137) | 3, 649 |
| 留保利益 | 12, 500 | 96 | _ | (206) | 12, 390 |
| その他 | 1, 314 | (115) | | 110 | 1, 309 |
| 繰延税金負債 総額 | 26, 629 | (1, 925) | 405 | 197 | 25, 306 |
| 繰延税金資産 純額 | 60, 761 | (10, 209) | (893) | (523) | 49, 136 |

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| 2016年 1月1日 | 純損益を 通じて認識 | その他の 包括利益を 通じて認識 | その他 | 2016年 12月31日 |
|---------------|--|---|---|--|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | | | | |
| 19, 570 | (1, 292) | - | 38 | 18, 316 |
| 22, 708 | (1,024) | 6, 298 | (135) | 27, 847 |
| 13, 040 | (889) | - | (224) | 11, 927 |
| 1, 385 | (135) | - | (10) | 1, 240 |
| 17, 739 | (1,696) | <u> </u> | (202) | 15, 841 |
| 74, 442 | (5, 036) | 6, 298 | (533) | 75, 171 |
| | | | | |
| 7, 959 | 92 | _ | (106) | 7, 945 |
| (1) | 1 | _ | _ | _ |
| 3, 649 | _ | (663) | (222) | 2, 764 |
| 12, 390 | 340 | - | _ | 12, 730 |
| 1, 309 | 45 | <u> </u> | (33) | 1, 321 |
| 25, 306 | 478 | (663) | (361) | 24, 760 |
| 49, 136 | (5, 514) | 6, 961 | (172) | 50, 411 |
| | 1月1日 百万円 19,570 22,708 13,040 1,385 17,739 74,442 7,959 (1) 3,649 12,390 1,309 25,306 | 1月1日 通じて認識 百万円 百万円 19,570 (1,292) 22,708 (1,024) 13,040 (889) 1,385 (135) 17,739 (1,696) 74,442 (5,036) 7,959 92 (1) 1 3,649 - 12,390 340 1,309 45 25,306 478 | 2016年 1月1日 純損益を 通じて認識 包括利益を 通じて認識 百万円 百万円 百万円 19,570 (1,292) - 22,708 (1,024) 6,298 13,040 (889) - 1,385 (135) - 17,739 (1,696) - 74,442 (5,036) 6,298 7,959 92 - (1) 1 - 3,649 - (663) 12,390 340 - 1,309 45 - 25,306 478 (663) | 2016年 1月1日 純損益を 通じて認識 包括利益を 通じて認識 その他 百万円 百万円 百万円 百万円 19,570 (1,292) - 38 22,708 (1,024) 6,298 (135) 13,040 (889) - (224) 1,385 (135) - (10) 17,739 (1,696) - (202) 74,442 (5,036) 6,298 (533) 7,959 92 - (106) (1) 1 - - 3,649 - (663) (222) 12,390 340 - - 1,309 45 - (33) 25,306 478 (663) (361) |

連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は、以下のとおりであります。

| | 移行日 前連結会計年度 (2015年1月1日) (2015年12月31日) | | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----------|--|---------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 繰延税金資産 | 61, 194 | 49, 454 | 50, 939 |
| 繰延税金負債 | 433 | 318 | 528 |
| 繰延税金資産 純額 | 60, 761 | 49, 136 | 50, 411 |

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 46, 367 | 39, 784 | 35, 274 |
| 将来減算一時差異 | 12, 904 | 22, 049 | 21,091 |
| 合計 | 59, 271 | 61, 833 | 56, 365 |

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は、以下のとおりであります。

| 結会計年度 年12月31日) |
|-------------------|
| 百万円 |
| 10, 974 |
| 4, 132 |
| 5, 551 |
| 7, 320 |
| 7, 297 |
| 35, 274 |
| |

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ25,767百万円、14,496百万円及び12,385百万円であります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税

法人所得税の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 2015年1月1日 (自 2016年1月1日 至 2015年12月31日) 至 2016年12月31日) 百万円 百万円 当期税金費用 49,877 50,027 繰延税金費用 10, 209 5, 514 60,086 55, 541

(注) 繰延税金費用には税率変更による影響額が前連結会計年度3,838百万円、当連結会計年度2,698百万円含まれております。

(3) 実効税率の調整

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-----------------------|---|---|
| | % | % |
| 法定実効税率 | 35. 64 | 33.06 |
| 試験研究費等の法人税特別控除 | (2.68) | (3.00) |
| 子会社の適用税率との差異 | (2.44) | (2.06) |
| 繰延税金資産の回収可能性の見直しによる影響 | 1.94 | 0. 32 |
| 税率変更による影響 | 2. 31 | 1.47 |
| その他 | 1.42 | 0.49 |
| 平均実際負担税率 | 36. 19 | 30. 28 |

(注) 前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が2015年3月31日に国会で成立し、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から2016年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、2017年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.26%となります。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.26%から2017年1月1日に開始する連結会計年度及び2018年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、2019年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

17. 社債及び借入金

社債及び借入金の内訳は、以下のとおりであります。

| 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | 平均利率 (注1) | 返済期限 |
|--------------------|--|--------------------------|--------------|-----------------|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | |
| 1, 357 | 267 | 220 | 0. 95 | _ |
| 20, 065 | 72 | 30, 069 | 0. 29 | - |
| 30, 285 | 70, 282 | 40, 410 | 0. 13 | 2019年~ 2023年 |
| 49, 903 | 49, 925 | 49, 947 | _ | _ |
| 101, 610 | 120, 546 | 120, 646 | | |
| | | | | |
| 21, 422 | 339 | 30, 289 | | |
| | | | | |
| 80, 188 | 120, 207 | 90, 357 | | |
| 101, 610 | 120, 546 | 120, 646 | | |
| | (2015年1月1日) 百万円 1,357 20,065 30,285 49,903 101,610 21,422 80,188 | (2015年1月1日) | (2015年1月1日) | (2015年1月1日) |

(注1) 平均利率については、当連結会計年度末の借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 社債の明細は、以下のとおりであります。

| 会社名 | 銘柄 | 発行 年月日 | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | 利率 | 担保 | 償還 期限 |
|--------|--------------|----------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|------|----|----------------|
| | | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | | |
| 花王株式会社 | 第3回 無担保社債 | 2013年 6月14日 | 24, 958 | 24, 970 | 24, 982 | 0.39 | なし | 2018年 6月20日 |
| 花王株式会社 | 第4回 無担保社債 | 2013年 6月14日 | 24, 945 | 24, 955 | 24, 965 | 0.62 | なし | 2020年 6月19日 |
| 合計 | | | 49, 903 | 49, 925 | 49, 947 | | | |

18. リース

(1) ファイナンス・リース債務

当社グループは、借手として、建物等の資産を賃借しております。リース契約の一部については、更新 オプションが付されております。また、リース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低リース料総額の合計及びそれらの現在価値は、以下のとおりであります。

最低支払リース料総額

最低支払リース料総額の現在価値

| | 移行日 (2015年 1月1日) | 前連結会計年度 (2015年 12月31日) | 当連結会計年度 (2016年 12月31日) | 移行日 (2015年 1月1日) | 前連結会計年度 (2015年 12月31日) | 当連結会計年度 (2016年 12月31日) |
|----------------|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 1年以内 | 1,050 | 968 | 884 | 989 | 917 | 842 |
| 1年超5年以内 | 3, 306 | 3, 008 | 2, 622 | 3, 153 | 2,888 | 2, 532 |
| 5年超 | 1, 786 | 1, 125 | 634 | 1, 748 | 1, 106 | 626 |
| 合計 | 6, 142 | 5, 101 | 4, 140 | 5, 890 | 4, 911 | 4, 000 |
| 利息相当額 | (252) | (190) | (140) | _ | _ | _ |
| リース債務の現在 価値 | 5, 890 | 4, 911 | 4,000 | 5, 890 | 4, 911 | 4, 000 |

(2) 解約不能オペレーティング・リース

当社グループは、借手として、土地等の資産を賃借しております。

解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料総額は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|---------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 1年以内 | 10, 291 | 8, 649 | 8, 808 |
| 1年超5年以内 | 18, 030 | 16, 889 | 16, 660 |
| 5年超 | 10, 156 | 8, 815 | 7, 627 |
| 合計 | 38, 477 | 34, 353 | 33, 095 |

費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|----------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 最低リース料総額 | 11, 590 | 9, 858 |

19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 営業債務 | 130, 264 | 134, 278 | 130, 348 |
| 未払金 | 63, 196 | 72, 482 | 86, 545 |
| 合計 | 193, 460 | 206, 760 | 216, 893 |

20. 従業員給付

(1) 退職後給付

当社及び主な国内子会社は退職給付制度として、確定給付型のキャッシュバランスプラン(市場金利連動型年金)、及び確定拠出制度を設けており、日本における確定給付制度債務が当社グループの確定給付制度債務の大部分を占めております。

キャッシュバランスプランは、加入期間に獲得したポイントと、加入期間に応じた乗率等により給付額 が算定されております。なお、早期退職者に対して自由定年支援金を支払う場合があります。

確定給付制度は、法令に従い、当社グループと法的に分離された年金基金により運営されております。 年金基金は、当該基金に加入している事業主が選定する理事と、加入者を代表する理事によって構成され る理事会によって運営されております。年金資産の運用は年金基金の理事会が定める運用方針に従って年 金運用受託機関が行っております。年金基金の理事会及び年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優 先にして行動することが法令により求められており、制度資産の運用を行う責任を負っております。

一部の在外子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度のほか、確定拠出制度を設けております。

確定給付制度は、数理計算上のリスク及び制度資産の公正価値変動リスクに晒されております。数理計算上のリスクは主として金利リスクであります。金利リスクは、確定給付制度債務の現在価値が優良社債等の市場利回りに基づいて決定された割引率を使用して算定されるため、割引率が低下した場合に債務が増加することであります。制度資産の公正価値変動リスクは、制度資産の運用基準で定められた利率を下回った場合に、制度の積立状況が悪化することであります。

① 連結財政状態計算書に認識された確定給付負債

連結財政状態計算書に認識された確定給付負債及び資産の純額と、確定給付制度債務及び制度資産との関係は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|---------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| _ | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 確定給付制度債務の現在価値 | 332, 385 | 331, 494 | 355, 579 |
| 制度資産の公正価値 | (255, 541) | (256, 828) | (261, 857) |
| 積立状況 差引 | 76, 844 | 74, 666 | 93, 722 |
| アセット・シーリングの影響 | 0 | _ | _ |
| 確定給付負債 純額 = | 76, 844 | 74, 666 | 93, 722 |
| 連結財政状態計算書上の金額 | | | |
| 退職給付に係る負債 | 77, 895 | 75, 706 | 94, 773 |
| 退職給付に係る資産(注) | (1, 051) | (1, 040) | (1, 051) |
| 確定給付負債 純額 | 76, 844 | 74, 666 | 93, 722 |
| | | | |

(注) 連結財政状態計算書の「その他の非流動資産」に含めております。

② 確定給付制度債務

確定給付制度債務の現在価値の増減は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-------------------------------|---|---|
| • | 百万円 | 百万円 |
| 確定給付制度債務の期首残高 | 332, 385 | 331, 494 |
| 当期勤務費用(注1) | 9, 110 | 8, 784 |
| 利息費用(注2) | 3, 679 | 3, 619 |
| 再測定による増減 | | |
| 人口統計上の仮定の変更により生 じた数理計算上の差異 | 4, 614 | (2, 374) |
| 財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異 | (5, 013) | 28, 545 |
| 実績による修正により生じた数理 計算上の差異 | (468) | (1, 245) |
| 給付支払額(注3) | (11, 148) | (10, 964) |
| 海外の制度に係る為替換算差額等 | (1, 665) | (2, 280) |
| 確定給付制度債務の期末残高 | 331, 494 | 355, 579 |

- (注1) 当期勤務費用は、純損益として認識しております。当該費用は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の営業費用」に含めております。
- (注2) 確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額に係る利息費用又は利息収益については、純損益として認識しております。これらの費用及び収益は、連結損益計算書の「金融費用」及び「金融収益」に含めております。
- (注3) 国内における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、移行日は主として15.7 年、前連結会計年度末は主として16.1年、当連結会計年度末は主として17.3年であります。

③ 制度資産

制度資産の公正価値の増減は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 制度資産の期首残高 | 255, 541 | 256, 828 |
| 利息収益 | 2,665 | 2, 692 |
| 再測定による増減 | | |
| 制度資産に係る収益 | | |
| (利息収益に含まれる金額を除 | (1, 155) | 2, 517 |
| <) | | |
| 事業主からの拠出額(注) | 10, 483 | 10, 768 |
| 給付支払額 | (10, 140) | (9,752) |
| 海外の制度に係る為替換算差額等 | (566) | (1, 196) |
| 制度資産の期末残高 | 256, 828 | 261, 857 |

(注) 当社グループ及び年金基金は、法令に従って、将来の給付発生に対する充当や積立不足がある場合の年金財政の均衡保持を目的として、定期的に財政検証を行うとともに掛金拠出額の再計算を行っております。

当社グループは、翌連結会計年度において確定給付制度に対し8,972百万円の掛金を拠出する予定であります。

制度資産の主な内訳は、以下のとおりであります。

| | (2 | 移行日 015年1月1日 | ∃) | | 連結会計年 15年12月31 | | | 連結会計年 16年12月31 | |
|-----|-------------|-----------------|----------|---------|-------------------|----------|---------|-------------------|----------|
| | | な市場にお 公表市場価棒 | | | な市場にお 公表市場価 | | | な市場にお 公表市場価 | |
| | 有 | 無 | 計 | 有 | 無 | 計 | 有 | 無 | 計 |
| | <u></u> 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 株式 | 7, 776 | 35, 793 | 43, 569 | 7, 211 | 46, 838 | 54, 049 | 7, 723 | 51, 195 | 58, 918 |
| 国内 | _ | 22, 118 | 22, 118 | _ | 23,801 | 23, 801 | _ | 24, 704 | 24, 704 |
| 海外 | 7, 776 | 13,675 | 21, 451 | 7, 211 | 23, 037 | 30, 248 | 7, 723 | 26, 491 | 34, 214 |
| 債券 | 6,083 | 189, 992 | 196, 075 | 5, 779 | 181,072 | 186, 851 | 7, 489 | 180, 216 | 187, 705 |
| 国内 | _ | 169, 917 | 169, 917 | _ | 122, 107 | 122, 107 | _ | 116, 734 | 116, 734 |
| 海外 | 6,083 | 20,075 | 26, 158 | 5, 779 | 58, 965 | 64, 744 | 7, 489 | 63, 482 | 70, 971 |
| その他 | 2, 164 | 13, 733 | 15, 897 | 2, 248 | 13,680 | 15, 928 | 237 | 14, 997 | 15, 234 |
| 合計 | 16, 023 | 239, 518 | 255, 541 | 15, 238 | 241, 590 | 256, 828 | 15, 449 | 246, 408 | 261, 857 |

(注) 信託銀行の合同運用信託に投資している制度資産は、活発な市場における公表市場価格がないものに分類して おります。

当社グループの制度資産は、日本国内における年金資産が大部分を占めており、資産の運用は、加入者及び年金受給者に対する年金給付及び一時金給付の支払を将来にわたり安定的に行うため、許容できるリスクのもとで長期的に見て可能な限りの総合収益をあげることを目的としております。具体的には、投資対象としてふさわしい資産の期待収益率の予測、各資産のリスク、組合せ等を考慮した上で、将来にわたる最適な基本ポートフォリオ(政策アセットミックス)を策定し、これに基づく資産配分を維持しております。この基本ポートフォリオは毎年検証を行い、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行っております。

④ 重要な数理計算上の仮定及び仮定に関する感応度分析 重要な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 割引率 | 主として1.2% | 主として1.3% | 主として0.8% |
| (3) | * A [.] | 411. E 3 4 4 4 1 3 1 4 3 | |

(注) 当社及び主な国内子会社における数理計算で使用している割引率を記載しております。

重要な数理計算上の仮定である割引率が変動した場合の、当社及び主な国内子会社の確定給付制度 債務の現在価値に与える影響の感応度分析は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|---------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 確定給付制度債務への影響額 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割引率0.5%の上昇 | (21, 944) | (21, 946) | (25, 807) |
| 割引率0.5%の下落 | 23, 306 | 23, 706 | 26, 774 |
| | | | |

(注) 感応度分析は、各報告期間の末日時点における他の仮定をすべて一定とした上で割引率 のみを変動させて、確定給付制度債務に与える影響を算定しております。

⑤ 確定拠出制度

確定拠出制度に関して純損益で認識した費用は、前連結会計年度において3,707百万円、当連結会計年度において3,551百万円であります。当該費用は連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の営業費用」に含めております。

(2) その他の従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の営業費用」に含まれるその他の従業員給付費用の合計額は、それぞれ254,287百万円及び258,225百万円であります。

21. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

| 化粧品関連 損失引当金 | 資産除去 引当金 | 返品調整 引当金 | その他の 引当金 | 合計 |
|----------------|--|---|---|--|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 23, 447 | 4, 022 | 2, 083 | 4, 924 | 34, 476 |
| _ | 260 | 4, 749 | 2,030 | 7, 039 |
| 8 | 68 | _ | _ | 76 |
| (9,601) | (87) | (2,751) | (3, 210) | (15, 649) |
| (144) | _ | (9) | (452) | (605) |
| _ | (21) | (107) | (30) | (158) |
| 13, 710 | 4, 242 | 3, 965 | 3, 262 | 25, 179 |
| | 損失引当金 百万円 23,447 - 8 (9,601) (144) | 損失引当金 引当金 百万円 百万円 23,447 4,022 - 260 8 68 (9,601) (87) (144) - - (21) | 損失引当金 引当金 引当金 百万円 百万円 百万円 23,447 4,022 2,083 - 260 4,749 8 68 - (9,601) (87) (2,751) (144) - (9) - (21) (107) | 損失引当金 引当金 引当金 引当金 百万円 百万円 百万円 百万円 23,447 4,022 2,083 4,924 - 260 4,749 2,030 8 68 - - (9,601) (87) (2,751) (3,210) (144) - (9) (452) - (21) (107) (30) |

(1) 化粧品関連損失引当金

2013年7月4日に自主回収を公表しました、カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品に関する補償関連費用等の将来の支出を見積り計上しております。当連結会計年度末引当金残高のうち、9,143百万円については保険による補填が見込まれております。

(2) 資産除去引当金

当社グループが使用する有形固定資産やリース資産等の将来の除却に関して、法令又は契約で要求される法的義務及びそれに準じて発生する義務に基づき発生する債務を、過去の実績等に基づいて合理的に見積り計上しております。

これらは主に1年以上経過した後に支払いが発生すると見込まれていますが、将来の事業計画等の影響を受けます。

(3) 返品調整引当金

当社グループが販売した製品について、製品の生産・販売中止等による販売先からの返品が予想される場合に、返品回収により発生すると見込まれる損失を、過去の実績等に基づいて合理的に見積り計上しております。これらは主に1年以内に支払いが発生すると見込まれておりますが、将来の事業計画等の影響を受けます。

(4) その他の引当金

欧州子会社の構造改革に係る支出見込額等が含まれております。

22. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|----------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 未払費用 | 96, 227 | 100, 651 | 104, 425 |
| 未払消費税等 | 13, 077 | 10, 249 | 8, 655 |
| 未払有給休暇債務 | 5, 775 | 5, 974 | 6, 199 |
| その他 | 8,837 | 8, 548 | 11, 833 |
| 合計 | 123, 916 | 125, 422 | 131, 112 |

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

授権株式数及び発行済株式数の増減は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|------------|---|---|
| | 株 | 株 |
| 授権株式数 | 1, 000, 000, 000 | 1, 000, 000, 000 |
| 発行済株式数 (注) | | |
| 期首 | 504, 000, 000 | 504, 000, 000 |
| 期中増減 | | |
| 期末 | 504, 000, 000 | 504, 000, 000 |
| | | |

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済 株式は全額払込済みとなっております。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、資本準備金及びその他の資本剰余金から構成されております。

会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本準備金に組み入れることが規定されております。また、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 自己株式

自己株式数の増減は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|----------|---|---|
| | 株 | |
| 期首(注1) | 2, 921, 992 | 2, 541, 816 |
| 期中増加(注2) | 9, 340 | 8, 862, 432 |
| 期中減少(注3) | (389, 516) | (266, 594) |
| 期末 (注1) | 2, 541, 816 | 11, 137, 654 |

- (注1) 関連会社の保有する自己株式が、移行日、前連結会計年度、当連結会計年度において、それぞれ556,492株含まれております。
- (注2) 前連結会計年度における自己株式の株式数の増加9,340株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。 当連結会計年度における自己株式の株式数の増加8,862,432株は、取締役会決議に基づく自

当連結会計年度における自己体式の株式数の増加8,862,432株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加8,858,700株及び単元未満株式の買い取りによる増加3,732株であります。

(注3) 前連結会計年度における自己株式の株式数の減少389,516株は、ストックオプションの行使による減少389,000株及び単元未満株式の売り渡しによる減少516株であります。 当連結会計年度における自己株式の株式数の減少266,594株は、ストックオプションの行使による減少266,000株及び単元未満株式の売り渡しによる減少594株であります。

(4) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストックオプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。 なお、契約条件及び金額等は、注記「33.株式に基づく報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額であります。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためにヘッジ取引を行っております。キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分は、当該ヘッジ取引の公正価値の変動額のうち、ヘッジ会計の適用上有効と認められた部分であります。

④ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動の累積額であります。投資を処分した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に発生する金融資産の純変動は、 その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

⑤ 確定給付負債(資産)の純額の再測定

確定給付負債(資産)の純額の再測定には、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額、制度資産に係る収益(実績額)と制度資産に係る利息収益(確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)、資産上限額の影響の変動(確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く)が含まれます。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

(5) 利益剰余金

利益剰余金は、利益準備金及びその他の利益剰余金から構成されております。

会社法では、利益剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

24. 資本政策

当社グループの資本政策は、持続的成長のための投資の実行とそのリスクを許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本的な方針としております。その実現のため、資本コストを考慮した経営指標であるEVA®(経済付加価値:注)を主指標とし、その改善を通じて企業価値の向上を図っております。

当社グループは、すべての資本と有利子負債を資本コストの対象として管理しており、安全性と資本の効率性の視点から最適化を図っております。資本は効率を意識し、中長期視点で無駄のない健全な構造を目指し、有利子負債は、適度に保有するとともに、大型投資のための資金調達が可能となる、高い格付けの取得を目指しております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本の規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

当社グループは、株主還元を重視しておりますが、成長のための投資こそステークホルダーの皆様の期待に応えることと理解し、これを優先しております。配当については、安定的であることに加え、業績の改善を反映させた増配の継続を目指しております。また、余剰資金による自己株式取得を機動的に行っております。

当社グループは、成長投資をタイムリーに実施するため、また、想定を超える事態に対応できる健全性を確保するため、株主還元の実施とともに、必要な資金をEVAを改善させながら保有しております。

当連結会計年度のEVAは、NOPAT(税引後営業利益)の増加や、自己株式の取得による株主還元の実施など投下資本の圧縮に努めたこともあり、前連結会計年度を148億円上回り734億円となりました。

(注) EVAは、NOPATから資本コストを控除した金額指標であります。なお、EVAは、スターン・スチュワート社の登録商標であります。

25. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| 決議日 | 配当金の総額 (注) | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------------|------------|----------|-------------|------------|
| | 百万円 | 円 | | |
| 2015年3月25日 第109期定時株主総会 | 18, 039 | 36 | 2014年12月31日 | 2015年3月26日 |
| 2015年7月28日 取締役会 | 19, 052 | 38 | 2015年6月30日 | 2015年9月1日 |

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。

なお、控除前の金額は、2015年3月25日開催の第109期定時株主総会については、18,059百万円であり、2015年7月28日開催の取締役会については、19,073百万円であります。

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| | 決議日 | 配当金の総額(注) | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---------------------------|-----------|----------|-------------|------------|
| • | | 百万円 | 円 | | |
| | 2016年3月25日 第110期定時株主総会 | 21, 061 | 42 | 2015年12月31日 | 2016年3月28日 |
| | 2016年7月28日 取締役会 | 23, 077 | 46 | 2016年6月30日 | 2016年9月1日 |

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。

なお、控除前の金額は、2016年3月25日開催の第110期定時株主総会については、21,085百万円であり、2016年7月28日開催の取締役会については、23,103百万円であります。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| 決議日 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------------|------------|--------------|-------------|------------|
| | 百万円 | 円 | | |
| 2016年3月25日 第110期定時株主総会 | 21, 085 | 42 | 2015年12月31日 | 2016年3月28日 |
| 当連結会計年度(自 201 | 6年1月1日 至 2 | 2016年12月31日) | | |
| 決議日 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
| | 百万円 | 円 | | |
| 2017年3月21日 第111期定時株主総会 | 23, 684 | 48 | 2016年12月31日 | 2017年3月22日 |

26. 売上高

売上高の内訳は、以下のとおりであります。

| 合計 | 1, 474, 550 | 1, 457, 610 |
|-------|---|---|
| 役務の提供 | 594 | 660 |
| 物品の販売 | 1, 473, 956 | 1, 456, 950 |
| | 百万円 | 百万円 |
| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|---------|---|---|
| · | 百万円 | 百万円 |
| 運賃・保管料 | 60, 737 | 58, 168 |
| 広告宣伝費 | 94, 745 | 97, 437 |
| 販売促進費 | 79, 910 | 83, 161 |
| 従業員給付費用 | 191, 392 | 191, 122 |
| 減価償却費 | 11, 695 | 11, 236 |
| 償却費 | 13, 957 | 6, 173 |
| 研究開発費 | 52, 699 | 54, 567 |
| その他 | 137, 594 | 131, 504 |
| 合計 | 642, 729 | 633, 368 |

28. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|----------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 物流受託収益 | 8,885 | 8, 300 |
| ロイヤルティ収入 | 829 | 1,022 |
| その他 | 4, 385 | 4, 355 |
| 合計 | 14, 099 | 13, 677 |

29. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下のとおりであります。

| | (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 物流受託費用 | 8, 159 | 7, 454 |
| 有形固定資産除売却損 | 3, 910 | 3, 817 |
| 減損損失(注) | 4, 031 | 109 |
| 化粧品関連損失 | 1, 961 | - |
| 欧州子会社構造改革費用 | = | 1,776 |
| その他 | 1,676 | 1, 690 |
| 合計 | 19, 737 | 14, 846 |

前連結会計年度

当連結会計年度

(注) 減損損失の内容は、注記「12. 売却目的で保有する非流動資産」及び「13. 有形固定資産」に記載 しております。

30. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|---|---|---|
| · | 百万円 | 百万円 |
| 受取利息 | | |
| 償却原価で測定される金融資産 | 1,048 | 1,012 |
| 退職給付に係る資産 | 21 | 26 |
| 受取配当金 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | | |
| される金融資産 | | |
| 期中に認識を中止した金融資産 | 46 | 9 |
| 期末日現在で保有する金融資産 | 135 | 205 |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融 | 37 | 21 |
| 資産 | | |
| その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 129 | 116 |
| 合計 | 1, 416 | 1, 389 |

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) | |
|----------------|---|---|--|
| | 百万円 | 百万円 | |
| 為替差損(注1) | 1,633 | 2, 859 | |
| 支払利息(注2) | | | |
| 償却原価で測定される金融負債 | 1,528 | 1, 484 | |
| 退職給付に係る負債 | 1, 035 | 953 | |
| その他 | 17 | 128 | |
| 合計 | 4, 213 | 5, 424 | |

⁽注1) ヘッジ指定されていない通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

⁽注2) ヘッジ指定されていない金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

31. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|---|---|---|
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円) | 105, 196 | 126, 551 |
| 親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 基本的1株当たり当期利益の計算に 使用する当期利益(百万円) | 105, 196 | 126, 551 |
| 加重平均普通株式数(千株) | 501, 352 | 499, 355 |
| 基本的1株当たり当期利益(円) | 209. 82 | 253. 43 |
| (2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎 | | |
| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
| 基本的1株当たり当期利益の計算に 使用する当期利益(百万円) 当期利益調整額(百万円) | 105, 196 | 126, 551 |
| 希薄化後1株当たり当期利益の計算に 使用する当期利益(百万円) | 105, 196 | 126, 551 |
| 加重平均普通株式数(千株) 普通株式増加数 | 501, 352 | 499, 355 |
| 新株予約権(千株) | 701 | 483 |
| 希薄化後の加重平均普通株式数(千株) - | 502, 053 | 499, 838 |
| 希薄化後1株当たり当期利益(円) | 209. 53 | 253. 18 |
| 希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当 たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要 | | |

32. その他の包括利益

各連結会計年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組 替調整額、並びに税効果の影響額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| | 当期発生額 | 組替調整額 | 税効果前 | 税効果 | 税効果後 |
|--|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 純損益に振り替えられることのな い項目 | | | | | |
| その他の包括利益を通じて公正 価値で測定される金融資産の純 変動 | 2, 200 | - | 2, 200 | (405) | 1, 795 |
| 確定給付負債(資産)の純額の 再測定 | (288) | - | (288) | (482) | (770) |
| 持分法適用会社におけるその他 の包括利益に対する持分 | 332 | | 332 | (87) | 245 |
| 純損益に振り替えられること のない項目合計 | 2, 244 | - | 2, 244 | (974) | 1, 270 |
| 純損益に振り替えられる可能性の ある項目 | | | | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | (14, 236) | (828) | (15,064) | - | (15, 064) |
| キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分 | 18 | _ | 18 | (6) | 12 |
| 持分法適用会社におけるその他 の包括利益に対する持分 | (26) | 1 | (25) | 6 | (19) |
| 純損益に振り替えられる可能 性のある項目合計 | (14, 244) | (827) | (15, 071) | _ | (15, 071) |
| 合計 | (12, 000) | (827) | (12, 827) | (974) | (13, 801) |

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| | 当期発生額 | 組替調整額 | 税効果前 | 税効果 | 税効果後 |
|-------------------------------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 純損益に振り替えられることのな い項目 | | | | | |
| その他の包括利益を通じて公正 | | | | | |
| 価値で測定される金融資産の純 変動 | (1, 569) | _ | (1, 569) | 663 | (906) |
| 確定給付負債(資産)の純額の 再測定 | (22, 409) | - | (22, 409) | 6, 298 | (16, 111) |
| 持分法適用会社におけるその他 の包括利益に対する持分 | (128) | | (128) | 56 | (72) |
| 純損益に振り替えられること のない項目合計 | (24, 106) | - | (24, 106) | 7, 017 | (17, 089) |
| 純損益に振り替えられる可能性の ある項目 | | | | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | (16, 661) | - | (16, 661) | - | (16, 661) |
| 持分法適用会社におけるその他 の包括利益に対する持分 | (7) | | (7) | (3) | (10) |
| 純損益に振り替えられる可能 性のある項目合計 | (16, 668) | - | (16, 668) | (3) | (16, 671) |
| 合計 | (40, 774) | | (40, 774) | 7,014 | (33, 760) |

33. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、以下の2種類のストックオプションを発行しております。

① 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、当社取締役及び当社取締役を兼務しない執行役員に対して、報酬として付与するものであります。当該ストックオプションは、付与対象者の報酬と当社の業績及び株式価値の連動性を一層高めることによって、付与対象者の会社業績や株式価値の向上への意欲や士気を高めるとともに、付与対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的としております。

- ・権利確定条件:付与日に確定
- 決済方法: 株式決済
- ・権利行使期間:新株予約権を付与した日から2年経過した日の属する年の7月1日から5年間

② 従来型ストックオプション

従来型ストックオプションは、当社使用人並びに当社関係会社の取締役及び使用人に対して、インセンティブとして付与するものであります。当該ストックオプションは、付与対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的としております。なお、当社グループの管理職層の報酬・インセンティブ制度の見直しに伴い、2012年12月期より当該ストックオプションは付与しておりません。

- ・権利確定条件:付与日に確定
- 決済方法: 株式決済
- ・権利行使期間:新株予約権を付与した日から2年経過した日の属する年の9月1日から5年間

(2) ストックオプションの数及び加重平均行使価格

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| | 株式数 | 加重平均行使価格 | 株式数 | 加重平均行使価格 |
|----------|-------------|----------|-----------|----------|
| • | 株 | 円 | 株 | 円 |
| 期首未行使残高 | 1, 343, 000 | 2, 100 | 846,000 | 1,654 |
| 付与 | 40,000 | 1 | 40, 000 | 1 |
| 行使 | (389,000) | 2, 473 | (266,000) | 1,886 |
| 満期消滅 | (148, 000) | 3, 100 | (71, 000) | 2, 355 |
| 期末未行使残高 | 846, 000 | 1,654 | 549, 000 | 1, 331 |
| 期末行使可能残高 | 766, 000 | 1,827 | 469, 000 | 1,558 |

(注1) 期中に行使されたストックオプションの行使日における加重平均株価は、前連結会計年度において5,443円、当連結会計年度において5,821円であります。

(注2) 期末における未行使のストックオプションの行使価格及び加重平均残存契約年数は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2015年12月31日) 当連結会計年度 (2016年12月31日)

| 行使価格帯 | 株式数 | 加重平均 残存契約年数 | 行使価格帯 | 株式数 | 加重平均 残存契約年数 |
|---------------|----------|----------------|---------------|----------|----------------|
| 円 | 株 | 年 | 円 | 株 | 年 |
| 1 | 231,000 | 4. 1 | 1 | 222,000 | 4.0 |
| 2, 190~2, 355 | 615, 000 | 1.8 | 2, 190~2, 254 | 327,000 | 1.4 |
| 合計 | 846, 000 | 2.4 | 合計 | 549, 000 | 2. 4 |

(3) 期中に付与されたストックオプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストックオプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、ブラック・ショールズモデルを用いて評価しております。

| | 2015年 ストックオプション | 2016年 ストックオプション |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 付与目の公正価値 | 5,630円 | 5,681円 |
| 付与日の株価 | 5,871円 | 5,956円 |
| 行使価格 | 1円 | 1円 |
| 予想ボラティリティ | 21.458% | 25. 723% |
| 予想残存期間 | 3.5年 | 3.5年 |
| 予想配当利回り | 1. 192% | 1.343% |
| リスクフリーレート | 0.018% | (0. 235) % |

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書に含まれている株式に基づく報酬費用として認識した額は、前連結会計年度において225百万円、当連結会計年度において227百万円であります。

34. 金融商品

(1) 金融商品の分類

金融資産の分類ごとの帳簿価額は、以下のとおりであります。

| 金融資産 | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 償却原価で測定される金融資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 (注記8) | 181, 323 | 240, 363 | 268, 126 |
| 営業債権及びその他の債権 (注記9) | 212, 742 | 210, 707 | 208, 459 |
| その他 | 13, 140 | 14, 319 | 22, 404 |
| 純損益を通じて公正価値で測定 | | | |
| される金融資産 | | | |
| 現金及び現金同等物(注記8) | 47, 644 | 69, 559 | 34, 900 |
| デリバティブ | 656 | 2, 240 | 791 |
| その他 | 2, 853 | 2, 858 | 2, 888 |
| その他の包括利益を通じて公正 | | | |
| 価値で測定される金融資産 | | | |
| 株式 | 13, 473 | 14, 987 | 12, 428 |
| 合計 | 471, 831 | 555, 033 | 549, 996 |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 | 228, 967 | 309, 922 | 303, 026 |
| 営業債権及びその他の債権 | 212, 742 | 210, 707 | 208, 459 |
| その他の金融資産 | 4, 034 | 5, 065 | 13, 038 |
| 小計 | 445, 743 | 525, 694 | 524, 523 |
| 非流動資産 | | | |
| その他の金融資産 | 26, 088 | 29, 339 | 25, 473 |
| 合計 | 471, 831 | 555, 033 | 549, 996 |
| | | | |

当社グループの株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式で長期保有するものであり、投機は行わない方針であることから、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。当該株式の主な銘柄ごとの公正価値は、以下のとおりであります。

移行日 (2015年1月1日)

| 銘柄 | 金額 |
|--------------------|--------|
| | 百万円 |
| (株)セブン&アイ・ホールディングス | 2,801 |
| ㈱セブン銀行 | 2, 540 |
| 東京海上ホールディングス㈱ | 1,043 |
| ㈱リブドゥコーポレーション | 784 |
| 幸商事㈱ | 571 |
| イオン(株) | 491 |
| 攝津製油㈱ | 473 |
| (株)イズミ | 422 |
| 日本アルコール販売㈱ | 386 |
| 紀伊産業㈱ | 364 |

前連結会計年度(2015年12月31日)

| 銘柄 | 金額 |
|------------------|---------|
| | 百万円 |
| ㈱セブン&アイ・ホールディングス | 3, 568 |
| ㈱セブン銀行 | 2, 665 |
| 東京海上ホールディングス㈱ | 1,000 |
| ㈱リブドゥコーポレーション | 831 |
| イオン(株) | 766 |
| 幸商事㈱ | 728 |
| 攝津製油㈱ | 621 |
| ㈱イズミ | 468 |
| 日本アルコール販売㈱ | 418 |
| 紀伊産業㈱ | 353 |

当連結会計年度(2016年12月31日)

| 銘柄 | 金額 |
|------------------|-------|
| | 百万円 |
| ㈱セブン&アイ・ホールディングス | 2,863 |
| ㈱セブン銀行 | 1,675 |
| 東京海上ホールディングス㈱ | 913 |
| 幸商事㈱ | 863 |
| ㈱リブドゥコーポレーション | 835 |
| イオン㈱ | 687 |
| 攝津製油㈱ | 533 |
| ㈱イズミ | 502 |
| 日本アルコール販売㈱ | 462 |
| 紀伊産業㈱ | 359 |

当社グループは、資産の効率的活用や業務上の関係の見直し等により、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の一部を売却により処分し、認識を中止しております。期中で売却した銘柄の売却時における公正価値及び売却に係る累積利得又は損失の合計額は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|----------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 公正価値 | 690 | 1,036 |
| 累積利得(損失) | 367 | 658 |

当社グループでは、その他の資本の構成要素として認識していたその他の包括利益を通じて公正価値で 測定される金融資産の累積利得又は損失は、投資を処分した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場 合にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。利益剰余金へ振り替えたその他の包 括利益の累積利得又は損失(税引後)は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ236百 万円及び435百万円であります。 金融負債の分類ごとの帳簿価額は、以下のとおりであります。

| 金融負債 | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) |
|---------------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 償却原価で測定される金融負 | | | |
| 債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 (注記19) | 193, 460 | 206, 760 | 216, 893 |
| 社債及び借入金 (注記17) | 101,610 | 120, 546 | 120, 646 |
| その他 | 17, 492 | 17, 919 | 19, 057 |
| 純損益を通じて公正価値で測 定される金融負債 | | | |
| デリバティブ | 1, 086 | 827 | 773 |
| 合計: | 313, 648 | 346, 052 | 357, 369 |
| 流動負債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 193, 460 | 206, 760 | 216, 893 |
| 社債及び借入金 | 21, 422 | 339 | 30, 289 |
| その他の金融負債 | 5, 765 | 6, 929 | 8, 164 |
| 小計 | 220, 647 | 214, 028 | 255, 346 |
| 非流動負債 | | | |
| 社債及び借入金 | 80, 188 | 120, 207 | 90, 357 |
| その他の金融負債 | 12, 813 | 11, 817 | 11,666 |
| 小計 | 93, 001 | 132, 024 | 102, 023 |
| 合計: | 313, 648 | 346, 052 | 357, 369 |

上記金融負債等に対し、担保に供している重要な資産はありません。なお、その他の金融負債のうち、有利子負債である預り金の残高は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度で、それぞれ10,561百万円、11,986百万円及び13,275百万円であり、当連結会計年度末の預り金残高に対する平均利率は0.14%であります。

(2) 金融商品に係るリスク管理

当社グループは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを回避又は低減するために、以下の方針に基づき金融商品に係るリスクを管理しております。

① 市場リスク管理

当社グループは、事業活動を行う上で為替変動、金利変動、株価変動等の市場の変動に伴うリスクに晒されております。市場リスクを適切に管理することにより、リスクの低減を図るよう努めております。また、当社グループでは、市場リスクを適切に管理する目的で主に為替予約、通貨スワップ、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用することがあります。デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲、組織体制等を定めた社内規程に従っており、実需に基づいたリスクの回避に限定して利用しております。当社グループでは投機目的でのデリバティブの利用は行わない方針であります。従って、当社が保有するデリバティブの公正価値の変動は原則として、対応する取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動を相殺する効果を有しております。

(i) 為替変動リスク

当社グループは、海外でも事業活動を行っており、外貨建による売買取引及び在外営業活動体への純投資において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。外国通貨建の取引については、外貨預金口座を通じての決済、為替予約や通貨スワップ等のデリバティブ取引により為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。

当社グループの機能通貨である円に対し主要な外貨である米ドル、ユーロ及び中国元に係る為替予約及び通貨スワップの詳細は、以下のとおりであります。

なお、これらのデリバティブ取引について、ヘッジ会計は適用しておりませんが、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺しているものと判断しております。

| ゴ ルバティブ | 移行日 (2015年1月1日) デリバティブ | | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | | | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | | | |
|----------------|------------------------------|--------------------|--------------------------|--------|--------------------|--------------------------|---------|--------------------|-----------------------|
| アッハティン 取引 | 契約額等 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) (注) | 契約額等 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) (注) | 契約額等 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) (注) |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 為替予約 | | | | | | | | | |
| 売建 | | | | | | | | | |
| 米ドル | - | _ | _ | 16,824 | 9, 729 | (83) | 16, 308 | 7, 280 | 60 |
| ユーロ | 54 | _ | 1 | 76 | _ | (0) | 74 | - | 3 |
| 中国元 | 3, 053 | 3, 053 | (67) | 4, 578 | 3, 379 | 110 | 1,065 | - | (1) |
| 買建 | | | | | | | | | |
| ユーロ | 55 | _ | (1) | 43 | - | 1 | 151 | - | (6) |
| 中国元 | 808 | 808 | (114) | 778 | 778 | (100) | 701 | 701 | (52) |
| 通貨スワップ | | | | | | | | | |
| 受取円・支 払中国元 | 2, 279 | 2, 279 | (602) | 2, 279 | 2, 279 | (417) | 2, 279 | 2, 279 | (158) |

⁽注) 上記デリバティブの公正価値の測定方法は、注記「34. 金融商品(4) 金融商品の公正価値」に記載しております。

上記デリバティブに関する資産及び負債は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」及び「その他の金融負債」にそれぞれ含めております。

為替変動リスクのエクスポージャー(純額)は、以下のとおりであります。なお、デリバティブ取引により為替変動リスクがヘッジされている金額は除いております。

前連結会計年度(2015年12月31日)

| | 米ドル | ユーロ | 中国元 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| エクスポージャー純額 | 1, 598 | 1, 354 | 4, 183 |
| 当連結会計年度(2016年12 | 2月31日) | | |
| | 米ドル | ユーロ | 中国元 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| エクスポージャー純額 | 2, 210 | 707 | 5, 342 |

当社グループが各連結会計年度末において保有する外貨建金融商品において、日本円が10%円高になった場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

機能通貨建の金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

| | 百万円 | 百万円 |
|-----|-------|-------|
| 米ドル | (160) | (221) |
| ユーロ | (135) | (71) |
| 中国元 | (418) | (534) |

(ii) 金利変動リスク

当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として長期借入金や社債により資金調達を行っております。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。これらの金利に対して、必要に応じて金利スワップ等により、金利変動リスクのヘッジを図っております。そのため、当社グループにおける金利変動リスクに対するエクスポージャーは限定的であると判断しております。

(iii) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業を中心に市場性のある株式を、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ10,476百万円、11,775百万円及び8,956百万円保有しております。それらは株価変動のリスクに晒されておりますが、保有について毎年合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。また、これら株式はすべてその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しており、株価変動に対する純損益への影響はありません。

② 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手方が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被る信用リスクに晒されております。

(i) 営業債権及びその他の債権

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。未収入金については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどは短期間で決済されております。

(ii) 短期投資

現金及び現金同等物、及びその他の金融資産に含まれている短期投資は、格付けの高い企業のコマーシャルペーパー、公社債投資信託、金銭の信託等の安全性と流動性の高い金融商品であります。

(iii) 貸付金

貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規貸付時に貸付先の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

(iv) デリバティブ

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲及び組織体制等を定めた社内規程に従っております。デリバティブの利用にあたっては、実需に基づいて投機的な取引を排除し、リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の 信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、特定の取引先について、重要な信 用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループでは、主に営業債権等の償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、内部信用格付の格下げや、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報等を考慮しております。

当社グループにとって特に重要な金融資産である受取手形及び売掛金における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、当社グループが受取手形及び売掛金の全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、社内での審議・承認のプロセスを踏み、帳簿価額を直接減額しております。

なお、信用補完として受け入れた保証金を移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、 それぞれ6,105百万円、6,271百万円及び6,413百万円保有しております。

受取手形及び売掛金の帳簿価額、及びこれらに対する貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2015年12月31日)

| 受取手形及び売掛金 | 常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 | 信用減損している 金融資産 | 合計 | |
|----------------------|--|------------------|----------|--|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 2015年1月1日 | 205, 186 | 488 | 205, 674 | |
| 当期の増減 (認識及び認識の中止) | 5, 749 | (104) | 5, 645 | |
| 信用減損金融資産への振替 | (146) | 146 | _ | |
| その他の変動 | (4, 295) | (58) | (4, 353) | |
| 2015年12月31日 | 206, 494 472 | | 206, 966 | |
| 貸倒引当金 | 常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 | 信用減損している 金融資産 | 合計 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 2015年1月1日 | 775 | 475 | 1, 250 | |
| 当期増加額 | 236 | 126 | 362 | |
| 当期減少額(目的使用) | (115) | (35) | (150) | |
| 当期減少額 (その他) | (46) | (49) | (95) | |
| 信用減損金融資産への振替 | (7) | 7 | - | |
| その他の変動 | (40) | (59) | (99) | |
| 2015年12月31日 | 803 | 465 | 1, 268 | |

| 受取手形及び売掛金 | 常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 | 信用減損している 金融資産 | 슴콹 | |
|---|---|--|------------------------------|--|
| | | 百万円 | 百万円 | |
| 2016年1月1日 | 206, 494 | 472 | 206, 966 | |
| 当期の増減 (認識及び認識の中止) | 2, 472 | (36) | 2, 436 | |
| 信用減損金融資産への振替 | 28 | (28) | _ | |
| その他の変動 | (4, 258) | (45) | (4, 303) | |
| 2016年12月31日 | 204, 736 363 | | 205, 099 | |
| | | | | |
| 貸倒引当金 | 常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 | 信用減損している 金融資産 | 슴計 | |
| 貸倒引当金 | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している | | 合計 百万円 | |
| 貸倒引当金 2016年1月1日 | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 | 金融資産 | | |
| | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 百万円 | 金融資産 | 百万円 | |
| 2016年1月1日 | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 百万円 803 | 金融資産 | 百万円 1,268 | |
| 2016年1月1日 当期増加額 | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 百万円 803 217 | 金融資産 ———————————————————————————————————— | 百万円 1,268 235 | |
| 2016年1月1日 当期増加額 当期減少額(目的使用) | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 百万円 803 217 (85) | 金融資産 | 百万円 1,268 235 (113) | |
| 2016年1月1日 当期増加額 当期減少額(目的使用) 当期減少額(その他) | 全期間の予想信用損失と 同額で測定している 金融資産 百万円 803 217 (85) (72) | 金融資産 百万円 465 18 (28) (36) | 百万円 1,268 235 (113) | |

受取手形及び売掛金の帳簿価額、及びこれらに対する貸倒引当金の期日別分析は、以下のとおりであります。

移行日(2015年1月1日)

| | 期日未到来 | 期日経過日数 | | | | 合計 |
|-------------|------------|--------|--------|---------|--------|----------|
| 朔日不判米 | | 30日以内 | 30日超 | 60日超 | 90日超 | 百亩 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 197, 825 | 4,853 | 1, 142 | 511 | 1, 343 | 205, 674 |
| 上記に対する貸倒引当金 | 356 | 26 | 43 | 39 | 786 | 1, 250 |
| 予想信用損失率(%) | 0.2 | 0.5 | 3.8 | 7. 6 | 58. 6 | 0.6 |
| 前連結会計學 | 丰度(2015年12 | 月31日) | | | | |
| | 期日 | | 期日経過 | | | 会計 |

| | 期日未到来 | 8U dz | | | | 合計 |
|--------------|----------|--------|--------|------|--------|----------|
| 朔 口不是 | | 30日以内 | 30日超 | 60日超 | 90日超 | 日間 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 196, 783 | 6, 795 | 1, 414 | 504 | 1, 470 | 206, 966 |
| 上記に対する貸倒引当金 | 245 | 89 | 28 | 34 | 872 | 1, 268 |
| 予想信用損失率(%) | 0.1 | 1. 3 | 2.0 | 6.6 | 59. 3 | 0.6 |

| 期 | \exists | 経 | 品 | \exists | 数 |
|-----|-----------|------|-------|-----------|----|
| 771 | \vdash | /124 | indi. | \vdash | ~~ |

| 期日未到来 | | | | 合計 | | |
|-------------|----------|--------|--------|------|--------|----------|
| | 朔日不到不 | | 30日超 | 60日超 | 90日超 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 197, 543 | 4, 315 | 1, 248 | 553 | 1, 440 | 205, 099 |
| 上記に対する貸倒引当金 | 256 | 82 | 30 | 60 | 735 | 1, 163 |
| 予想信用損失率(%) | 0.1 | 1.9 | 2.4 | 10.9 | 51.0 | 0.6 |

③ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、中長期の資金繰り計画を定期的に作成する等の方法により、手元流動性の状況を把握し、常に必要な手元資金を十分に確保しております。

また、当社と子会社間でグローバルキャッシュマネジメントシステムを導入しており、国内外のグループ資金を集中的かつ効率的に管理することにより、流動性リスクの低減に努めております。

金融負債 (デリバティブ金融商品を含む) の期日別残高は、以下のとおりであります。 移行日 (2015年1月1日)

| | 帳簿価額 | 契約上の 金額 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|------------------|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 非デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 営業債務及びその他 の債務 | 193, 460 | 193, 460 | 193, 460 | _ | _ | _ | - | - |
| 社債及び借入金 | 101,610 | 101, 707 | 21, 422 | 63 | 30, 061 | 25, 058 | 37 | 25, 066 |
| リース債務 | 5, 890 | 6, 142 | 1,050 | 967 | 880 | 780 | 679 | 1, 786 |
| 長期預り金 | 6, 105 | 6, 105 | _ | _ | _ | _ | - | 6, 105 |
| デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 通貨関連 | 1,007 | 1,007 | 338 | _ | _ | 669 | - | _ |
| 金利関連 | 79 | 79 | 79 | | | | | |
| 合計 | 308, 151 | 308, 500 | 216, 349 | 1,030 | 30, 941 | 26, 507 | 716 | 32, 957 |
| | | | | | | | | |
| 前退 | 車結会計年度 | 〔2015年12 | 月31日) | | | | | |
| | 帳簿価額 | 契約上の 金額 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| | 百万円 | 百万円 | <u></u> 百万円 | <u></u> 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 非デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 営業債務及びその他 の債務 | 206, 760 | 206, 760 | 206, 732 | 28 | _ | _ | _ | - |
| 社債及び借入金 | 120, 546 | 120,621 | 339 | 30,070 | 25, 067 | 40, 046 | 25, 038 | 61 |
| リース債務 | 4,911 | 5, 101 | 968 | 882 | 782 | 683 | 661 | 1, 125 |
| 長期預り金 | 6, 271 | 6, 271 | _ | _ | - | _ | - | 6, 271 |
| デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 通貨関連 | 790 | 790 | 54 | 54 | 515 | 58 | 109 | - |
| 金利関連 | 37 | 37 | | 25 | 12 | | | |
| 合計 | 339, 315 | 339, 580 | 208, 093 | 31, 059 | 26, 376 | 40, 787 | 25, 808 | 7, 457 |

| | 帳簿価額 | 契約上の 金額 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|------------------|----------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | <u></u> 百万円 |
| 非デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 営業債務及びその他 の債務 | 216, 893 | 216, 893 | 216, 869 | 24 | - | - | _ | - |
| 社債及び借入金 | 120,646 | 120, 699 | 30, 289 | 25, 066 | 40, 045 | 25, 038 | 235 | 26 |
| リース債務 | 4,000 | 4, 140 | 884 | 779 | 684 | 667 | 492 | 634 |
| 長期預り金 | 6, 413 | 6, 413 | - | _ | _ | _ | - | 6, 413 |
| デリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 通貨関連 | 758 | 758 | 337 | 159 | _ | _ | 262 | _ |
| 金利関連 | 15 | 15 | 7 | 8 | | | | |
| 合計 | 348, 725 | 348, 918 | 248, 386 | 26, 036 | 40, 729 | 25, 705 | 989 | 7, 073 |

(3) ヘッジ会計

当社グループは注記「34.金融商品(2)金融商品に係るリスク管理」に記載のあるとおり、変動利付負債の金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを用いて、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。ヘッジ会計を適用する際は、ヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動により相殺される経済的関係にあることを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているかどうかの定性的な評価、及びヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローが同一のリスクによりその変動が相殺し合う関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジの有効性を評価しております。また、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係性及びリスク管理戦略に照らして適切なヘッジ比率を設定しております。なお、当社グループでは、原則としてヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致している場合のみヘッジ会計を適用しているため、重要な非有効部分は発生しておりません。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に含まれており、ヘッジ対象に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動が損益に認識された時点で純損益へ振り替えております。非有効部分は純損益で認識しております。ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの帳簿価額(公正価値)は、以下のとおりであります。なお、ヘッジ会計を中止したヘッジ関係はありません。

| 11 7 7 | 連結財政 | | (2 | 移行日 015年1月1 | 日) | | 連結会計年 15年12月3 | | | 連結会計年 16年12月31 | |
|------------------------------|----------------------|----------------------------------|--------------------|----------------|------|--------------------|------------------|------|--------------------|-------------------|-----|
| リスク 状態計算書 ヘッジ手段 区分 上の表示科目 | ヘッジ手段 | 想定元本 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) | 想定元本 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) | 想定元本 | 契約額等 のうち 1年超 | 帳簿価額 (公正価値) | |
| | | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 金利 | その他の金 融負債 (流動) | 金利スワップ (支払固定・ 受取変動) (注) | 20, 000 | - | (18) | - | - | - | - | - | - |

(注) 当該金利スワップの契約は、以下のとおりであります。 支払固定:0.53% 受取変動:TIBOR+0.05% 前連結会計年度及び当連結会計年度において、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブに関する当社グループのその他の資本の構成要素及び損益(税効果考慮前)の金額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| リスク区分 | 期首 キャッシュ・ フロー・ヘッジの 公正価値の 変動額の有効部分 | その他の包括利益で 認識された ヘッジ損益の金額 | その他の資本の 構成要素から 組替調整された金額 | 期末 キャッシュ・ フロー・ヘッジの 公正価値の 変動額の有効部分 |
|-------|---|--------------------------------|--------------------------------|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 金利リスク | (18) | 18 | _ | - |

当連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) 該当事項はありません。

(4) 金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1・・・同一の資産又は負債に関する活発な市場における公表市場価格により測定した公正 価値

レベル2・・・レベル1以外の、資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットにより測定した公正価値

レベル3・・・資産又は負債についての観察可能な市場データに基づかないインプットにより測定 した公正価値

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

(i) 短期投資(償却原価で測定される短期投資を除く)

短期投資は現金及び現金同等物に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。短期投資は主に公社債投信及び金銭の信託であり、その公正価値は金利等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しております。

(ii) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、それぞれその他の金融資産及び金融負債に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に分類しております。これらは 為替予約、通貨スワップ及び金利スワップ等であり、主に外国為替相場や金利等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しております。

(iii) 株式

株式はその他の金融資産に含まれ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。株式については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しております。レベル3に区分されているものは非上場株式であり、主として純資産に基づく評価モデル(株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法)等により測定しております。

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、 前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。 移行日(2015年1月1日)

| 12 14 11 (= 1 = 2 4 = 1) | | | | |
|---------------------------|-------------|---------|--------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| _ | 百万円 | 百万円 | | 百万円 |
| 金融資産 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融資産 | | | | |
| 短期投資 | _ | 47,644 | _ | 47,644 |
| デリバティブ資産 | _ | 656 | = | 656 |
| その他 | - | 2,853 | = | 2, 853 |
| その他の包括利益を通じて | | | | |
| 公正価値で測定される金融 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 株式 | 10, 476 | | 2, 997 | 13, 473 |
| 合計 | 10, 476 | 51, 153 | 2, 997 | 64, 626 |
| 金融負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融負債 | | | | |
| デリバティブ負債 | _ | 1,086 | _ | 1,086 |
| - 合計 | | 1,086 | | 1,086 |
| = | | = | | |
| 前連結会計年度(2015年12月31日 |) | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| - | | 百万円 | | 百万円 |
| 金融資産 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融資産 | | | | |
| 短期投資 | _ | 69, 559 | _ | 69, 559 |
| デリバティブ資産 | _ | 2, 240 | _ | 2, 240 |
| その他 | _ | 2, 858 | _ | 2, 858 |
| その他の包括利益を通じて | | | | |
| 公正価値で測定される金融 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 株式 | 11, 775 | - | 3, 212 | 14, 987 |
| 合計 | 11,775 | 74, 657 | 3, 212 | 89, 644 |
| | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融負債 | | | | |
| デリバティブ負債 | _ | 827 | _ | 827 |
| - 合計 | | 827 | | 827 |
| = | | | | |

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 金融資産 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融資産 | | | | |
| 短期投資 | - | 34, 900 | _ | 34, 900 |
| デリバティブ資産 | - | 791 | _ | 791 |
| その他 | - | 2,888 | _ | 2,888 |
| その他の包括利益を通じて | | | | |
| 公正価値で測定される金融 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 株式 | 8, 956 | | 3, 472 | 12, 428 |
| 合計 | 8, 956 | 38, 579 | 3, 472 | 51,007 |
| 金融負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で | | | | |
| 測定される金融負債 | | | | |
| デリバティブ負債 | _ | 773 | _ | 773 |
| 合計 | - | 773 | _ | 773 |

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

| | | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|--------|-----|---|---|
| | | 百万円 | 百万円 |
| 期首残高 | | 2, 997 | 3, 212 |
| 利得(損失) | (注) | 290 | 231 |
| 購入 | | - | 30 |
| 売却 | | (73) | _ |
| その他変動 | | (2) | (1) |
| 期末残高 | | 3, 212 | 3, 472 |

(注) 利得又は損失はすべて、各報告期間の末日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で 測定される金融資産に関するものであります。これらの利得又は損失は連結包括利益計 算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純変動」に認識さ れております。

レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定し、公正価値の変動の根拠と併せて上位者に報告がなされ、必要に応じて経営者にも報告がなされております。

③ 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品に係る公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、以下の表に含めておりません。

(i) 現金及び現金同等物(公正価値で測定される短期投資を除く)、営業債権及びその他の債権、 営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値と近似しております。

(ii) 社債及び借入金

社債の公正価値は、市場価格に基づいております。借入金の公正価値は、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により 算定しております。 償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

移行日 (2015年1月1日)

| | 帳簿価額 - | 公正価値 | | | | | |
|----------------------------|---------|------|---------|------------|---------|--|--|
| | | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 金融負債 | | | | | | | |
| 償却原価で測定される 金融負債 | | | | | | | |
| 社債 | 49, 903 | _ | 50, 910 | _ | 50, 910 | | |
| 借入金 | 51, 707 | - | 51, 935 | _ | 51, 935 | | |
| 前連結会計年度(2015年12 | 月31日) | | | | | | |
| | | | 公正化 | 面值 | | | |
| | 帳簿価額 - | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 金融負債 償却原価で測定される 金融負債 | | | | | | | |
| 社債 | 49, 925 | - | 50,650 | _ | 50,650 | | |
| 借入金 | 70, 621 | _ | 70, 933 | _ | 70, 933 | | |
| 当連結会計年度(2016年12 | 月31日) | | | | | | |
| | | | 公正化 | 面值 | | | |
| | 帳簿価額 - | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 金融負債 償却原価で測定される 金融負債 | | | | | | | |
| 社債 | 49, 947 | - | 50, 548 | - | 50, 548 | | |
| 借入金 | 70, 699 | _ | 71, 084 | _ | 71, 084 | | |

35. 重要な子会社

重要な子会社は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度末の議決権所有割合について、前連結会計年度末からの著しい変動はありません。

| 会社名 | 国名 | 主要な事業の内容 | 議決権所有割合(%) |
|------------------------------------|--------|---|------------|
| 花王グループカスタマーマーケティング㈱ | 日本 | 日本におけるコンシューマープロダク ツ事業の販売会社等の統轄 | 100.0 |
| 花王カスタマーマーケティング(株) | 日本 | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア | 100.0 |
| ㈱カネボウ化粧品 | 日本 | ビューティケア | 100.0 |
| カネボウ化粧品販売㈱ | 日本 | ビューティケア | 100.0 |
| 花王ロジスティクス㈱ | 日本 | 日本における物流関連業務 | 100.0 |
| 花王(中国)投資有限公司 | 中国 | 中国における関係会社の統轄及びビュ ーティケア | 100.0 |
| 上海花王有限公司 | 中国 | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア | 100. 0 |
| 花王(合肥)有限公司 | 中国 | ヒューマンヘルスケア | 100. 0 |
| 花王(上海)産品服務有限公司 | 中国 | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア | 100.0 |
| 佳麗宝化粧品(中国)有限公司 | 中国 | ビューティケア | 100.0 |
| 花王(上海)化工有限公司 | 中国 | ケミカル | 100.0 |
| Kao (Taiwan) Corporation | 台湾 | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア ケミカル | 92. 2 |
| Pilipinas Kao, Inc. | フィリピン | ケミカル | 100.0 |
| Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. | タイ | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア ケミカル | 100.0 |
| Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd. | タイ | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア | 100.0 |
| Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd. | マレーシア | ケミカル | 70. 0 |
| PT Kao Indonesia | インドネシア | ビューティケア ヒューマンヘルスケア ファブリック&ホームケア | 72.2 |
| Kao USA Inc. | 米国 | ビューティケア | 100.0 |
| Kao America Inc. | 米国 | 米国における関係会社へのコーポレートサービス及び米国ケミカル事業の持 株会社 | 100.0 |
| Kao Specialties Americas LLC | 米国 | ケミカル | 100. 0 |
| Kao Germany GmbH | ドイツ | ビューティケア | 100.0 |
| Kao Manufacturing Germany GmbH | ドイツ | ビューティケア | 100.0 |

| 会社名 | 国名 | 主要な事業の内容 | 議決権所有割合 (%) |
|----------------------------|------|-------------|-------------|
| Kao Chemicals GmbH | ドイツ | ケミカル | 100.0 |
| Molton Brown Limited | 英国 | ビューティケア | 100.0 |
| Kao Chemicals Europe, S.L. | スペイン | 欧州等ケミカル事業統轄 | 100.0 |
| Kao Corporation S. A. | スペイン | ケミカル | 100.0 |

36. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引については、重要な取引等がないため記載を省略しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。当社グループの主要な経営幹部は、各連結会計年度における当社の取締役及び執行役員であります。

| | 前連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日) |
|-------|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 短期報酬 | 951 | 1, 131 |
| 退職後給付 | 50 | 39 |
| 株式報酬 | 225 | 227 |
| 合計 | 1, 226 | 1, 397 |

37. コミットメント

各報告期間の末日以降の有形固定資産及び無形資産の取得に関するコミットメントは、以下のとおりであります。

| | 移行日 (2015年1月1日) | 前連結会計年度 (2015年12月31日) | 当連結会計年度 (2016年12月31日) | |
|-----------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 有形固定資産の取得 | 19, 958 | 23, 130 | 27, 100 | |
| 無形資産の取得 | 625 | 689 | 1, 306 | |
| 合計 | 20, 583 | 23, 819 | 28, 406 | |

38. 重要な後発事象

当社は、2017年2月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

なお、今回の消却株式数は、当社が2016年1月1日から2016年12月31日までに市場買付によって取得した株式数相当であります。

・消却した株式の種類
・消却した株式の数
・消却した株式の数
・消却した株式の総額
・消却日
2017年3月1日

39. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2015年12月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2015年1月1日であります。

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めております。ただし、IFRS第1号では、IFRSで要求される基準の一部について任意に遡及適用を免除する規定及び強制的に遡及適用を禁止する例外規定が定められており、当社グループは主に以下の免除規定を適用しております。

IFRS第1号の免除規定

(1) 企業結合

IFRS第1号では、IFRS第3号「企業結合」(以下、「IFRS第3号」)を遡及適用、又は、将来に向かって適用することを選択することができます。当社グループは、移行日より前に行われた企業結合に対してIFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日より前に行われた企業結合は、日本基準により会計処理しており、修正再表示しておりません。

企業結合により発生したのれんについては、原則としてIFRS移行前に適用していた日本基準の簿価を引継いでおりますが、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を遡及適用しているため、外貨建のれんはすべて決算日の為替レートで再換算しております。

のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず移行日時点で減損テストを実施しております。

(2) みなし原価

IFRS第1号では、有形固定資産について移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用することが認められております。当社グループは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用しております。

(3) 在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすこと、又は、子会社等の設立又は取得時まで遡及して当該換算差額を再計算することを選択することができます。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

(4) 移行日前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS移行目前に認識した金融商品について、移行目時点で存在する事実及び状況に基づき、IFRS第9号に基づく指定を行うことができます。当社グループは、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づいて、IFRS第9号に従った金融商品についての指定を行っております。

IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」、「金融資産の分類及び測定」及び「金融資産の減損」について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は、以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「連結範囲の差異」にはIFRSに基づいて連結範囲を検討した結果による日本基準との差異を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

<u>IFRS移行日(2015年1月1日)の資本に対する調整</u>

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|-----------|-------------|------------|-------------|---------------|-------------|-----------------|---------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 資産の部 | | | | | | | 資産 |
| 流動資産 | | | | | | | 流動資産 |
| 現金及び預金 | 107, 412 | 121, 251 | 304 | _ | 228,967 | (13), (14) | 現金及び現金同等物 |
| 受取手形及び売掛金 | 204, 060 | 7, 279 | 1, 290 | 113 | 212, 742 | (14) | 営業債権及び その他の債権 |
| 有価証券 | 110, 639 | (110, 639) | _ | _ | _ | (13) | |
| 棚卸資産 | 157, 787 | (2,892) | 1, 161 | (4, 180) | 151,876 | (1), (14) | 棚卸資産 |
| 前払費用 | 6, 832 | (6,832) | _ | _ | _ | | |
| 繰延税金資産 | 20, 232 | (20, 232) | _ | _ | _ | (13) | |
| | _ | 1,023 | 238 | _ | 1, 261 | (14) | 未収法人所得税 |
| | _ | 4, 130 | (96) | _ | 4,034 | (13), (14) | その他の金融資産 |
| その他 | 36, 420 | 10, 428 | (33) | 484 | 47, 299 | (13), (14) | その他の流動資産 |
| 貸倒引当金 | (1, 648) | 1,648 | _ | _ | _ | | |
| 流動資産合計 | 641, 734 | 5, 164 | 2, 864 | (3, 583) | 646, 179 | | 流動資産合計 |
| 固定資産 | | | | | | | 非流動資産 |
| 有形固定資産 | 307, 615 | 10, 432 | 2, 119 | (884) | 319, 282 | (2), (13), (14) | 有形固定資産 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| のれん | 139, 941 | _ | _ | (1, 190) | 138, 751 | (3) | のれん |
| 商標権 | 15, 145 | (15, 145) | _ | _ | _ | | |
| その他 | 12,844 | (12, 844) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 27, 965 | 7 | (4, 346) | 23, 626 | (4), (14) | 無形資産 |
| 投資その他の資産 | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 20, 984 | (20,984) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 9, 264 | (5, 505) | (215) | 3, 544 | (14) | 持分法で会計処理され ている投資 |
| 長期貸付金 | 1,432 | (1, 432) | _ | _ | _ | | |
| 長期前払費用 | 17, 281 | (17, 281) | _ | _ | _ | (13) | |
| 退職給付に係る資産 | 9,692 | (9,692) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 23, 916 | 424 | 1,748 | 26, 088 | (5), (13), (14) | その他の金融資産 |
| その他 | 11,612 | 4, 982 | 44 | (8, 672) | 7, 966 | (9), (14) | その他の非流動資産 |
| 繰延税金資産 | 20,630 | 20, 232 | 1, 189 | 19, 143 | 61, 194 | (6), (13), (14) | 繰延税金資産 |
| 貸倒引当金 | (677) | 677 | _ | _ | _ | | |
| 固定資産合計 | 556, 499 | 20, 090 | (1, 722) | 5, 584 | 580, 451 | | 非流動資産合計 |
| 資産合計 | 1, 198, 233 | 25, 254 | 1, 142 | 2,001 | 1, 226, 630 | | 資産合計 |
| | | | | | | | |

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|------------------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|------------------|---------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 負債の部 流動負債 | | | | | | | 負債 流動負債 |
| 支払手形及び買掛金 | 129, 711 | 65, 491 | (1,742) | _ | 193, 460 | (14) | 営業債務及び その他の債務 |
| 短期借入金 | 1, 137 | (1, 137) | _ | _ | _ | | |
| 1年内返済予定の長期 借入金 | 20, 013 | (20, 013) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 21, 150 | 272 | _ | 21, 422 | (14) | 社債及び借入金 |
| 未払金 | 66, 230 | (66, 230) | _ | _ | _ | | |
| 未払費用 | 94, 666 | (94, 666) | _ | _ | _ | | |
| 未払法人税等 | 28, 108 | 112 | 63 | _ | 28, 283 | (14) | 未払法人所得税等 |
| 化粧品関連損失引当金 | 8, 220 | (8, 220) | _ | _ | _ | (13) | |
| | _ | 10, 122 | (4, 375) | 18 | 5, 765 | (13), (14) | その他の金融負債 |
| | _ | 35, 962 | (2) | (2,600) | 33, 360 | (7), (13), (14) | 引当金 |
| その他 | 32, 451 | 81, 754 | 4, 210 | 5, 501 | 123, 916 | (8), (13), (14) | その他の流動負債 |
| 流動負債合計 | 380, 536 | 24, 325 | (1, 574) | 2, 919 | 406, 206 | | 流動負債合計 |
| 固定負債 | | | | | | | 非流動負債 |
| 社債 | 50,000 | (50, 000) | _ | _ | _ | | |
| 長期借入金 | 30, 083 | (30, 083) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 80, 083 | 202 | (97) | 80, 188 | (14) | 社債及び借入金 |
| 退職給付に係る負債 | 42, 414 | 798 | 763 | 33, 920 | 77, 895 | (9), (14) | 退職給付に係る負債 |
| | _ | 11,877 | 936 | _ | 12, 813 | (13), (14) | その他の金融負債 |
| | _ | 4, 447 | 370 | 479 | 5, 296 | (13), (14) | 引当金 |
| その他 | 22,807 | (19, 614) | 108 | 2, 110 | 5, 411 | (10), (13), (14) | その他の非流動負債 |
| | _ | 3, 421 | _ | (2,988) | 433 | (6), (13) | 繰延税金負債 |
| 固定負債合計 | 145, 304 | 929 | 2, 379 | 33, 424 | 182, 036 | | 非流動負債合計 |
| 負債合計 | 525, 840 | 25, 254 | 805 | 36, 343 | 588, 242 | | 負債合計 |
| 純資産の部 | | | | | | | 資本 |
| 資本金 | 85, 424 | _ | _ | _ | 85, 424 | | 資本金 |
| 資本剰余金 | 109, 561 | _ | _ | _ | 109, 561 | | 資本剰余金 |
| 自己株式 | (9,719) | _ | _ | _ | (9, 719) | | 自己株式 |
| その他有価証券評価差 額金 | 5, 507 | (5, 507) | _ | _ | _ | | |
| 繰延ヘッジ損益 | 8 | (8) | _ | _ | _ | | |
| 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累 | (4, 853) | 4, 853 | _ | _ | _ | | |
| 計額 | 3, 619 | (3, 619) | _ | _ | _ | | |
| 新株予約権 | 944 | (944) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 5, 225 | (302) | 2, 678 | 7,601 | (11), (14) | その他の資本の構成要 素 |
| 利益剰余金 | 468, 684 | _ | 151 | (36, 860) | 431, 975 | (12), (14) | 利益剰余金 親会社の所有者に帰属 |
| | | | | | 624, 842 | | する持分合計 |
| 少数株主持分 | 13, 218 | | 488 | (160) | 13, 546 | (14) | 非支配持分 |
| 純資産合計 | 672, 393 | | 337 | (34, 342) | 638, 388 | | 資本合計 |
| 負債純資産合計 | 1, 198, 233 | 25, 254 | 1, 142 | 2,001 | 1, 226, 630 | | 負債及び資本合計 |

IFRS移行日(2015年1月1日)の資本に対する調整に関する注記

(1) 棚卸資産に対する調整

主として日本基準で認識していた貯蔵品の中で、販売促進を目的とした物品などについては、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産に対する調整

有形固定資産に対する調整は、主として以下のみなし原価の適用によるものであります。

当社グループでは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用しております。移行日において、みなし原価を使用した有形固定資産の日本基準における帳簿価額は1,851百万円であり、公正価値は848百万円であります。

上記の結果、移行日における有形固定資産が1,003百万円減少し、利益剰余金に調整が反映されております。

また、公正価値は、適切な専門家としての資格を有する独立した鑑定人による評価等に基づいており、レベル3に分類しております。

(3) のれんに対する調整

日本基準では一部の外貨建のれんについて取得日の為替レートで換算しておりましたが、IFRSではすべての外貨建のれんを決算日の為替レートで換算しており、利益剰余金に調整が反映されております。

(4) 無形資産に対する調整

日本基準で認識していた無形資産の一部について、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰 余金に調整が反映されております。

(5) その他の金融資産 (非流動資産) に対する調整

日本基準では、市場性のない資本性金融資産については取得原価により評価しており、必要により発行会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っておりました。IFRSでは、これらの資本性金融資産について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定しており、活発な市場の有無に関係なく公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合又は公正価値が著しく低下した場合に利益剰余金に振り替えております。

(6) 繰延税金資産及び繰延税金負債に対する調整

主として日本基準からIFRSへの調整に伴い一時差異が発生したことにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を調整しております。

(7) 引当金(流動負債)に対する調整

日本基準では要件を満たす将来の費用を引当金として認識しておりましたが、IFRSでは引当金の認識要件を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(8) その他の流動負債に対する調整

主として日本基準では負債として認識されていない未消化の有給休暇について、IFRSでは負債の認識を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(9) 退職給付に係る負債及びその他の非流動資産に対する調整

日本基準では数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりました。 IFRSでは、発生時にその他の包括利益として一括で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、日本基準では、過去勤務費用について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは発生時に純損益として認識しております。

なお、日本基準では2015年度の期首より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の計算方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しております。これらの基準等の適用にあたっては退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、2015年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。従って、移行日時点の日本基準による公表済みの連結貸借対照表に、上記退職給付会計基準及び退職給付適用指針の改訂による変更を反映していないため、IFRSにおける連結財政状態計算書との差異が利益剰余金に反映されております。

(10) その他の非流動負債に対する調整

日本基準では負債として認識されていない一定の勤務年数を条件として付与される特別休暇や報奨金について、IFRSでは負債の認識を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(11) その他の資本の構成要素に対する調整

- ① IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る累積換算差額の残高を、移行日である2015年1月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。この結果、その他の資本の構成要素が4,853百万円増加しております。
- ② 注記(5) に記載の市場性のない資本性金融資産の公正価値評価により、その他の資本の構成要素が1,120百万円増加しております。
- ③ 注記(9) に記載の退職給付に係る負債に対する調整の影響により、その他の資本の構成要素が 3,318百万円減少しております。

(12) 利益剰余金に対する調整

| | 移行日 (2015年1月1日) |
|--------------------|--------------------|
| | 百万円 |
| 棚卸資産に対する調整 | (4, 180) |
| 有形固定資産に対する調整 | (884) |
| のれんに対する調整 | (1, 190) |
| 無形資産に対する調整 | (4, 346) |
| 引当金(流動負債)に対する調整 | 2,600 |
| その他の流動負債に対する調整 | (5, 501) |
| 退職給付に係る負債に対する調整 | (36, 366) |
| その他の非流動負債に対する調整 | (2, 110) |
| 在外営業活動体の換算差額に対する調整 | (4,853) |
| その他 | 402 |
| 小計 | (56, 428) |
| 税効果に係る調整 | 19, 414 |
| 非支配持分に係る調整 | 154 |
| 合計 | (36, 860) |

(13) 表示組替

IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ① 日本基準における「現金及び預金」のうち、預入期間が3か月を超える定期預金を、IFRSにおいては、流動資産の「その他の金融資産」として表示しております。また、日本基準における「有価証券」及び「その他(流動資産)」のうち、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資を、IFRSにおいては、「現金及び現金同等物」として表示しております。
- ② 日本基準において、流動項目として表示している繰延税金資産及び繰延税金負債を、IFRSにおいては、非流動項目として表示しております。
- ③ 日本基準において、化粧品の店舗什器を「長期前払費用」として表示しておりましたが、IFRS においては、「有形固定資産」として表示しております。
- ④ IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- ⑤ 日本基準において「その他(流動負債)」及び「その他(固定負債)」に含めて表示していた 返品調整引当金や資産除去債務などと、総額表示での化粧品関連損失引当金を、IFRSにおいて は「引当金」として表示しております。

(14) 連結範囲の差異

日本基準では重要性の低い一部の子会社について連結範囲に含めず持分法を適用しておりましたが、IFRSではすべての子会社を連結範囲に含めております。

前連結会計年度(2015年12月31日)の資本に対する調整

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|--------------|-------------|------------|-------------|---------------|-------------|-----------------|---------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 資産の部 流動資産 | | | | | | | 資産 流動資産 |
| 現金及び預金 | 125, 159 | 184, 279 | 484 | _ | 309, 922 | (11), (12) | 現金及び現金同等物 |
| 受取手形及び売掛金 | 205, 603 | 3, 921 | 1, 147 | 36 | 210, 707 | (12) | 営業債権及び その他の債権 |
| 有価証券 | 158, 651 | (158, 651) | _ | _ | _ | (11) | |
| 棚卸資産 | 158, 134 | (2,953) | 814 | (4,724) | 151, 271 | (1), (12) | 棚卸資産 |
| 前払費用 | 7, 048 | (7,048) | _ | _ | _ | | |
| 繰延税金資産 | 20, 763 | (20, 763) | _ | _ | _ | (11) | |
| | _ | 1, 899 | 178 | _ | 2,077 | (12) | 未収法人所得税 |
| | _ | 5, 301 | (236) | _ | 5,065 | (11), (12) | その他の金融資産 |
| その他 | 59, 501 | (21, 971) | 15 | 460 | 38,005 | (11), (12) | その他の流動資産 |
| 貸倒引当金 | (1,626) | 1,626 | - | _ | _ | | |
| • | 733, 233 | (14, 360) | 2, 402 | (4, 228) | 717, 047 | | 小計 |
| | _ | 1, 330 | _ | _ | 1,330 | (11) | 売却目的で保有する非 流動資産 |
| 流動資産合計 | 733, 233 | (13, 030) | 2, 402 | (4, 228) | 718, 377 | | 流動資産合計 |
| 固定資産 | | | | | | | 非流動資産 |
| 有形固定資産 | 327, 730 | 9, 299 | 1,865 | (897) | 337, 997 | (2), (11), (12) | 有形固定資産 |
| 無形固定資産 | · · | • | , | | | | |
| のれん | 127, 099 | _ | _ | 11, 152 | 138, 251 | (3) | のれん |
| 商標権 | 1, 791 | (1, 791) | _ | _ | _ | | |
| その他 | 14, 832 | (14, 832) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 16,602 | 2 | (899) | 15, 705 | (4), (12) | 無形資産 |
| 投資その他の資産 | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 22, 331 | (22, 331) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 9, 384 | (4, 956) | (219) | 4, 209 | (12) | 持分法で会計処理され ている投資 |
| 長期貸付金 | 1, 171 | (1, 171) | _ | _ | _ | | |
| 長期前払費用 | 17, 583 | (17, 583) | _ | _ | _ | (11) | |
| 退職給付に係る資産 | 1,027 | (1,027) | _ | _ | _ | | |
| | _ | 26, 862 | 440 | 2,037 | 29, 339 | (5), (11), (12) | その他の金融資産 |
| その他 | 11,860 | 5, 846 | 61 | (35) | 17, 732 | (12) | その他の非流動資産 |
| 繰延税金資産 | 23, 896 | 20, 763 | 995 | 3,800 | 49, 454 | (6), (11), (12) | 繰延税金資産 |
| 貸倒引当金 | (684) | 684 | _ | _ | _ | | |
| 固定資産合計 | 548, 636 | 30, 705 | (1, 593) | 14, 939 | 592, 687 | | 非流動資産合計 |
| 資産合計 | 1, 281, 869 | 17, 675 | 809 | 10, 711 | 1, 311, 064 | | 資産合計 |

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------|---|-------------|-----------------|---------------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 負債の部 | | | | | | | 負債 |
| 流動負債 | | | | | | | 流動負債 |
| 支払手形及び買掛金 | 133, 728 | 74, 741 | (1, 709) | _ | 206, 760 | (12) | 営業債務及び その他の債務 |
| 短期借入金 | 47 | (47) | _ | _ | _ | | |
| 1年内返済予定の長期 | 15 | (15) | _ | _ | _ | | |
| 借入金 | 10 | (10) | | | | | |
| | _ | 62 | 277 | _ | 339 | (12) | 社債及び借入金 |
| 未払金 | 76, 078 | (76, 078) | _ | _ | _ | | |
| 未払費用 | 99, 033 | (99, 033) | _ | _ | _ | | |
| 未払法人税等 | 32, 073 | _ | 111 | _ | 32, 184 | (12) | 未払法人所得税等 |
| 化粧品関連損失引当金 | 2, 891 | (2, 891) | _ | _ | _ | (11) | |
| | _ | 11, 335 | (4, 406) | _ | 6, 929 | (11), (12) | その他の金融負債 |
| | _ | 16, 712 | _ | 60 | 16, 772 | (11) | 引当金 |
| その他 | 33, 628 | 82, 225 | 3, 920 | 5, 649 | 125, 422 | (7), (11), (12) | その他の流動負債 |
| 流動負債合計 | 377, 493 | 7, 011 | (1, 807) | 5, 709 | 388, 406 | | 流動負債合計 |
| 固定負債 | | | | | | | 非流動負債 |
| 社債 | 50,000 | (50, 000) | _ | _ | _ | | 7) VILL3/1 X IX |
| 長期借入金 | 70,060 | (70, 060) | _ | _ | _ | | |
| X///II/ (<u></u> | - | 120, 060 | 222 | (75) | 120, 207 | (12) | 社債及び借入金 |
| 退職給付に係る負債 | 74, 178 | 804 | 724 | _ | 75, 706 | (12) | 退職給付に係る負債 |
| 化粧品関連損失引当金 | 2, 474 | (2,474) | _ | _ | _ | (11) | ~ MAT 11 11 0 2 101 |
| | , <u> </u> | 11, 093 | 724 | _ | 11, 817 | (11), (12) | その他の金融負債 |
| | _ | 16, 880 | 365 | 459 | 17, 704 | (11), (12) | 引当金 |
| その他 | 20, 531 | (17, 790) | 83 | 2, 095 | 4, 919 | (8), (11), (12) | その他の非流動負債 |
| | _ | 2, 151 | _ | (1, 833) | 318 | (6), (11) | 繰延税金負債 |
| 固定負債合計 | 217, 243 | 10, 664 | 2, 118 | 646 | 230, 671 | | 非流動負債合計 |
| 負債合計 | 594, 736 | 17, 675 | 311 | 6, 355 | 619, 077 | | 負債合計 |
| / to Virginity in the | | | | | | | Vira I. |
| 純資産の部 | 05 404 | | | | 05 404 | | 資本 |
| 資本金 | 85, 424 | _ | _ | _ | 85, 424 | | 資本金 |
| 資本剰余金 | 108, 659 | _ | _ | _ | 108, 659 | | 資本剰余金 |
| 自己株式 | (8, 202) | _ | _ | _ | (8, 202) | | 自己株式 |
| その他有価証券評価差 | 7,063 | (7,063) | _ | _ | _ | | |
| 額金 繰延ヘッジ損益 | (2) | 2 | | | | | |
| 操些ペッン損益 為替換算調整勘定 | (3) | 3 | _ | _ | _ | | |
| | (19, 315) | 19, 315 | _ | _ | _ | | |
| 退職給付に係る調整累 計額 | (152) | 152 | _ | _ | _ | | |
| 新株予約権 | 889 | (889) | _ | _ | _ | | |
| | _ | (11, 518) | (218) | 7, 552 | (4, 184) | (9), (12) | その他の資本の構成要 素 |
| 利益剰余金 | 502, 134 | _ | 246 | (3, 081) | 499, 299 | (10), (12) | 利益剰余金 |
| | | | | | 680, 996 | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 |
| 少数株主持分 | 10, 636 | _ | 470 | (115) | 10, 991 | (12) | 非支配持分 |
| 純資産合計 | 687, 133 | | 498 | 4, 356 | 691, 987 | (1-) | 資本合計 |
| 負債純資産合計 | 1, 281, 869 | 17, 675 | 809 | 10, 711 | 1, 311, 064 | | 負債及び資本合計 |
| 只良灺貝压口引 | 1, 201, 003 | 11,013 | | ======================================= | 1, 011, 004 | | ヌ 貝 及 い 貝 半 口 司 |

前連結会計年度(2015年12月31日)の資本に対する調整に関する注記

(1) 棚卸資産に対する調整

主として日本基準で認識していた貯蔵品の中で、販売促進を目的とした物品などについては、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産に対する調整

有形固定資産に対する調整は、主として以下のみなし原価の適用によるものであります。

当社グループでは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用しているため、有形固定資産が1,003百万円減少し、利益剰余金に調整が反映されております。なお、みなし原価を使用した有形固定資産の日本基準における帳簿価額は1,851百万円であり、公正価値は848百万円であります。

また、公正価値は、適切な専門家としての資格を有する独立した鑑定人による評価等に基づいており、レベル3に分類しております。

(3) のれんに対する調整

- ① 日本基準では実質的にのれんの償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは移行日以降の償却を停止しております。
- ② 日本基準では一部の外貨建のれんについて取得日の為替レートで換算しておりましたが、IFRSではすべての外貨建のれんを決算日の為替レートで換算しており、その他の資本の構成要素に調整が反映されております。

(4) 無形資産に対する調整

日本基準で認識していた無形資産の一部について、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰 余金に調整が反映されております。

(5) その他の金融資産(非流動資産)に対する調整

日本基準では、市場性のない資本性金融資産については取得原価により評価しており、必要により発行会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っておりました。IFRSでは、これらの資本性金融資産について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定しており、活発な市場の有無に関係なく公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合又は公正価値が著しく低下した場合に利益剰余金に振り替えております。

(6) 繰延税金資産及び繰延税金負債に対する調整

主として日本基準からIFRSへの調整に伴い一時差異が発生したことにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を調整しております。

(7) その他の流動負債に対する調整

主として日本基準では負債として認識されていない未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債の認識を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(8) その他の非流動負債に対する調整

日本基準では負債として認識されていない一定の勤務年数を条件として付与される特別休暇や報奨金について、IFRSにおいて負債の認識を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(9) その他の資本の構成要素に対する調整

- ① IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る累積換算差額の残高を、移行日である2015年1月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。また、在外営業活動体の清算に伴い、IFRSでは当連結会計年度に発生した在外営業活動体の換算差額を利益剰余金に振り替えております。これらの結果、その他の資本の構成要素が6,070百万円増加しております。
- ② 注記(5) に記載の市場性のない資本性金融資産の公正価値評価により、その他の資本の構成要素が1,368百万円増加しております。

(10) 利益剰余金に対する調整

| 前連結会計年度 |
|---------------|
| (2015年12月31日) |

| | (===== ===, , === , , , |
|--------------------|---------------------------|
| | 百万円 |
| 棚卸資産に対する調整 | (4,724) |
| 有形固定資産に対する調整 | (897) |
| のれんに対する調整 | 11,687 |
| 無形資産に対する調整 | (899) |
| その他の流動負債に対する調整 | (5, 649) |
| 退職給付に係る負債に対する調整 | (220) |
| その他の非流動負債に対する調整 | (2,095) |
| 在外営業活動体の換算差額に対する調整 | (6, 070) |
| その他 | (33) |
| 小計 | (8, 900) |
| 税効果に係る調整 | 5, 755 |
| 非支配持分に係る調整 | 64 |
| 合計 | (3, 081) |

(11) 表示組替

IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ① 日本基準における「現金及び預金」のうち、預入期間が3か月を超える定期預金を、IFRSにおいては、流動資産の「その他の金融資産」として表示しております。また、日本基準における「有価証券」及び「その他(流動資産)」のうち、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資を、IFRSにおいては、「現金及び現金同等物」として表示しております。
- ② 日本基準において、流動項目として表示している繰延税金資産及び繰延税金負債を、IFRSにおいては、非流動項目として表示しております。
- ③ 日本基準において、化粧品の店舗什器を「長期前払費用」として表示しておりましたが、IFRS においては、「有形固定資産」として表示しております。
- ④ IFRSの表示規定に基づき、金融資産、金融負債及び売却目的で保有する非流動資産を別掲しております。
- ⑤ 日本基準において「その他(流動負債)」及び「その他(固定負債)」に含めて表示していた 返品調整引当金や資産除去債務などと、総額表示での化粧品関連損失引当金を、IFRSにおいて は「引当金」として表示しております。

(12) 連結範囲の差異

日本基準では重要性の低い一部の子会社について連結範囲に含めず持分法を適用しておりましたが、IFRSではすべての子会社を連結範囲に含めております。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)の損益及び包括利益に対する調整

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|-----------------|-------------|----------|-------------|---------------|-------------|----------------|------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 売上高 | 1, 471, 791 | _ | 2, 759 | _ | 1, 474, 550 | (6) | 売上高 |
| 売上原価 | (658, 221) | (647) | 198 | (195) | (658, 865) | (2), (6) | 売上原価 |
| 売上総利益 | 813, 570 | (647) | 2, 957 | (195) | 815, 685 | | 売上総利益 |
| | | | | | | | |
| 販売費及び一般管理費 | (649, 190) | (3,882) | (2, 234) | 12, 577 | (642, 729) | (1), (2), (6) | 販売費及び一般管理費 |
| | _ | 4, 403 | 9, 758 | (62) | 14, 099 | (4), (6) | その他の営業収益 |
| _ | | (9, 627) | (8, 824) | (1, 286) | (19, 737) | (4), (6) | その他の営業費用 |
| 営業利益 | 164, 380 | (9,753) | 1,657 | 11,034 | 167, 318 | | 営業利益 |
| | _ | 1,788 | 3 | (375) | 1, 416 | (4), (6) | 金融収益 |
| | | 1, 700 | 3 | (373) | 1,410 | (1), (2), (4), | 並際収益 |
| | _ | 2, 508 | (85) | (6, 636) | (4, 213) | (6) | 金融費用 |
| | _ | 2,656 | (1, 113) | (26) | 1,517 | (4), (6) | 持分法による投資利益 |
| 営業外収益 | 7,600 | (7,600) | _ | _ | _ | (4) | |
| 営業外費用 | (2,707) | 2,707 | _ | _ | _ | (4) | |
| 特別利益 | 1, 561 | (1, 561) | _ | _ | _ | (4) | |
| 特別損失 | (9, 255) | 9, 255 | | | | (4) | |
| 税金等調整前当期純利益 | 161, 579 | _ | 462 | 3, 997 | 166, 038 | | 税引前利益 |
| 法人税等合計 | (62, 099) | | (596) | 2,609 | (60, 086) | (3), (6) | 法人所得税 |
| 少数株主損益調整前当期 純利益 | 99, 480 | _ | (134) | 6, 606 | 105, 952 | | 当期利益 |
| _ | | | | | | | 当期利益の帰属 |
| | _ | 98, 862 | (182) | 6, 516 | 105, 196 | | 親会社の所有者 |
| 少数株主利益 | 618 | _ | 48 | 90 | 756 | | 非支配持分 |
| 当期純利益 | | | | | | | |

| 日本基準表示科目 | 日本基準 | 表示組替 | 連結範囲 の差異 | 認識及び 測定の差異 | IFRS | 注記 | IFRS表示科目 |
|----------------------|-----------|---------|-------------|---------------|-----------|----------|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 99, 480 | _ | (134) | 6, 606 | 105, 952 | | 当期利益 |
| その他の包括利益 | | | | | | | その他の包括利益 純損益に振り替えられ ることのない項目 その他の包括利益を |
| その他有価証券評価差 額金 | 1, 310 | _ | 0 | 485 | 1, 795 | (6) | 通じて公正価値で測定される金融資産の純変動 |
| 退職給付に係る調整額 | (3, 712) | _ | 6 | 2, 936 | (770) | (5), (6) | 確定給付負債(資 産)の純額の再測定 持分法適用会社にお |
| | _ | 167 | 78 | _ | 245 | (6) | けるその他の包括利 益に対する持分 |
| | | | | | 1, 270 | | 純損益に振り替えられ ることのない項目合計 |
| 為替換算調整勘定 | (15, 793) | _ | (213) | 942 | (15, 064) | (6) | 純損益に振り替えられ る可能性のある項目 在外営業活動体の換 算差額 |
| | _ | _ | - | 12 | 12 | | キャッシュ・フロ ー・ヘッジの公正価 値の変動額の有効部 分 |
| 持分法適用会社に対す る持分相当額 | (9) | (167) | 150 | 7 | (19) | (6) | 持分法適用会社にお けるその他の包括利 益に対する持分 |
| | | | | | (15, 071) | | 純損益に振り替えられ る可能性のある項目合 計 |
| その他の包括利益合計 | (18, 204) | _ | 21 | 4, 382 | (13, 801) | | 税引後その他の包括利 益 |
| 包括利益 | 81, 276 | _ | (113) | 10, 988 | 92, 151 | | 当期包括利益 |

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)の損益及び包括利益に対する調整に関する注 記

(1) 販売費及び一般管理費に対する調整

- ① 日本基準では退職給付に係る期待運用収益及び利息費用は退職給付費用として売上原価、販売費及び一般管理費に含めて表示しておりましたが、IFRSでは退職給付に係る利息純額を金融費用として表示しております。この結果、販売費及び一般管理費から金融費用に△3,863百万円の表示組替が発生しております。
- ② 日本基準では数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは、発生時にその他の包括利益として一括で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、日本基準では、過去勤務費用について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは発生時に純損益として認識しております。これらの結果、確定給付費用が日本基準より1,152百万円増加しております。
- ③ 日本基準では、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは償却を停止しております。この結果、のれんの償却費が日本基準より12,879百万円減少しております。
- ④ 日本基準では認識していた無形資産について、IFRSでは資産の定義を満たさない部分については 資産として認識しておりません。この結果、無形資産の償却費が日本基準より3,329百万円減少し ております。
- ⑤ 日本基準では要件を満たす将来の費用を引当金として認識しておりましたが、IFRSでは引当金の 認識要件を満たさないため、引当金として認識しておりません。この結果、販売費及び一般管理 費が1,710百万円増加しております。

(2) 金融費用に対する調整

- ① 日本基準では退職給付に係る期待運用収益及び利息費用は退職給付費用として売上原価、販売費及び一般管理費に含めて表示しておりましたが、IFRSでは退職給付に係る利息純額を金融費用として表示しております。この結果、売上原価、販売費及び一般管理費から金融費用に4,529百万円の表示組替が発生しております。
- ② 日本基準では、退職給付費用として、退職給付債務に割引率を乗じて利息費用を、年金資産に期待運用収益率を乗じて期待運用収益をそれぞれ認識しておりましたが、IFRSでは退職給付債務と年金資産の純額に割引率を乗じた利息純額を認識しております。この結果、金融費用が5,558百万円増加しております。
- ③ IFRSではIFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る累積換算差額の残高を、移行日である2015年1月1日においてすべて利益剰余金に振り替えております。この結果、当連結会計年度における在外営業活動体の清算に伴う為替差損が日本基準より1,064百万円増加しております。

(3) 法人所得税に対する調整

日本基準からIFRSへの調整に伴い一時差異が発生したことにより、法人所得税の金額を調整しております。

(4) その他の表示組替

上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

日本基準において、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」、「特別損失」に表示していた項目を、IFRSにおいては財務関連項目及び為替差損益を「金融収益」又は「金融費用」に、それ以外の項目については、「その他の営業収益」、「その他の営業費用」、「持分法による投資利益」に表示しております。

(5) 確定給付負債(資産)の純額の再測定に対する調整

日本基準では数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは、発生時にその他の包括利益として一括で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、日本基準では、過去勤務費用について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生年度から純損益に認識しておりましたが、IFRSでは発生時に純損益として認識しております。

(6) 連結範囲の差異

日本基準では重要性の低い一部の子会社について連結範囲に含めず持分法を適用しておりましたが、IFRSではすべての子会社を連結範囲に含めております。

前連結会計年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)のキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

40. 連結財務諸表の承認

当社グループの連結財務諸表は、2017年3月14日に、当社代表取締役社長執行役員 澤田 道隆及び当社執行役員会計財務部門統括 山内 憲一により承認されております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|------------------------------------|----------|----------|-------------|-------------|
| 売上高(百万円) | 335, 092 | 699, 529 | 1, 055, 089 | 1, 457, 610 |
| 税引前四半期(当期)利益 (百万円) | 32, 927 | 77, 149 | 126, 970 | 183, 430 |
| 親会社の所有者に帰属す る四半期(当期)利益 (百万円) | 20, 801 | 50, 004 | 86, 357 | 126, 551 |
| 基本的1株当たり四半期 (当期) 利益(円) | 41. 47 | 99. 69 | 172. 25 | 253. 43 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|----------------------|--------|--------|--------|-------|
| 基本的1株当たり四半期 利益(円) | 41. 47 | 58. 22 | 72. 58 | 81.46 |

②決算日後の状況

特記事項はありません。

③訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

2【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
- ①【貸借対照表】

| | 前事業年度 (2015年12月31日) | 当事業年度 (2016年12月31日) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 39, 626 | 108, 067 |
| 売掛金 | % 2 73, 696 | * 2 73, 386 |
| 有価証券 | 158, 651 | 81, 900 |
| 商品及び製品 | 46, 346 | 47, 384 |
| 仕掛品 | 8, 957 | 8, 974 |
| 原材料及び貯蔵品 | 17, 205 | 18, 866 |
| 前払費用 | 3, 588 | 4, 310 |
| 繰延税金資産 | 8, 464 | 8, 353 |
| その他 | * 2 64, 707 | * 2 70, 389 |
| 貸倒引当金 | △1, 298 | $\triangle 1,024$ |
| 流動資産合計 | 419, 942 | 420, 605 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | % 1 54, 381 | *1 68,588 |
| 構築物 | *1 12,025 | ×1 12,826 |
| 機械及び装置 | * 1 61, 672 | ×1 77, 699 |
| 車両運搬具 | 131 | 12' |
| 工具、器具及び備品 | *1 6,686 | *1 8, 64 |
| 土地 | 49, 575 | 49, 803 |
| リース資産 | 3, 120 | 2, 56 |
| 建設仮勘定 | 13, 499 | 19, 780 |
| 有形固定資産合計 | 201, 089 | 240, 034 |
| 無形固定資產 | 201, 003 | 240, 03 |
| 特許権 | 402 | 346 |
| 借地権 | 24 | 24 |
| 商標権 | 1, 822 | 145 |
| 意匠権 | 24 | 2' |
| ソフトウエア | 11, 653 | 12, 020 |
| その他 | 2, 151 | 1, 999 |
| 無形固定資産合計 | 16, 076 | 14, 559 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 10, 349 | 8, 093 |
| 関係会社株式 | 381, 318 | 388, 939 |
| 関係会社出資金 | 56, 767 | 56, 76 |
| 関係会社長期貸付金 | 19, 878 | 16, 476 |
| 長期前払費用 | 472 | 530 |
| 繰延税金資産 | 20, 924 | 19, 70 |
| その他 | 5, 661 | 5, 916 |
| 貸倒引当金 | △1, 199 | △1, 334 |
| 投資その他の資産合計 | 494, 170 | 495, 088 |
| 固定資産合計 | 711, 335 | 749, 681 |
| 資産合計 | 1, 131, 277 | 1, 170, 286 |

| | 前事業年度 (2015年12月31日) | 当事業年度 (2016年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | % 2 113, 668 | % 2 107, 701 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | _ | 30,000 |
| リース債務 | 509 | 509 |
| 未払金 | *2 42, 800 | *2 54, 530 |
| 未払費用 | * 2 54, 941 | *2 56, 585 |
| 未払法人税等 | 26, 049 | 27, 763 |
| 預り金 | *2 89,770 | * 2 107, 304 |
| その他 | 5, 277 | 6, 800 |
| 流動負債合計 | 333, 014 | 391, 192 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 50, 000 | 50,000 |
| 長期借入金 | 70, 000 | 40,000 |
| リース債務 | 2, 335 | 1,826 |
| 退職給付引当金 | 28, 917 | 27, 058 |
| 資産除去債務 | 2, 992 | 3, 226 |
| その他 | 1, 642 | 1, 605 |
| 固定負債合計 | 155, 886 | 123, 715 |
| 負債合計 | 488, 900 | 514, 907 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 85, 424 | 85, 424 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 108, 889 | 108, 889 |
| 資本剰余金合計 | 108, 889 | 108, 889 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 14, 117 | 14, 117 |
| その他利益剰余金 | 0.0 | |
| 特別償却準備金 | 20 | 9 |
| 圧縮記帳積立金 | 6, 541 305, 500 | 6, 654 |
| 別途積立金 繰越利益剰余金 | 123, 699 | 305, 500 186, 825 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 自己株式 | 449, 877 | 513, 105 |
| | △8, 019 | △56, 941 |
| 株主資本合計 評価・換算差額等 | 636, 171 | 650, 477 |
| その他有価証券評価差額金 | 5, 317 | 2 000 |
| 評価・換算差額等合計 | | 3, 999 |
| | 5, 317 | 3, 999 |
| 新株予約権 | 889 | 903 |
| 純資産合計 負債純資産合計 | 642, 377 | 655, 379 |
| 只识咫月庄口司 | 1, 131, 277 | 1, 170, 286 |

| | 前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日) | 当事業年 (自 2016年1月 至 2016年12 | 1日 |
|--------------|---|---------------------------------|-------------------|
| 売上高 | * 1 881, 593 | ; | ×1 897, 846 |
| 売上原価 | * 1 432, 090 | ; | ¥1 433, 387 |
| 売上総利益 | 449, 503 | | 464, 459 |
| 販売費及び一般管理費 | *1,*2 333,840 | % 1, | ×2 336, 513 |
| 営業利益 | 115, 663 | | 127, 946 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | % 1 377 | | * 1 466 |
| 有価証券利息 | 105 | | 29 |
| 受取配当金 | *1 23,711 | | * 1 20, 798 |
| その他 | * 1 2, 307 | | % 1 2, 415 |
| 営業外収益合計 | 26, 500 | | 23, 708 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | ※ 1 422 | | * 1 392 |
| 社債利息 | 253 | | 253 |
| 為替差損 | 1, 090 | | 1, 792 |
| その他 | % 1 329 | | 160 |
| 営業外費用合計 | 2, 094 | | 2, 597 |
| 経常利益 | 140, 069 | | 149, 057 |
| 特別利益 | | | |
| 固定資産売却益 | % 3 4 | | жз 25 |
| 投資有価証券売却益 | 308 | | 375 |
| 国庫補助金 | 0 | | 0 |
| 新株予約権戻入益 | 63 | | 28 |
| 子会社清算益 | 2, 740 | | - |
| その他 | | | 0 |
| 特別利益合計 | 3, 115 | | 428 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | * 4 2, 649 | | * 4 3, 225 |
| 減損損失 | 1, 186 | | - |
| その他 | <u>*1 10</u> | | 4 |
| 特別損失合計 | 3, 845 | | 3, 229 |
| 税引前当期純利益 | 139, 339 | | 146, 256 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31, 587 | | 36, 338 |
| 法人税等調整額 | 8, 039 | | 2, 094 |
| 法人税等合計 | 39, 626 | | 38, 432 |
| 当期純利益 | 99, 713 | | 107, 824 |

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|----------|----------|---------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資本金 | | 資本剰余 | 2本組令 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 金合計 | 利益準備金 | 特別償却 準備金 | 圧縮記帳 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 85, 424 | 108, 889 | 108, 889 | 14, 117 | 30 | 6, 262 | 305, 500 | 79, 785 | 405, 694 |
| 会計方針の変更による累積的 影響額 | | | | | | | | △18, 008 | △18,008 |
| 会計方針の変更を反映した当期 首残高 | 85, 424 | 108, 889 | 108, 889 | 14, 117 | 30 | 6, 262 | 305, 500 | 61, 777 | 387, 686 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △37, 132 | △37, 132 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △11 | | | 11 | - |
| 税率変更による特別償却準備 金の調整額 | | | | | 1 | | | Δ1 | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | △46 | | 46 | - |
| 税率変更による圧縮記帳積立 金の調整額 | | | | | | 325 | | △325 | - |
| 当期純利益 | | | | | | | | 99, 713 | 99, 713 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | △390 | △390 |
| 株主資本以外の項目の当期変 動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △10 | 279 | - | 61, 922 | 62, 191 |
| 当期末残高 | 85, 424 | 108, 889 | 108, 889 | 14, 117 | 20 | 6, 541 | 305, 500 | 123, 699 | 449, 877 |

| | 株主資本 | | 評価・換 | 算差額等 | かかってんか | 4* WR T A 31 |
|-------------------------|---------|----------|------------------|----------------|--------|--------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算差 額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | △9, 536 | 590, 471 | 4, 324 | 4, 324 | 944 | 595, 739 |
| 会計方針の変更による累積的 影響額 | | △18,008 | | | | △18, 008 |
| 会計方針の変更を反映した当期 首残高 | △9, 536 | 572, 463 | 4, 324 | 4, 324 | 944 | 577, 731 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △37, 132 | | | | △37, 132 |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | _ |
| 税率変更による特別償却準備 金の調整額 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 税率変更による圧縮記帳積立 金の調整額 | | - | | | | - |
| 当期純利益 | | 99, 713 | | | | 99, 713 |
| 自己株式の取得 | △54 | △54 | | | | △54 |
| 自己株式の処分 | 1, 571 | 1, 181 | | | | 1, 181 |
| 株主資本以外の項目の当期変 動額(純額) | | | 993 | 993 | △55 | 938 |
| 当期変動額合計 | 1, 517 | 63, 708 | 993 | 993 | △55 | 64, 646 |
| 当期末残高 | △8, 019 | 636, 171 | 5, 317 | 5, 317 | 889 | 642, 377 |

| (単位:日万円) | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|------------------|----------|--------------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|
| | | | | | 株主資本 | | | | |
| | | 資本乗 | 資本剰余金 | | | | | | |
| | 資本金 | View I Service A | 資本剰余 | Cal Market Miles A | | その他利 | 益剰余金 | | 利益剰余 |
| | | 資本準備金 | 金合計 | 利益準備金 | 特別償却 準備金 | 圧縮記帳 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 金合計 |
| 当期首残高 | 85, 424 | 108, 889 | 108, 889 | 14, 117 | 20 | 6, 541 | 305, 500 | 123, 699 | 449, 877 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △44, 188 | △44, 188 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △11 | | | 11 | - |
| 税率変更による特別償却準備 金の調整額 | | | | | 0 | | | △0 | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | 5 | | △5 | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | △47 | | 47 | - |
| 税率変更による圧縮記帳積立 金の調整額 | | | | | | 155 | | △155 | - |
| 当期純利益 | | | | | | | | 107, 824 | 107, 824 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | △408 | △408 |
| 株主資本以外の項目の当期変 動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △11 | 113 | - | 63, 126 | 63, 228 |
| 当期末残高 | 85, 424 | 108, 889 | 108, 889 | 14, 117 | 9 | 6, 654 | 305, 500 | 186, 825 | 513, 105 |

| | 株主 | 資本 | 評価・換 | 算差額等 | | |
|-------------------------|----------|----------|------------------|----------------|-------|----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算差 額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | △8, 019 | 636, 171 | 5, 317 | 5, 317 | 889 | 642, 377 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △44, 188 | | | | △44, 188 |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 税率変更による特別償却準備 金の調整額 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 税率変更による圧縮記帳積立 金の調整額 | | - | | | | - |
| 当期純利益 | | 107, 824 | | | | 107, 824 |
| 自己株式の取得 | △50, 021 | △50, 021 | | | | △50, 021 |
| 自己株式の処分 | 1, 099 | 691 | | | | 691 |
| 株主資本以外の項目の当期変 動額(純額) | | | △1,318 | △1, 318 | 14 | △1,304 |
| 当期変動額合計 | △48, 922 | 14, 306 | △1, 318 | △1, 318 | 14 | 13, 002 |
| 当期末残高 | △56, 941 | 650, 477 | 3, 999 | 3, 999 | 903 | 655, 379 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しており、実質的残存価額まで償却しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換 算しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用 処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りの変更)

(有形固定資産の耐用年数)

当社グループは、機械装置を中心とした積極的な設備投資を実施していく中で、製造コストの比較ができ、生産拠点の最適化等をグローバルレベルで検討することが経営管理面からの重要課題の一つと認識しております。

そのため、2016年1月から固定資産システムをグローバルに統一しました。これを契機にして、当事業年度から当社の機械装置の耐用年数についても、グローバルな生産体制に見合った使用実態を反映した見積耐用年数(設備の種類に応じて主として9年と10年)に統一することと致しました。

これにより、従来の耐用年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,282百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金の受入れにより取得価額より控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

| ※1 国庫開助金の文八40により取付間領す | 、り住所した回足貝座の圧相記帳系 | 目倒は、外のとわりてめりより。 |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2015年12月31日) | 当事業年度 (2016年12月31日) |
| 建物 | 102百万円 | 98百万円 |
| | 35 | 35 |
| 幾械及び装置 | 1, 097 | 1,073 |
| 工具、器具及び備品 | 68 | 71 |
| 計 | 1, 302 | 1, 277 |
| ※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債 | 養務(区分表示されたものを除く) (| は、次のとおりであります。 |
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2015年12月31日) | (2016年12月31日) |

9 但証信数

関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債務

| 3 保証債務 | | |
|---------------------------------------|---------------|---------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2015年12月31日) | (2016年12月31日) |
| 当社従業員の財形貯蓄制度による金融 機関からの借入金に対する債務保証 | 52百万円 | 33百万円 |
| 関係会社1社の保険引受に対する債務保 証の上限額 | - | 2, 209 |

80,025百万円

103,866

81,129百万円

123, 571

| | (自 | 前事業年度 2015年1月1日 2015年1月1日) | (自 | 当事業年度 2016年1月1日 2016年12月31日) |
|------------------------------|---------|----------------------------------|---------|------------------------------------|
| | 至 | 2015年12月31日) | 至 | 2016年12月31日) |
| 営業取引による取引高 | | | | |
| 売上高 | | 796,874百万円 | | 815,012百万円 |
| 仕入高 | | 72, 220 | | 75, 027 |
| その他の営業取引高 | | 220, 008 | | 222, 933 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | | 25, 303 | | 95, 805 |
| ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費 (1) 販売費 | ■及び会 | を額は、次のとおりであります。 | | |
| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | (自 | 2015年1月1日 | (自 | 2016年1月1日 |
| | 至 | 2015年12月31日) | 至 | 2016年12月31日) |
| 販売手数料 | | 125,411百万円 | | 127,614百万円 |
| 荷造及び発送費 | | 20, 997 | | 20, 570 |
| 広告宣伝費 | | 49, 944 | | 53, 555 |
| 販売促進費 | | 23, 151 | | 24, 141 |
| 給料手当及び賞与 | | 10, 343 | | 10,871 |
| 減価償却費 | | 5, 093 | | 5, 320 |
| (2) 一般管理費 | | | | |
| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | (自 至 | 2015年1月1日 2015年12月31日) | (自 至 | 2016年1月1日 2016年12月31日) |
| 給料手当及び賞与 | | 11,241百万円 | | 9,786百万円 |
| 減価償却費 | | 16, 204 | | 5, 068 |
| 研究開発費 | | 45, 161 | | 48, 149 |
| (うち、減価償却費) | | (3, 342) | | (3,956) |
| ※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりて | であり言 | ます。 | | |
| | (自 | 前事業年度 2015年1月1日 | (自 | 当事業年度 2016年1月1日 |
| | 至 | 2015年12月31日) | 至 | 2016年12月31日) |
| 機械及び装置 | | 1百万円 | | 23百万円 |
| 土地 | | _ | | 0 |
| その他 | | 3 | | 2 |
| 計 | | 4 | | 25 |
| ※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりて | であり言 | ます。 | | |
| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | (自 至 | 2015年1月1日 2015年12月31日) | (自 至 | 2016年1月1日 2016年12月31日) |
| 機械及び装置 | | 1,804百万円 | | 2,280百万円 |
| その他 | | 845 | | 945 |
| 計 | | 2, 649 | | 3, 225 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式388,939百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式381,318百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|---------------------|---------------------|
| | (2015年12月31日) | (2016年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 減価償却費 | 16,460百万円 | 15,342百万円 |
| 退職給付引当金 | 9, 356 | 8, 301 |
| 未払費用 | 3, 080 | 2, 535 |
| 未払事業税 | 1, 420 | 1,621 |
| 土地評価損 | 3, 326 | 3, 160 |
| 関係会社出資金評価損 | 10, 334 | 8,878 |
| その他 | 6, 035 | 7, 268 |
| 繰延税金資産小計 | 50, 011 | 47, 105 |
| 評価性引当額 | \triangle 14, 729 | \triangle 14, 092 |
| 繰延税金資産合計 | 35, 282 | 33, 013 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | $\triangle 2,472$ | $\triangle 1,713$ |
| 圧縮記帳積立金 | △3, 116 | $\triangle 2,938$ |
| その他 | △306 | △308 |
| 繰延税金負債合計 | <u></u> | $\triangle 4,959$ |
| 繰延税金資産の純額 | 29, 388 | 28, 054 |
| | | |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------------------|------------------|------------------|
| | (2015年12月31日) | (2016年12月31日) |
| 法定実効税率 | 35.64% | 33. 06% |
| (調整) | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | $\triangle 5.89$ | $\triangle 4.54$ |
| 試験研究費等の法人税額特別控除 | △2.90 | △3. 18 |
| 評価性引当額 | 0.05 | 0.08 |
| 税率変更による影響 | 2.18 | 1.02 |
| その他 | △0.64 | △0.16 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 28. 44 | 26. 28 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.26%から2017年1月1日に開始する事業年度及び2018年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、2019年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

2016年1月1日付で、当社の連結子会社である花王グループカスタマーマーケティング株式会社が、当社から花王カスタマーマーケティング株式会社、カネボウ化粧品販売株式会社及び花王フィールドマーケティング株式会社の株式を承継する吸収分割を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社の名称 花王株式会社

事業の内容 コンシューマープロダクツ及びケミカルプロダクツの製造販売等

吸収分割承継会社の名称 花王グループカスタマーマーケティング株式会社

事業の内容 コンシューマープロダクツの販売等

(2) 企業結合日

2016年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、花王グループカスタマーマーケティング株式会社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

(4) 結合後企業の名称

花王グループカスタマーマーケティング株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

花王グループの販売機能の一体運営をさらに進めることで、"花王グループの総合力"を発揮し、より高いレベルで商品・サービスを提供することができるようにするため、本吸収分割を行うものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

当社は、2017年2月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを 決議し、以下のとおり実施いたしました。

なお、今回の消却株式数は、当社が2016年1月1日から2016年12月31日までに市場買付によって取得した株式数相当であります。

・消却した株式の種類 普通株式

・消却した株式の数 9,000,000株・消却した株式の総額 48,429百万円

• 消却目 2017年3月1日

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

| | Nr. 1 | | | | | | 減価償却累 |
|--------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 計額 |
| 有形固定資産 | 建物 | 221, 606 | 21, 929 | 3, 580 | 6, 372 | 239, 955 | 171, 367 |
| | 構築物 | 69, 747 | 2, 365 | 1, 609 | 1, 425 | 70, 503 | 57, 677 |
| | 機械及び装置 | 524, 356 | 29, 096 | 20, 884 | 12, 215 | 532, 568 | 454, 869 |
| | 車両運搬具 | 2, 311 | 58 | 211 | 60 | 2, 158 | 2, 031 |
| | 工具、器具及び備品 | 58, 229 | 5, 865 | 2, 141 | 3, 786 | 61, 953 | 53, 309 |
| | 土地 | 49, 575 | 384 | 156 | - | 49, 803 | - |
| | リース資産 | 7, 690 | - | - | 553 | 7, 690 | 5, 123 |
| | 建設仮勘定 | 13, 499 | 65, 119 | 58, 838 | - | 19, 780 | - |
| | 計 | 947, 013 | 124, 816 | 87, 419 | 24, 411 | 984, 410 | 744, 376 |
| 無形固定資産 | 特許権 | 913 | 346 | 164 | 402 | 1, 095 | 749 |
| | 借地権 | 24 | - | - | - | 24 | - |
| | 商標権 | 134, 159 | 6 | 133, 682 | 1, 684 | 483 | 340 |
| | 意匠権 | 50 | 11 | 6 | 8 | 55 | 28 |
| | ソフトウエア | 21, 023 | 4, 706 | 2, 263 | 4, 338 | 23, 466 | 11, 446 |
| | その他 | 2, 188 | 4, 600 | 4, 750 | 3 | 2, 038 | 39 |
| | 計 | 158, 357 | 9, 669 | 140, 865 | 6, 435 | 27, 161 | 12, 602 |

(注) 1. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額の主なものは下記のとおりであります。

建物 生理用品生産設備用建屋 4,003百万円

紙おむつ生産設備用建屋3,857機械及び装置紙おむつ生産設備11,014建設仮勘定紙おむつ生産設備13,415

3. 当期減少額の主なものは下記のとおりであります。

機械及び装置 紙おむつ生産設備 不要設備の除却 4,649百万円

生理用品生産設備不要設備の除却891償却完了により減少133,680

【引当金明細表】

商標権

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 貸倒引当金 | 2, 497 | 204 | 343 | 2, 358 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況 特記事項はありません。

② 訴訟

当社が当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|
| 定時株主総会 | 3月中 | | | | |
| 基準日 | 12月31日 | | | | |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日(中間配当)、12月31日(期末配当) | | | | |
| 1単元の株式数 | 100株 | | | | |
| 単元未満株式の買取り・買増し | | | | | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部(特別口座の口座管理機関) | | | | |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座の口座管理機関) | | | | |
| 買取・買増手数料 | 無料 | | | | |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告を することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 (公告掲載URL http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html) | | | | |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 | | | | |

- (注) 1. 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の買取り・買増しに関する取り扱いは、振替口座を開設した金融商品取引業者等の口座管理機関を通じて行うものとなっております。
 - 2. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

| (1)有価証券報告書及びその 添付書類並びに確認書 | 事業年度 (第110期) | 自至 | 2015年1月1日 2015年12月31日 | 2016年3月25日 関東財務局長に提出 |
|---------------------------|------------------|--------|---------------------------------------|---|
| (2)内部統制報告書 及びその添付書類 | | | | 2016年3月25日 関東財務局長に提出 |
| (3)四半期報告書 及び確認書 | (第111期 第1四半期) | 自 至 | 2016年1月1日 2016年3月31日 | 2016年5月12日 |
| | (第111期 第2四半期) | 自至 | 2016年4月1日 2016年6月30日 | 2016年8月9日 |
| | (第111期 第3四半期) | 自至 | 2016年7月1日 2016年9月30日 | 2016年11月9日 |
| | 313EI T 391) | | 2010—37130 д | 関東財務局長に提出 |
| (4)四半期報告書の訂正報告書 及び確認書 | (第111期 第1四半期) | 自 至 | 2016年1月1日 2016年3月31日 | 2016年8月5日 関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書 | 示に関する内閣 | 同府令 | 1条の5第4項及び企業内容等の開 第19条第2項第9号の2(株主総会 | 2016年3月28日 |
| | にわける議状権 告書 | £1丁1失 | での結果)の規定に基づく臨時報 | 関東財務局長に提出 |
| (6)有価証券届出書及びその添付書 類 | : | | | 2016年4月27日 関東財務局長に提出 |
| (7)訂正有価証券届出書 | | | | 2016年5月12日 2016年5月27日 関東財務局長に提出 |
| (8)自己株券買付状況報告書 | 自 2016年8月 | 1日 | 報 告 期 間 至 2016年8月31日 | 2016年9月9日 |
| | 自 2016年9月 | 1日 | 至 2016年9月30日 | 2016年10月11日 |
| | 自 2016年10月 | 1日 | 至 2016年10月31日 | 2016年11月10日 関東財務局長に提出 |
| (9)訂正発行登録書 | | | | 2016年3月25日 2016年3月28日 2016年5月12日 2016年8月5日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月14日

花王株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 洋 | 印 |
|-----------------|-------|----|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 | 泰司 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 志賀 | 健一朗 | 印 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表に関する注記事項について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の2016年 12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況 をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、花王株式会社の2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、花王株式会社が2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した 上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準 拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月14日

花王株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| 指定有限責任社員業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 洋 | 印 |
|--------------------|-------|----|-----|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 鈴木 | 泰司 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 志賀 | 健一朗 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花 王株式会社の2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重 要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。